

活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市



第2次 袋井市総合計画

前期基本計画

平成28年度～32年度



袋井市

企画財政部企画政策課

目次

はじめに	P 1
袋井市民憲章	P 2
日本一健康文化都市宣言	P 3
核兵器廃絶平和都市宣言	P 3
市の木・花・鳥	P 4

序

第1章 計画の意義と特徴	P 6
第2章 計画の構成と期間	P 8
第3章 時代の潮流	P 9
第4章 市政に対する市民ニーズ	P 13

第1編 基本構想

第1章 基本構想策定の目的	P 17
第2章 まちの将来像	P 18
第3章 まちづくりの基本目標	P 19

第2編 基本計画

第1章 計画の主要指標	
第1節 将来人口	P 23
第2節 土地利用	P 26
第3節 財政計画	P 30
第2章 行政経営方針	P 32
第3章 施策別計画	
第1節 施策体系	P 34
第2節 政策・取組	
政策1・取組1～3	P 37
政策2・取組1～5	P 47
政策3・取組1～6	P 61
政策4・取組1～5	P 77
政策5・取組1～5	P 91
政策6・取組1～3	P 105

付属資料

1. 策定体制	P 116
2. 策定経過	P 118
3. 政策・取組別指標一覧	P 122

はじめに

～ 未来を先取る 日本一健康文化都市へ ～



平成17年4月に現在の袋井市が誕生し、10年が経過しました。

この間、“自らのまちは自らが創る”という信念のもと、市民の皆様の一体感の醸成と市勢の発展に向けて、地域医療の充実をはじめ、子育て支援や防災対策、さらには企業誘致や土地区画整理事業などに積極的に取り組んできたことにより、本市は県内でも数少ない、人口減少に歯止めがかかっているまちとなっています。

しかし、今日の我が国では、人口減少や少子高齢化の急速な進行が社会問題となっており、本市においても、今後、この問題はまちづくりを進めるうえで、避けて通れないものとなっています。

また、この10年間で、社会環境は大きく変化し、リーマン・ショックによる経済不況や東日本大震災の経験、ライフスタイルの多様化や情報通信技術の進展など、これまでにない様々な課題に向き合う必要が出てきています。

今回策定する第2次総合計画は、大きな転換期を迎えている本市の新たな一步の方向性を定めるものです。

このため、これまでの取組を活かしながら、“日本一健康文化都市”のさらなる飛躍を目指し、まちの将来像に『活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市』を掲げ、“子育て・定住・市民力”の3つのキーワードをもとに、まちづくりを進めていくこととしました。

市民一人ひとりが幸せに住み続け、また、住んでみたくなるまちを築くため、市民の皆様とともに、時代の一步先を行く“日本一健康文化都市”の実現を目指し、新たなまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

おわりに、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、パートナーシップ500人会議や地域座談会への参加など総合計画の策定にご協力いただいた多くの皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成27年9月

袋井市長 原田 英之



袋井市民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と文化に恵まれている郷土に誇りをもち、人も自然も美しい健康文化都市をめざして、この憲章を定めます。

1. きまりを守り 住みよいまちをつくれます
1. 思いやりの心で人に接し 明るい家庭をきずきます
1. 心と体をきたえ 働く喜びをわかちあいます
1. 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
1. 郷土を愛し 美しい環境をつくれます

(平成18年4月1日制定)

日本一健康文化都市宣言

～人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市～

青く輝く海原と緑あふれる大地に^{いだ}抱かれ、先人によって築かれたふるさとふくろいを、わたしたちは受け継いできました。

この恵まれた地域で、心やからだの健康を増進することはもとより、健康生活を支える自然を守り、地域社会を充実させていくことも、わたしたちみんなの願いです。

わたしたちは、健康意識を高くもち、一人ひとりが「心の健康」、「からだの健康」、「まちの健康」を追求し、すべての人びとを幸せにしていきます。

わたしたち袋井市民は、住んでよかったという喜びを実感できるまちを目指し、ここに袋井市を日本一健康文化都市にすることを宣言します。

平成22年5月16日

核兵器廃絶平和都市宣言

地球上からすべての核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、唯一の被爆国である日本に住むわたしたちの願いである。

豊かな自然に恵まれたふるさとを^{とわ}永久に守っていくために、わたしたちには、平和を願うすべての人びとと手を取りあい、核兵器の恐ろしさと平和の尊さを次の世代へ語り継いでいく使命がある。

わたしたちは、未来を担う子どもたちが安心して暮らしていける世界を築くため、ここに袋井市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言する。

平成22年5月16日

『市の木・花・鳥』

(平成22年5月16日制定)

市の木：キンモクセイ

庭木として多くの家庭などに植えられ、広く親しまれています。秋にはオレンジ色の花が咲き、甘い香りが漂います。



市の花：コスモス

秋になると、市内各地で彩り豊かなコスモス畑が見られます。可憐で美しく親しみやすい花です。



市の鳥：フクロウ

鎌倉時代の遺塵いじん和歌集の中でも「袋井」に掛けて詠まれるなど、歴史的な関わりが深く、市名と語感的にも類似していることから親しみを感じる鳥です。



序



第1章 計画の意義と特徴

総合計画とは、市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を定めた市の最上位の計画です。

市の将来像に向かい、まちづくりを進めていく上では、子育て、教育、保健、医療、福祉、産業、防災など多岐にわたる分野について、多様な施策を実施していく必要があります。また、実施される施策間で矛盾がないように整合性をとるとともに、行政をはじめ市民や団体、企業など市に関わるすべての人で施策に取り組んでいく必要があります。

本市では、旧袋井市と旧浅羽町との合併後の最初の総合計画となる第1次袋井市総合計画を平成18年度に策定し、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」を将来像に掲げ、まちづくりを行ってきました。この間、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、東日本大震災の経験や人口減少社会の到来、価値観の多様化など、これまでにない多様な課題に向き合う必要性が出てきました。

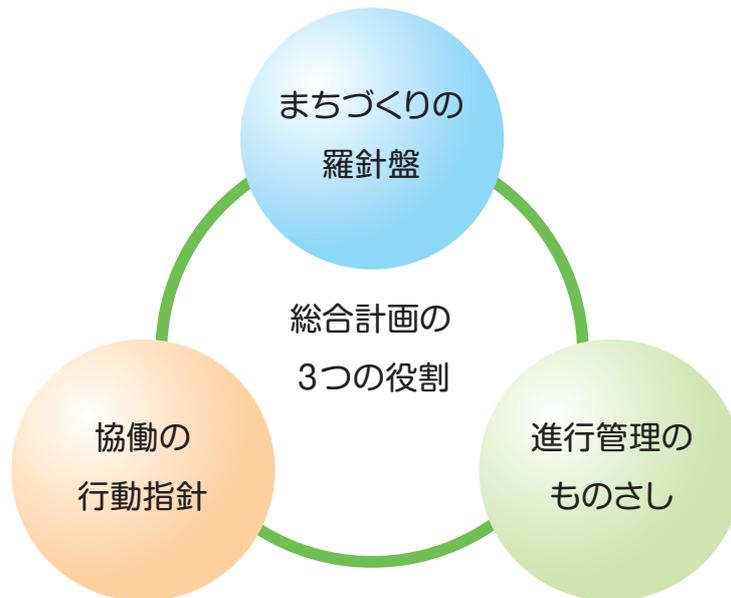
一方、これまで総合計画は策定することが法律で義務付けられていましたが、その義務規定がなくなり、これまでの枠組みにとらわれない柔軟な発想に基づく計画とすることができるようになりました。

こうした背景を踏まえ、私たちを取り巻く環境を的確に捉えながら、市民の皆さんとの協働による時代に合った新しいまちづくりを行うため、第2次袋井市総合計画を策定しました。

今回、策定した第2次袋井市総合計画は、下記に掲げるような3つの役割を持っています。

- 市の最上位計画であり、新たな市政の道しるべとなる“まちづくりの羅針盤”
- 市民と行政の協働によるまちづくりを实践する基礎となる“協働の行動指針”
- 行政評価と連動して計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

【総合計画の3つの役割】



まちづくりの羅針盤

価値観が多様化する中で、地方分権が進み、地域の独自性がまちづくりに求められるようになってきました。このため、市民に選ばれ続けるまちとなるため、目指すべきまちの将来像を描き、自立した魅力ある自治体の実現に向け、市政のとるべき方向性を指し示す「まちづくりの羅針盤」としての役割があります。

協働の行動指針

少子高齢化により、まちづくりの担い手が減少することが見込まれる中、行政のみならず市民や団体、企業が連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。このため、それぞれが対話や交流を重ね、目標を共有し、お互いへの理解と共感を大切に、協力し合う関係を生み出していく「協働の行動指針」としての役割があります。

進行管理のものさし

総合計画で示した施策の方向性は、毎年度、具体的な事業となり、予算化され実施されます。その施策の成果を一定の尺度で測り、分析・評価をして、次の施策へと活かしていくことが必要です。このため、すべての人に分かりやすい指標を示し、各施策の実施状況、目標に対する達成度等を測っていく「進行管理のものさし」としての役割があります。

第2章 計画の構成と期間

この計画は、平成37年度を展望した本市のまちづくりの目標とそれを実現するための施策を明らかにするものであり、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

(1)基本構想

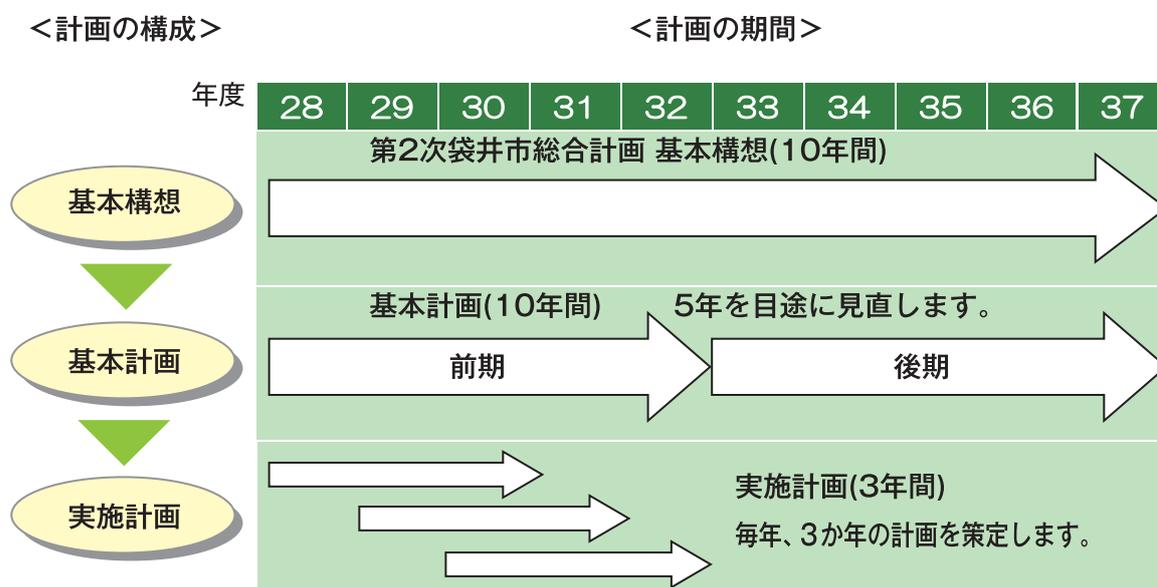
基本構想は、平成37年度を目標年次として、袋井市の「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標」を定めるものです。市民と行政の協働のもとで進める市政の最高理念となるものです。

(2)基本計画

基本計画は、「基本構想」で示されたまちづくりの実現を目指し、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものです。計画期間は10年とし、5年を目途に見直しをします。

(3)実施計画

実施計画は、「基本計画」で示された施策を実現するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の行財政運営を具体化するものです。この実施計画は、社会経済の変化に対応できるよう毎年、3か年を計画期間としてローリング方式により策定します。



第3章 時代の潮流

近年、社会経済環境は様々な面で大きく変化しています。以下に、本計画において留意すべき、時代の潮流を整理します。

(1)人口増加を前提としたまちづくりからの転換

我が国の総人口は減少局面に入り、平成37年には約1億2,000万人に、総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は約3割になると見込まれています。生産年齢人口（15～64歳）の減少は、労働力の減少や地域活力の低下を招き、少子化はさらにそれを長期化させます。また、超高齢社会は年金や医療費などの社会保障費の増加を招きます。

そのため、これまで活躍できる場が限られてきた女性や高齢者が活躍できる仕組みを構築するなど、まちの持続的な成長につなげていくことが求められています。

(2)超高齢社会における自助・互助・共助・公助による自立生活の支援

我が国の平均寿命（平成26年）は、女性86.83歳（世界1位）、男性80.50歳（同3位）となり、今後は、65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していくと見込まれています。

そのため、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けられるよう、保健・医療・介護・福祉などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(3)地方分権と行政改革の進行

国の債務は年々増加し、平成25年6月末時点での残高が、1,000兆円を突破し、国民一人あたり約792万円となっています。そのような中、平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行を契機として地方分権改革が進められ、地方自治体においては、自主的で自立した政策の立案及び推進体制の構築が急務となっています。

第1章
第2章
第3章
第4章

第1編 基本構想
第1章
第2章
第3章

第1章
主要目標の

第2章
行政経営
方針

第3章
第1節
施策体系

第2節
政策1
か子どもがすこやかに育ちます

政策2
を健康長寿で暮らし

政策3
すま快適で魅力あるまちを

政策4
し業活のまなぎるまちを

政策5
指し安全・安心に暮らし

政策6
を市民がいきいきと暮らし

付属資料

9

(4)社会経済を取り巻く環境の変化

我が国の経済情勢は平成20年のリーマン・ショック（世界同時不況）から長らく低迷していましたが、近年は経済政策の効果が現れつつあります。

また、経済のグローバル化は、国際競争の激化や一部製造業では国内回帰の動きも見られるものの生産拠点の海外移転等を招いています。

国内市場の大きな成長が見込めない中、今後は、新興国市場での事業を展開していくことが有望と考えられています。

(5)産業における変化

一次産業では、農業従事者の減少や後継者不足などが進むものの、「食」の重要性が再認識されてきています。

二次産業では、アベノミクス（※）効果により業況改善の兆しが見えはじめ、国内でのものづくりを再評価する動きも出てきています。

三次産業では、外国人訪日客が増加しており、観光産業が注目されています。特に、富士山の世界文化遺産登録や東京オリンピックの開催などにあわせて、多くの訪日客が期待できます。そのため、多言語に対応できるおもてなし人材の育成などの観光振興策が求められています。

※アベノミクス…第2次安倍内閣による経済政策の通称のこと。

(6)雇用状況の変化

近年、非正規雇用者が増加し、正規雇用者との所得格差や不安定な雇用形態が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少につながっていることが指摘されています。回復の兆しを見せはじめた経済のもと、非正規雇用から正規雇用へと転換されていくことが望まれています。

全国的に少子高齢化と人口減少が進み、団塊世代の大量退職を迎えて労働力人口の減少が見込まれる中、女性や高齢者の労働市場への参加促進に加え、外国人の雇用のあり方についても議論を深め、労働環境の整備を進めることが求められています。

第1章	序
第2章	第1編 基本構想
第3章	第1章 計画の主要目標
第4章	第2章 行政経営方針
	第3章 第1節 施策体系
	第2節 政策1 子育てがすこやかに育つまちを
	政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを
	政策3 すまじく暮らしを魅力あるまちを
	政策4 産業活力をまねがえるまちを
	政策5 安全・安心に暮らしを
	政策6 市民がいきいきと活躍するまちを

(7)地域ぐるみの教育の推進

近年、子どもの学力の低下や生活習慣の乱れなどが社会問題化しており、地域が一体となって子どもの健全な育成を支えていこうとする考え方が広まってきています。

そのため、すべての子どもが自立して生きていくための基礎を育むことができるよう、児童・生徒の個性を活かせる創造的で柔軟な特色ある学校づくりと、家庭・地域・学校が互いに連携し、地域全体で教育に取り組むことが求められています。

(8)コンパクトで持続可能な都市の形成

人口減少に伴う経済規模の縮小が懸念される中、公共インフラ・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていくことが求められています。

また、都市の中心部に様々な施設をコンパクトに集中させる集約型まちづくりの概念に基づく、持続可能なまちづくりが求められています。

(9)地球環境問題の深刻化

地球温暖化の影響は年々顕在化し、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。

我が国では、化石燃料を中心にほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っており、石油の代替として期待されていた原子力発電についても福島第一原子力発電所の事故により、安全性に係る信頼が損なわれています。そのため、省エネルギーの徹底的な推進、代替エネルギーの開発・普及の強力な推進が重要となっています。

(10)安全・安心意識の高まり

東日本大震災などの大災害を契機として、人々の防災意識は急速に高まっています。そのような中、国においては、強くてしなやかな国をつくる国土強靱化を推進していくこととしています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、これまで以上に原子力発電の安全対策が求められています。さらに、近年は、高齢者や子どもを標的にした犯罪も多く発生しており、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。



(11)情報化のさらなる進展

近年、スマートフォンが急速に普及し、Wi-Fi（※）などの通信環境も整うなど、家庭や地域の情報通信環境はめまぐるしいスピードで発展を続けています。まちづくりに関しても、様々な分野で情報通信技術（ICT）を活用した地域情報化の取組が進められています。

※Wi-Fi…パソコンなどのネットワーク対応機器が、無線の電波で接続できる技術のこと。

(12)価値観やライフスタイルの多様化

近年ではスローライフ、ロハス（※）と呼ばれるライフスタイルが注目を集め、癒し、健康、余暇など、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向が強くなってきています。また、「幸せとは何か」といった幸福を具体的に見えるようにする「幸福度」といった考え方も研究されてきています。

※ロハス…LOHAS（ロハス）とは、英語の「lifestyles of health and sustainability」の略で、健康と環境、持続可能な社会生活を心がけるライフスタイルのこと。

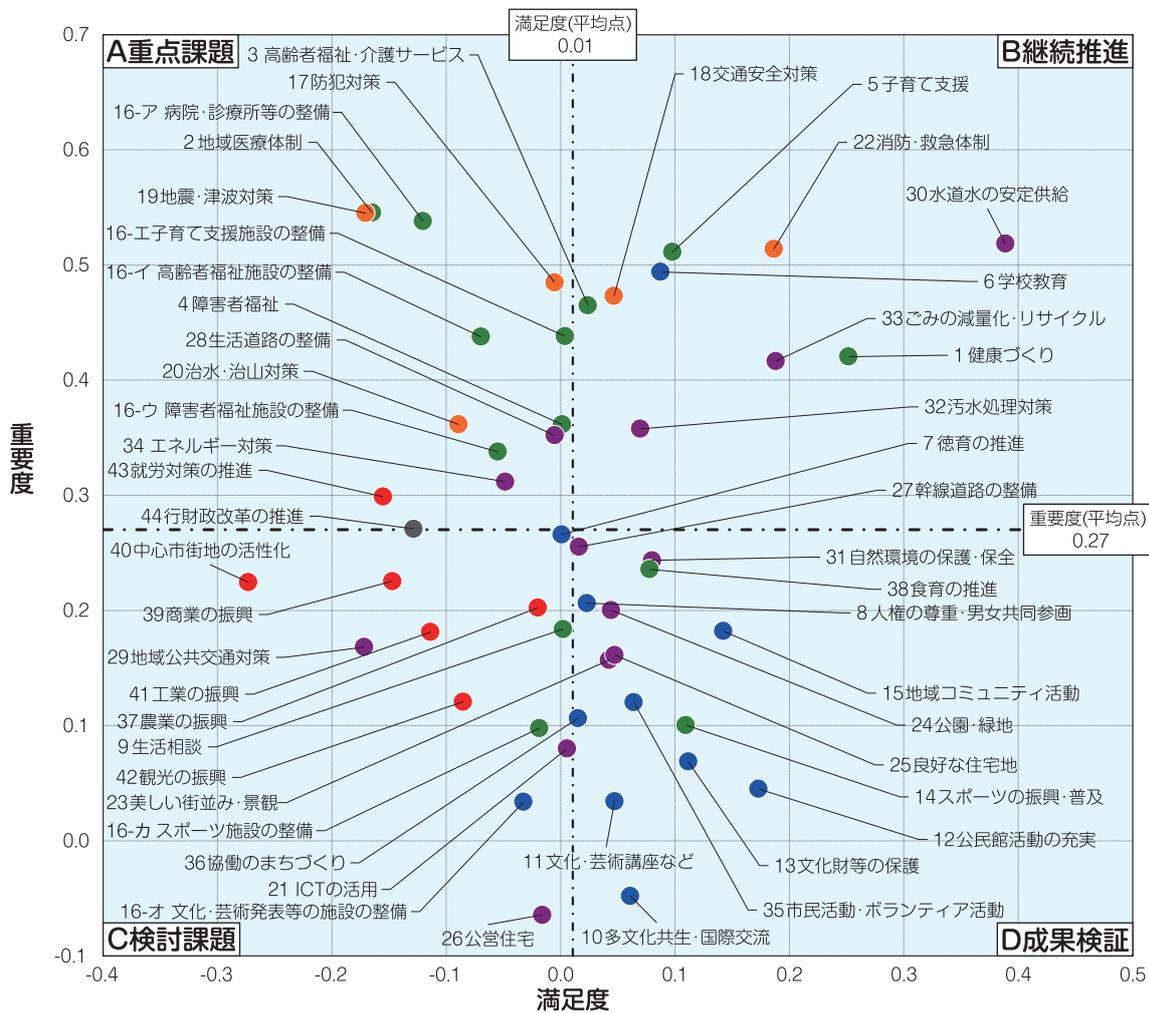
(13)住民参画・協働意識の高まり

ボランティア意識の高まりとともに、住民活動が活発化しており、これまで、サービスの一方的な受け手であった住民が、多様なニーズに応じていくために、行政と共に考え、共に選び、そして共に提供していくといった、住民と行政が一体となって自立した地域社会を形成していくことが求められています。

第4章 市政に対する市民ニーズ

平成26年6月に行ったアンケート調査の結果、市が取り組んでいる44の施策（49の取組）のうち、重点取組課題（下図のAの領域）としては「19 地震・津波対策の推進（浜岡原発への対応含む）」、「2 地域医療体制（市民病院など）の充実」、「16-ア 病院・診療所等の整備」、「17 防犯対策の推進」、「16-イ 高齢者福祉施設の整備」など44施策（49取組）中、13の取組があげられています。

図 満足度と重要度の得点指標化による施策の評価マトリクス



マトリクスの見方

重要度	A 重点課題 重要度：平均点以上 満足度：平均点未満	重要性の認識は高いが、取組に対する満足度は低く、他区分の取組に優先した重点的な対応が望まれます。	B 継続推進 重要度：平均点以上 満足度：平均点以上	重要性の認識も取組に対する満足度もともに高く、現在の水準を下げないように継続的な対応が望まれます。
	C 検討課題 重要度：平均点未満 満足度：平均点未満	重要性の認識は低く、取組に対する満足度も低く、必要性の検証や取組内容の見直しなどを検討し適切な対応が望まれます。	D 成果検証 重要度：平均点未満 満足度：平均点以上	重要性の認識は低いですが、取組に対する満足度は高く、一定の成果をあげているため、必要性を検証し適切な対応が望まれます。
	満足度			

第1章 序
第2章 第3章 第4章

第1編 基本構想
第1章 第2章 第3章

第2編 基本計画
第1章 主要計画の主要指標
第2章 行政経営方針
第3章 第1節 施策体系
第2節 政策1 子どもがすこやかに育つまちを
政策2 健康長寿で暮らしを楽します
政策3 すまじく快適な暮らしを魅力ある
政策4 産業活力をまねる指産
政策5 安全・安心な暮らしを
政策6 市民がいきいきと活躍するまち

付属資料

第 1 編 基本構想



第1章 基本構想策定の目的

平成17年（2005年）の旧袋井市と旧浅羽町との合併から10年が経過しました。この間、本市では、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」をまちの将来像に掲げ、「自らのまちは自らが創る」という自覚と行動力をもって人づくりと産業づくりなどを進め、地域の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。

一方、我が国の状況を見ると、人口減少、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化など社会環境は大きく変化しており、まちの活力を維持していくためには、生活の基盤を支える産業の活性化をはじめ、充実した市民サービスの提供など、まちの魅力向上させる取組が重要になってきています。また、地方分権が進む中、地方自治法の改正により基本構想の策定義務が撤廃され、市の判断でこれまでの総合計画の枠組みにとらわれない柔軟な発想に基づく計画を策定することができるようになりました。

今後、本市が持続的に発展していくためには、長期的な視野で社会の動向を見据えながら、安全・安心を実感できるまちはもとより、誰もが快適で質の高い生活を実現できる魅力的な都市へと歩みを進めることが必要であり、こうしたまちづくりを推進するにあたり、市民と行政とがともに共有できる「まちの将来像」を描き、それを実現するための「まちづくりの目標」を示す必要があります。

そこで、時代の変化や価値観の多様化に適応しながら、市民と行政がともにまちづくりを推進する指針として、平成37年度を目標年次とする基本構想を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

第1章
第2章
第3章
第4章

第1編
第1章
第2章
第3章

第1章
主要目標の計画

第2章
行政経営方針

第3章
第1節
施策体系

第2節
政策1
か子どもがすこやかに育つまちを
目指します

政策2
健康長寿で暮らしを楽しむまち
を目指します

政策3
すまじまちを魅力あるまち
を目指します

政策4
し業活力みなぎるまちを
目指します

政策5
指らせる安全・安心に暮らし
を目指します

政策6
を市民がいきいきと活躍するまち
を目指します

付属資料

第2章 まちの将来像

本市は、遠州灘をはじめ太田川や原野谷川、小笠山などの豊かな自然資源、遠州三山や東海道袋井宿などの歴史・文化的資源に恵まれるとともに、先人によって培われてきた美しい水田や茶園などの農村環境や、地域に活力をもたらす多種多様な企業の立地により住みよい田園都市へと発展してきました。

現在、我が国の状況を見ると、人口減少、少子高齢化の進展などに伴い社会環境が大きな転換期を迎えています。その中で、人々の考え方は物の豊かさから心の豊かさ、量から質の充実へと変わりつつあり、また、国の政策も大都市への一極集中から、地方で暮らすことの魅力を高め、質の高い生活を実現させていく方向にあります。

このような背景のもと、本市は、これまで長年にわたり積み重ねられた地域固有の資源を継承し発展させるとともに、市民一人ひとりがもつ可能性を発揮する中で、これまで以上に人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合う豊かな社会を目指して、未来を拓く人づくりを進めていく必要があります。さらには、市民の暮らしを支える力強い生活基盤を構築するため、地域に根ざした産業づくりを推進し、より自立性の高い都市への実現を目指していくことが必要です。

そのため、私たち袋井市民は、心身ともに健康で豊かに暮らすための「心と体の健康」、良好な住環境の形成や産業を活性化するための「都市と自然の健康」、市民や地域の力を未来の発展につなげる「地域と社会の健康」の3つの健康の柱を充実させることで、常に時代の一步先を行く“日本一健康文化都市”の実現のため、第2次袋井市総合計画におけるまちの将来像を次のとおり掲げます。

活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市

第3章 まちづくりの基本目標

まちの将来像「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

子どもがすこやかに育ち みんなが健康で幸せに暮らすまち ～心と体の健康～

誰もが健康で幸せに暮らし続けられるように、保健・医療、福祉を充実するとともに、スポーツや生涯学習、社会貢献活動などを通じて生きがいと心の充足を図り、健康寿命を延ばす取組を推進します。また、子どもたちの育ちを支える取組として、安心して産み育てられる環境を充実するとともに、未来をたくましく生きる力を育む教育を推進し、「子育てするなら袋井市」と言われるまちを目指します。

活力にあふれ 潤いと安全・安心を実感できるまち ～都市と自然の健康～

まちが活力にあふれ持続的に発展し続けられるように、私たちの生活基盤であり、まちの活力の源でもある産業を育成し、革新と創造へのチャレンジを促進します。また、誰もが安心して快適に暮らし続けるために、防災・防犯対策を充実するとともに、良質な住環境の創出や、多様な自然環境を次世代へ継承する取組を推進し、「定住するなら袋井市」と言われるまちを目指します。

つながりと交流を大切にし 豊かな市民力で未来を拓くまち ～地域と社会の健康～

誰もが誇りと愛着をもって暮らし続けられるように、人と人との絆を大切にし、お互いの個性と創造性を認め合い、助け合う真の豊かさが感じられる“ふくろい”を築いていきます。また、本市固有の歴史や文化を創造し継承する取組を推進し、地域資源を磨き高めるとともに、国内外との交流を深めることで、未来へ力強く踏み出し、「市民力なら袋井市」と言われるまちを目指します。

第1章
第2章
第3章
第4章

第1編
基本構想
第1章
第2章
第3章

第1章
主要計画
の
目標

第2章
行政経営
方針

第3章
第1節
施策体系

第2節
政策1
子どもがすこやかに育つまちを
目指します

政策2
健康長寿で暮らし
を楽しむまち
を目指します

政策3
快適で魅力ある
まちを目指し
ます

政策4
活力みなぎる
まちを目指
します

政策5
安全・安心に暮
らすまちを目
指します

政策6
市民がいきいき
と活躍するま
ちを目指し
ます

付属資料

第2編 基本計画



第1章 計画の主要指標

第1節 将来人口

我が国の総人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続き、平成72年には約8,700万人になると見込まれています。

本市の人口は、平成20年頃から87,000人前後で推移し、平成27年現在は87,155人となっており、近年は、自然増（出生と死亡の差）が社会減（転入と転出の差）を若干上回る傾向が続いています。

しかし、今後は、子どもを出産する年代（20～40歳を中心とした年代）の減少等に伴う少子化や、団塊世代（昭和22～24年に生まれた人）の年齢上昇に伴う高齢化の進行等により、人口減少社会を迎えることとなります。

子どもの出生数（合計特殊出生率※）や、子育て世代（30～49歳）の転出が転入を上回る現在の状況が続いた場合は、10年後の平成37年（第2次総合計画目標年次）には85,400人、45年後の平成72年には67,900人となり、現在から約19,300人、2割以上の人口が減る見込みです。

人口減少は、労働力人口の減少による産業の衰退、購買者の減少による消費市場や経済規模の縮小などにより、まち全体の活力の低下を招き、また、これらの要因が連鎖し、人口がさらに減少するといった負の循環へと陥り、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあります。

静岡県が平成26年8月に実施した「少子化対策に関する県民意識調査」によると、結婚を希望する若者は8割を超え、既婚者が理想とする子どもの人数は2.43人でした。

本市の平成25年の合計特殊出生率は1.71と、全国平均の1.43や静岡県平均の1.53より高い状況にありますが、人口を維持するための水準となる人口置換水準2.07よりも低い状況です。

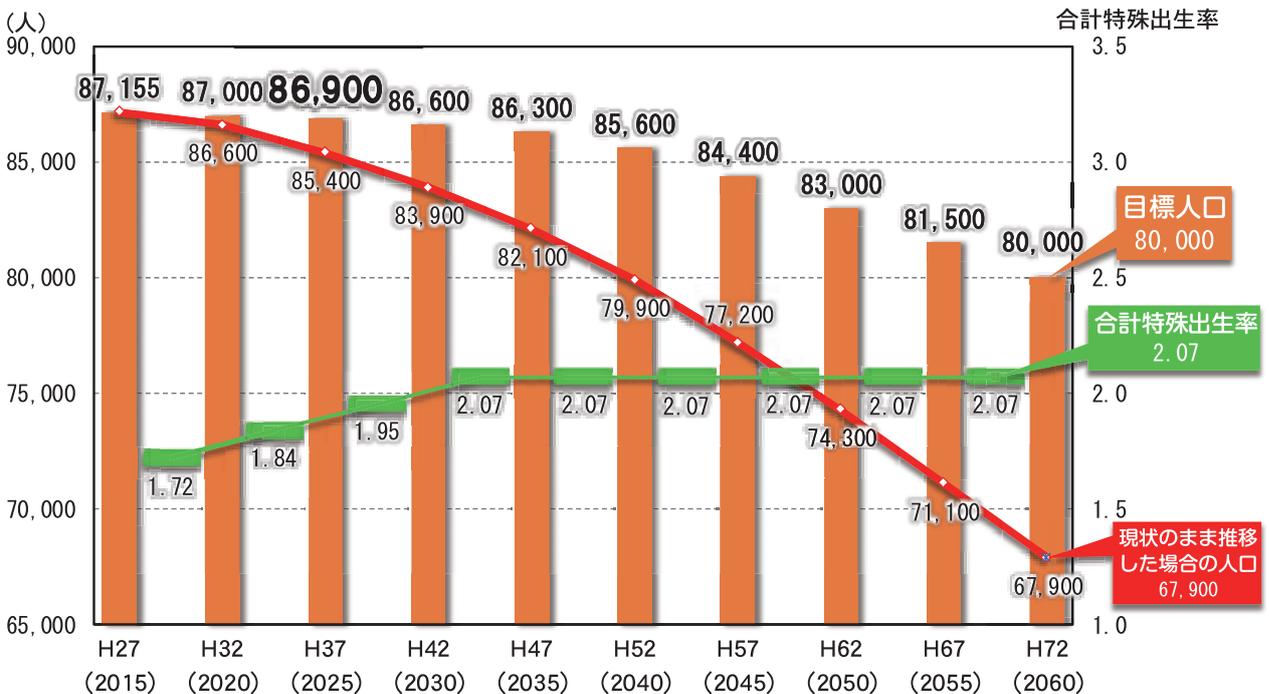
そのため、「第2次袋井市総合計画」や「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを基に、少子化対策による出生率の向上や定住・移住対策による社会移動の改善などといった施策を早期かつ重点的に実施することで、平成37年の目標人口を86,900人とし、平成72年では80,000人を維持することを目標とします。

※合計特殊出生率…1人の女性が生涯に生む子どもの人数のこと。

目標人口に向けて、市民や企業・団体、行政などが、この人口減少に対する強い危機感を共有し、知恵と力を結集して、人口減少の抑制や、人口減少に適応したまちづくりに、総力を挙げて臨み、まちづくりの基本目標に掲げる「子育てするなら袋井市」、「定住するなら袋井市」、「市民力なら袋井市」と言われるまちを目指していくことが求められています。

人口減少を抑制するためには、転出による人口流出をとめることはもとより、将来において、人口を安定的に維持していくためにも、子どもや若い世代が住みやすいまちづくりを推進することが、これまで以上に重要となってきます。

平成37年の目標人口 86,900人



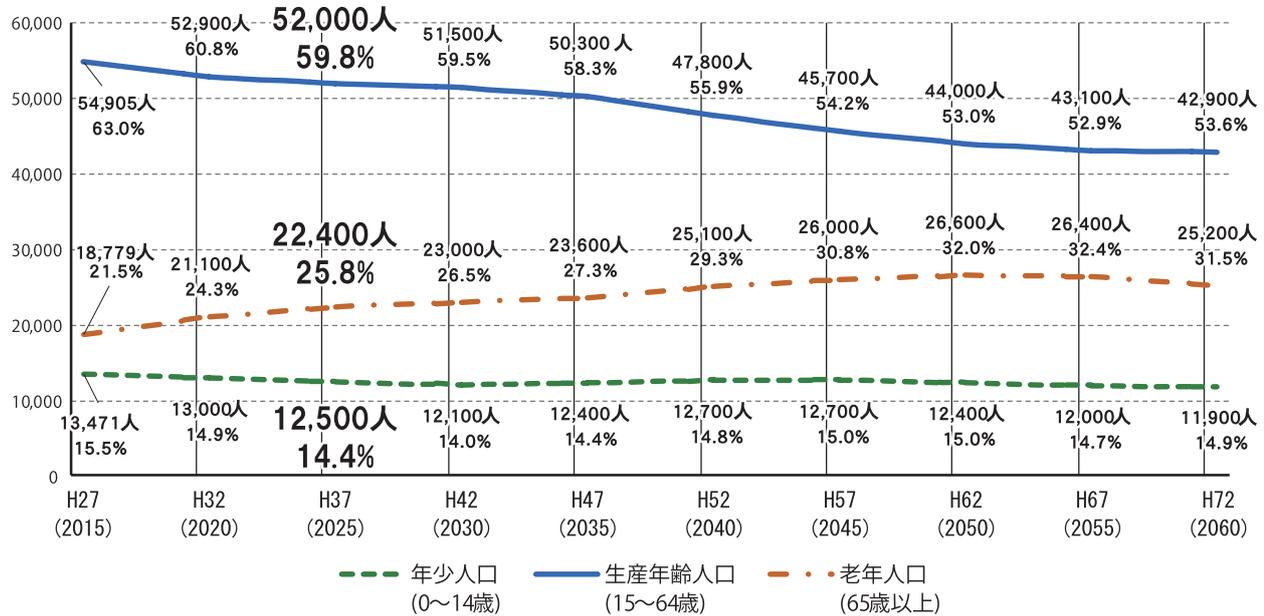
推計方法
合計特殊出生率
移動率

住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法により算出

平成 27 年現在の合計特殊出生率を 1.72 (平成 21 ~ 25 年の平均値) と仮定
 平成 27 年から平成 42 年までに人口置換水準である 2.07 へと段階的に上昇させ、その後は一定と仮定

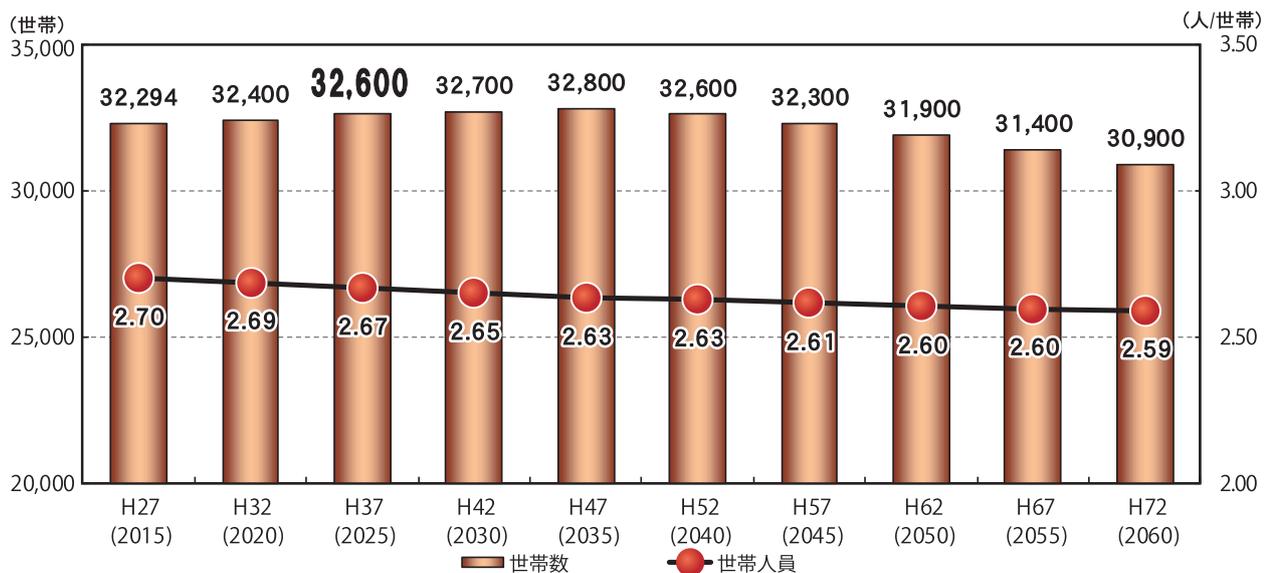
子育て世帯 (0 ~ 9 歳 ⇒ 5 ~ 14 歳、30 ~ 49 歳 ⇒ 35 ~ 54 歳) について、平成 27 年から平成 32 年までは、社会移動による転出超過分を半減、その後は均衡 (転入と転出の差が 0) すると仮定

目標人口の3区分別人口は、合計特殊出生率が人口置換水準を下回ることから、年少人口割合は減少し、老年人口割合が増加すると考えられ、平成37年では、年少人口12,500人（14.4%）、生産年齢人口52,000人（59.8%）、老年人口22,400人（25.8%）となる見通しです。



平成37年の世帯数見通し 32,600世帯

目標人口の世帯数及び世帯あたり人員は、世帯の小規模化が今後も進むと考えられるため、平成37年の世帯数は32,600世帯、2.67人/世帯となる見通しです。



推計方法

住民基本台帳の平成22～27年の世帯あたり人員の実績値をもとに、将来世帯人員を推計
 将来人口（目標人口）を将来世帯人員で割ることで将来世帯数を算出

第1章 序
 第2章 第3章 第4章
 第1編 基本構想
 第1章 第1節 第2節 第3章
 第2章 第1節 第2節 第3章
 第3章 第1節 第2節 第3章
 第4章 第1節 第2節 第3章
 第5章 第1節 第2節 第3章
 第6章 第1節 第2節 第3章
 第7章 第1節 第2節 第3章
 第8章 第1節 第2節 第3章
 第9章 第1節 第2節 第3章
 第10章 第1節 第2節 第3章
 第11章 第1節 第2節 第3章
 第12章 第1節 第2節 第3章
 第13章 第1節 第2節 第3章
 第14章 第1節 第2節 第3章
 第15章 第1節 第2節 第3章
 第16章 第1節 第2節 第3章
 第17章 第1節 第2節 第3章
 第18章 第1節 第2節 第3章
 第19章 第1節 第2節 第3章
 第20章 第1節 第2節 第3章
 第21章 第1節 第2節 第3章
 第22章 第1節 第2節 第3章
 第23章 第1節 第2節 第3章
 第24章 第1節 第2節 第3章
 第25章 第1節 第2節 第3章
 第26章 第1節 第2節 第3章
 第27章 第1節 第2節 第3章
 第28章 第1節 第2節 第3章
 第29章 第1節 第2節 第3章
 第30章 第1節 第2節 第3章
 第31章 第1節 第2節 第3章
 第32章 第1節 第2節 第3章
 第33章 第1節 第2節 第3章
 第34章 第1節 第2節 第3章
 第35章 第1節 第2節 第3章
 第36章 第1節 第2節 第3章
 第37章 第1節 第2節 第3章
 第38章 第1節 第2節 第3章
 第39章 第1節 第2節 第3章
 第40章 第1節 第2節 第3章
 第41章 第1節 第2節 第3章
 第42章 第1節 第2節 第3章
 第43章 第1節 第2節 第3章
 第44章 第1節 第2節 第3章
 第45章 第1節 第2節 第3章
 第46章 第1節 第2節 第3章
 第47章 第1節 第2節 第3章
 第48章 第1節 第2節 第3章
 第49章 第1節 第2節 第3章
 第50章 第1節 第2節 第3章
 第51章 第1節 第2節 第3章
 第52章 第1節 第2節 第3章
 第53章 第1節 第2節 第3章
 第54章 第1節 第2節 第3章
 第55章 第1節 第2節 第3章
 第56章 第1節 第2節 第3章
 第57章 第1節 第2節 第3章
 第58章 第1節 第2節 第3章
 第59章 第1節 第2節 第3章
 第60章 第1節 第2節 第3章
 第61章 第1節 第2節 第3章
 第62章 第1節 第2節 第3章
 第63章 第1節 第2節 第3章
 第64章 第1節 第2節 第3章
 第65章 第1節 第2節 第3章
 第66章 第1節 第2節 第3章
 第67章 第1節 第2節 第3章
 第68章 第1節 第2節 第3章
 第69章 第1節 第2節 第3章
 第70章 第1節 第2節 第3章
 第71章 第1節 第2節 第3章
 第72章 第1節 第2節 第3章
 第73章 第1節 第2節 第3章
 第74章 第1節 第2節 第3章
 第75章 第1節 第2節 第3章
 第76章 第1節 第2節 第3章
 第77章 第1節 第2節 第3章
 第78章 第1節 第2節 第3章
 第79章 第1節 第2節 第3章
 第80章 第1節 第2節 第3章
 第81章 第1節 第2節 第3章
 第82章 第1節 第2節 第3章
 第83章 第1節 第2節 第3章
 第84章 第1節 第2節 第3章
 第85章 第1節 第2節 第3章
 第86章 第1節 第2節 第3章
 第87章 第1節 第2節 第3章
 第88章 第1節 第2節 第3章
 第89章 第1節 第2節 第3章
 第90章 第1節 第2節 第3章
 第91章 第1節 第2節 第3章
 第92章 第1節 第2節 第3章
 第93章 第1節 第2節 第3章
 第94章 第1節 第2節 第3章
 第95章 第1節 第2節 第3章
 第96章 第1節 第2節 第3章
 第97章 第1節 第2節 第3章
 第98章 第1節 第2節 第3章
 第99章 第1節 第2節 第3章
 第100章 第1節 第2節 第3章

第2節 土地利用

(1)土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、農の風景を保全し、自然環境と調和のとれた景観形成を図ります。

本市でも、人口減少と少子高齢化は、長期的に進行することが見込まれています。そうした中でも、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせるまちへと転換していくために、地域の特性に応じた様々な魅力と機能を集約した「拠点」を形成し、これらを効果的に結び合わせるまちづくりを進め、“将来を見据えた中長期的な視点に立ち、市民一人ひとりが暮らしやすい持続可能な土地利用の誘導”を目指し、次の6つを基本方針として市域全体の土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

方針1：市民が安全で安心して暮らし続けることができる土地利用

方針2：魅力ある地域資源を活かし市民が愛着と誇りを持てる土地利用

方針3：生活機能が集積した誰もが住みやすい土地利用

方針4：新たな交通体系を活かした広域的視点からの土地利用

方針5：調和のとれた産業の発展を支え、まちの活力を創出する土地利用

方針6：市民力を活かした秩序ある土地利用

(2)土地利用ゾーニング

地域の個性を活かし、豊かな市民生活と活力ある産業を支える秩序ある土地利用を推進するために、土地利用の基本方針を踏まえて、市街地形成ゾーン、地域資源活用ゾーン、地域交流ゾーン、田園集落ゾーン及び自然共生ゾーンの5つを位置付けます。

① 市街地形成ゾーン

都市拠点と地域拠点を中心に、安全で快適な都市基盤の整備と景観形成に配慮したうるおいのある都市空間の形成を図り、子育て世代から高齢者まで誰もが住みやすい居住エリアを形成するとともに、活力ある産業を支援する商業・工業・業務機能を維持・誘導する地域を、市街地形成ゾーンとして位置付けています。

② 地域資源活用ゾーン

広域連携軸に近接した地域を中心に、立地特性を活かして新たな産業を誘導する地域と、周辺の集落地や景観と調和しながら、地域特有の資源を活かし交流を創出する地域を、地域資源活用ゾーンとして位置付けています。

③ 地域交流ゾーン

交流拠点を中心に、観光、文化・レクリエーションなどの情報発信機能の充実と連携を図り、様々な交流を促進するとともに、多くの人を訪れ、地域の個性が輝きにぎわいを創出する地域を、地域交流ゾーンとして位置付けています。

④ 田園集落ゾーン

魅力的な農の風景の中で健康的でゆとりある生活を営む集落地と、その周辺に広がる、生産基盤が整備され、保水や水源のかん養などの公益的機能を有する優れた農地を、田園集落ゾーンとして位置付けています。

⑤ 自然共生ゾーン

都市空間にとけあい、ゆとりとやすらぎを生み出す貴重な自然環境を有し、特徴的な景観を形成する小笠山丘陵地及び浅羽海岸地域を、自然共生ゾーンとして位置付けています。

(3)拠点

多様な都市機能の備わった誰もが住みやすいまちを形成していくため、都市を構成する地域の特性を踏まえて、都市拠点、地域拠点、集落拠点及び、交流拠点の4つを拠点として位置付けます。

① 都市拠点

J R袋井駅周辺から市役所周辺に広がる市街地には、文化、商業、業務機能等生活に必要な多様な都市機能の集積を図り、商業購買客や観光交流客が集散し回遊する、市の顔となる中心核として位置付けています。

② 地域拠点

上山梨地区の市街地には、文化、商業、業務機能、愛野駅周辺から小笠山総合運動公園に広がる市街地には、レクリエーション、商業、文化機能、浅羽支所やメロープラザ周辺の市街地には、文化、生活機能それぞれの集積を図り、個々の地域特性を活かした活動の中心となる地域拠点を、中心核を補完する3つの副次核として位置付けています。

③ 集落拠点

都市拠点や地域拠点との連携を図りながら集落の生活・コミュニケーション機能の充実と多様な交流を促す拠点として、公民館などの地域コミュニティ施設を、集落拠点として位置付けています。

④ 交流拠点

市内外の多様な人々の交流を促すため、遠州三山などの歴史的資源や小笠山総合運動公園などの文化・レクリエーション施設等、魅力ある観光資源を交流拠点として位置付けています。

(4)骨格軸

都市拠点や地域拠点などの効果的な連携や、都市の個性を生み出す特徴的な都市施設や自然環境を踏まえて、都市軸、広域連携軸、交流軸、及び景観軸の4つを骨格軸として位置付けています。

① 都市軸

中心核となる都市拠点を中心に、連続したにぎわいと活気ある市街地空間を持続的に発展させていくため、都市拠点と副次核となる3つの地域拠点を効果的に結び付ける南北と東西の軸を、都市軸として位置付けています。

② 広域連携軸

周辺市町との広域的な連携を図るため、都市間交流を支える主要幹線道路や鉄道を広域連携軸として位置付けています。

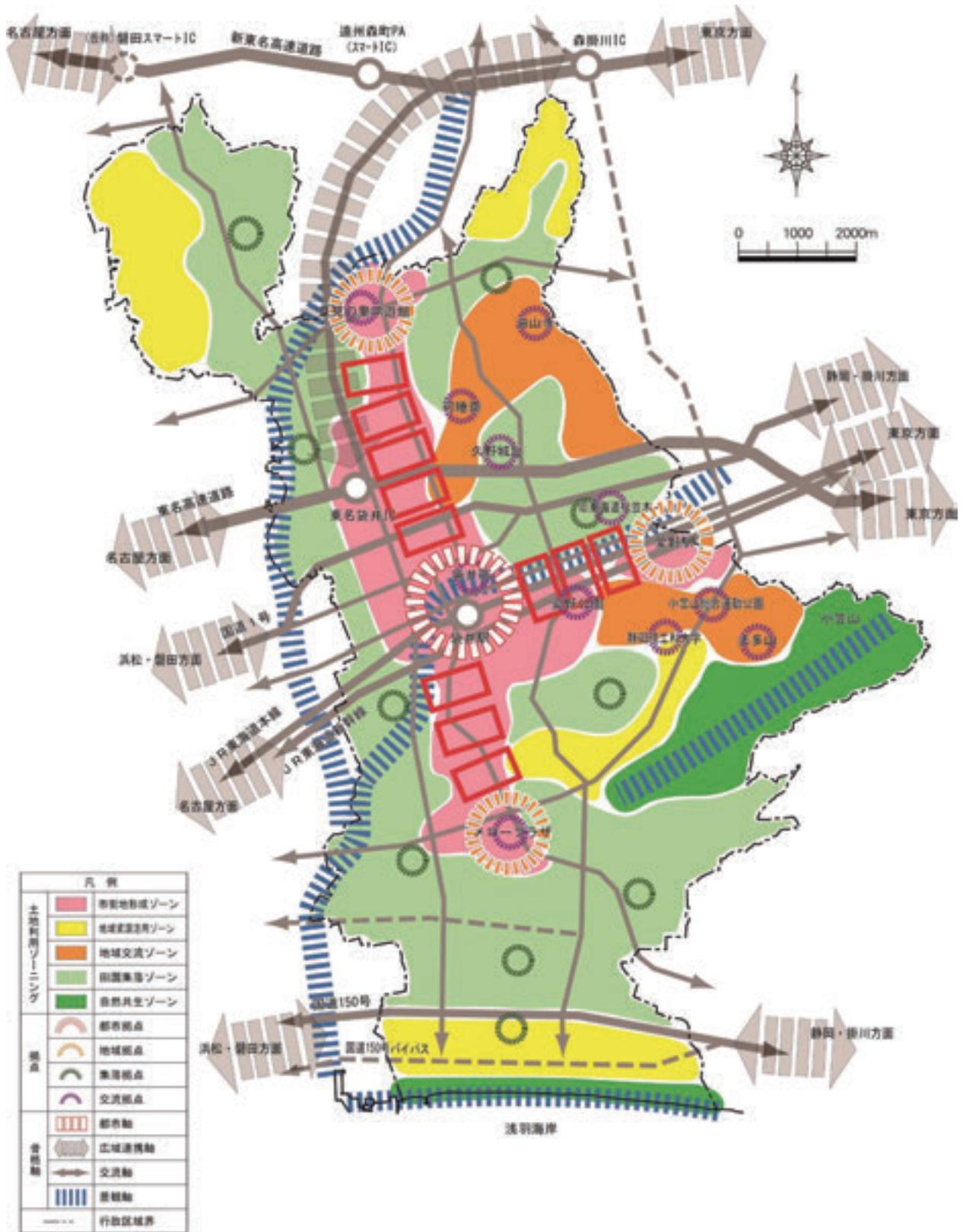
③ 交流軸

都市軸を中心に市内の集落拠点や交流拠点との交流を促進するため、市内の交流を支える幹線道路を、交流軸として位置付けています。

④ 景観軸

白砂青松の浅羽海岸地域、太田川・原野谷川などの河川及び小笠山丘陵などの緑の稜線は、広大な遠景及び緑地が見通しできる空間であり、豊かで美しい都市景観の背景となる景観軸として位置付けています。

将来都市構想図



第1章
第2章
第3章
第4章

第1編 基本構想
第1章
第2章
第3章

第1章 主要計画の目標

第2章 行政経営方針

第3章 第1節 施策体系

第2節 政策1 子ともがすこやかに育つまちを

政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを

政策3 すまじく快適で魅力あるまちを

政策4 業活力みなぎるまちを

政策5 安全・安心に暮らしを

政策6 市民がいきいきと活躍するまちを

付属資料

第3節 財政計画

(1)財政運営の基本的な考え方

本市は、平成17年4月の合併以降、「第1次袋井市総合計画」に基づき、各種の政策や事業に取り組み、新市のまちづくりを積極的に進めてきました。

この結果、市民生活の向上が図られてきた一方で、財政的には、これらを維持するための経常経費が増加し、硬直化が進んでいます。

また、今後は、人口減少や少子高齢化の進展、公共施設の老朽化の進行、さらには、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の縮減など、財政状況は厳しい局面を迎えることとなります。

このような中、財政の健全性を維持しながら、総合計画のまちの将来像である「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」の実現に向けた諸施策を着実に推進するためには、選択と集中による経営資源の有効活用をより一層徹底していく必要があります。

この財政計画は、今後の経済状況等を見通し、行政改革の取組なども踏まえて、厳しい状況下においても確かな財政運営が図られるよう、①建設事業債などの将来負担の抑制（地方債残高）、②不測の事態に備えての蓄えの確保（基金残高）、③経常収支比率の抑制による柔軟性の確保などを柱として、前期基本計画期間（平成28年度～平成32年度）における財政運営の指針として作成したものです。

(2)財政計画の推計条件

区 分		推 計 方 法
歳入	市民税	◇平成26年度の決算額をベースに、内閣府試算（平成27年2月12日）による名目経済成長率（成長が緩やかな「ベースラインケース」）の見通しを勘案し推計。
	固定資産税	◇家屋：評価替え年度（H30）は7%の減、その他の年度は新増築により毎年度3.5%程度の増を見込む。 ◇償却資産：企業の設備投資の回復等を勘案し、リーマン・ショック以前の増加率（1.5%程度）で推移するものと見込む。
	地方譲与税	◇平成27年度見込額（総務省見込値）と同額で推移するものと推計。
	交付金	◇地方消費税交付金：税率の改正（平成29年4月以降1.7%→2.2%）を見込む。 ◇自動車取得税交付金：平成29年4月の廃止を見込む。
	地方交付税	◇普通交付税：平成28年度から平成32年度まで、合併特例加算の漸減を見込む。 ◇特別交付税：配分割合減少の影響を見込む。
	分担金及び負担金	◇平成27年度見込額を基本として、保育所の増加等に伴う影響を見込む。
	使用料及び手数料	◇平成27年度見込額を基本として、平成29年度以降は、消費税増税の影響を見込む。
	国庫・県支出金	◇普通建設事業費に係る支出金については、実施計画に基づき推計。 ◇扶助費、社会保障関係繰出金（国保等）に係る支出金については、歳出見込みに基づき推計。
	繰入金	◇財政調整基金、減債基金及び地域振興基金等の活用を見込み推計。
	地方債	◇建設事業債：実施計画に基づき推計。（合併特例債は、平成31年度までに限度額をすべて起債するものとして推計。） ◇臨時財政対策債：普通交付税の推計と連動し推計。
その他	◇財産収入、寄附金、繰越金、諸収入について、平成27年度見込額を基本として推計。	
歳出	人件費	◇一般行政職・幼稚園教諭・保育士は現状維持、技能労務職は退職不補充として推計。
	扶助費	◇対象事業ごとに対象者数の増減等を見込み推計。
	公債費	◇新発債については、償還期間を事業により10年～20年、借入利率を2.0%として推計。
	物件費	◇平成27年度見込額を基本とし、施設の新設等の特殊要因を勘案して推計。 ◇消費税については、平成29年4月に10%に増税されるものとして推計。
	維持補修費	◇平成27年度見込額を基本として推計。
	補助費等	◇一部事務組合への負担金、企業会計への補助金は、対象組合・会計の事業計画を勘案して推計。 ◇その他については、平成27年度見込額を基本とし、特殊要因を勘案して推計。
	繰出金	◇対象特別会計の事業計画を勘案して推計。
	投資的経費	◇実施計画に基づき推計。
その他	◇平成27年度見込額を基本として推計。	

(3)財政計画 (平成28年度～平成32年度)

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	平均伸び率
地方税	14,410	14,628	14,363	14,468	14,666	0.44%
地方譲与税	370	370	370	370	370	0%
交付金	1,939	2,058	2,372	2,398	2,428	5.78%
地方交付税	2,810	2,580	2,490	2,450	2,310	▲ 4.78%
普通	2,360	2,180	2,090	2,050	1,910	▲ 5.15%
特別	450	400	400	400	400	▲ 2.90%
分担金・負担金	498	616	616	616	616	5.46%
使用料・手数料	337	343	343	343	343	0.44%
国庫支出金	3,784	3,813	3,476	3,398	3,476	▲ 2.10%
県支出金	2,296	2,053	2,026	2,023	1,923	▲ 4.34%
繰入金	690	590	540	240	390	▲ 13.3%
地方債	3,680	4,180	4,360	4,380	2,870	▲ 6.03%
臨時財政対策債	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	0%
その他	1,986	1,969	1,944	1,964	1,958	▲ 0.35%
歳入合計	32,800	33,200	32,900	32,650	31,350	▲ 1.12%

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	平均伸び率
人件費	4,576	4,497	4,231	4,196	4,359	▲ 1.21%
扶助費	5,263	5,647	5,677	5,709	5,744	2.21%
公債費	3,409	3,474	3,534	3,515	3,445	0.26%
義務的経費計	13,248	13,618	13,442	13,420	13,548	0.56%
物件費	5,253	5,300	5,329	5,391	5,445	0.90%
維持補修費	350	350	350	350	350	0%
補助費等	5,546	5,297	5,307	5,300	4,935	▲ 2.88%
繰出金	3,186	3,297	3,358	3,438	3,549	2.73%
投資的経費	5,070	5,190	4,970	4,610	3,400	▲ 9.51%
その他	147	148	144	141	123	▲ 4.36%
歳出合計	32,800	33,200	32,900	32,650	31,350	▲ 1.12%

【財政指標等】

(単位：百万円・%)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地方債残高	26,292	27,274	28,422	29,661	29,509
(うち臨時財政対策債)	11,255	11,746	12,237	12,729	13,262
財政調整基金・減債基金残高	2,100	2,000	1,950	1,900	1,900
実質公債費比率	9.5	9.4	9.3	9.3	9.3
将来負担比率	53.9	52.8	56.0	69.7	70.3
経常収支比率	90.7	90.3	89.8	89.8	89.2

第1章 序

第2章 第3章 第4章

第1編 基本構想

第1章 第2章 第3章

第1章 主要目標の計画

第2章 行政経営方針

第3章 第1節 施策体系

第2節 政策1 子育てがすこやかを育つまちを

政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを

政策3 すまじく快適で魅力あるまちを

政策4 産業活力みなぎるまちを

政策5 安全・安心に暮らしを

政策6 市民がいきいきと活躍するまちを

第2章 行政経営方針

まちの将来像

活力と創造で
未来を先取る
日本一健康文化都市

まちづくりの基本目標

子どもがすこやかに育ち
みんなが健康で
幸せに暮らすまち

「子育てするなら袋井市」

活力にあふれ
潤いと安全・安心を
実感できるまち

「定住するなら袋井市」

つながりと交流を大切にし
豊かな市民力で
未来を拓くまち

「市民力なら袋井市」

政策・取組

政策1 子どもがすこやかに育つまちを目指します

- 取組
- 1 市民総参加で子育て環境の充実
 - 2 未来に輝く若者の育成
 - 3 教養ゆたかな人づくり

政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

- 取組
- 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進
 - 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進
 - 3 安心できる地域医療の充実
 - 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進
 - 5 親しみやすい市民スポーツの推進

政策3 快適で魅力あるまちを目指します

- 取組
- 1 暮らしたくなる都市拠点の創出
 - 2 誰もが移動しやすいまちづくり
 - 3 花と緑と水のまちづくり
 - 4 恵みある河川・海岸づくり
 - 5 豊かな環境の醸成と継承
 - 6 生活を快適にするICT環境の構築

政策4 活力みなぎる産業のまちを目指します

- 取組
- 1 産業の新たな展開の推進
 - 2 戦略的な観光の推進
 - 3 経営力の高い農業の振興
 - 4 魅力的な商業の振興
 - 5 雇用環境の充実

政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します

- 取組
- 1 地震災害に強いまちづくりの推進
 - 2 治水・治山対策の推進
 - 3 交通安全・防犯対策の推進
 - 4 消防・救急救助体制の充実
 - 5 安全な水の安定供給

政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

- 取組
- 1 市民と行政の協働によるまちづくり
 - 2 多様な文化の創造
 - 3 共生社会の確立

基本構想（計画期間10年）

前期基本計画

行政経営方針（第2次行政改革大綱の3つの基本方針）

前期基本計画における、政策・取組を横断的につなぎ、それぞれの具体的な事業をより効果的に推進するため、第2次袋井市行政改革大綱の3つの基本方針を行政経営方針として位置付けます。

市民とともに高め合う 行政経営

市民、自治会、市民活動団体、NPO、企業、大学などの多様な主体と行政が良きパートナーとなって、それぞれの役割と責任を担い合うことにより、市民満足度の高い行政経営を目指します。

また、行政データのオープン化などにより、市が保有している様々な情報を利用しやすい形で提供するなど、透明性・公平性が確保された適正な情報公開を推進します。

自主性・自立性の高い 行政経営

明確なビジョン（目標）、戦略（行動計画）、ミッション（使命・実践）を掲げ、人・物・財源・情報といった経営資源を有効活用することにより、自主性・自立性の高い行財政基盤を確立します。

また、マーケティング力や統計指標などの分析力を強化し、戦略的な事業展開を図ります。

コストと成果を重視した 行政経営

職員一人ひとりの能力向上と柔軟で機動的な組織体制の構築を図るとともに、コストと成果を重視することにより、行政サービスの最適化を図ります。

また、ICTを積極的に活用することにより、行政手続きの電子化や行政情報の公開など、市民ニーズに的確に対応し、効率的で迅速な自治体運営を目指します。

（計画期間5年）

第1章
第2章
第3章
第4章

第1編
基本構想
第1章
第2章
第3章

第1章
主要計画の
目標

第2章
行政経営
方針

第3章
第1節
施策体系

第2節
政策1
か子ともがすこや
目指します

政策2
しを築しむまち
目指します

政策3
すまち適を魅力ある
目指します

政策4
し業活のみなぎる
目指します

政策5
指らせ安全・安心に
目指します

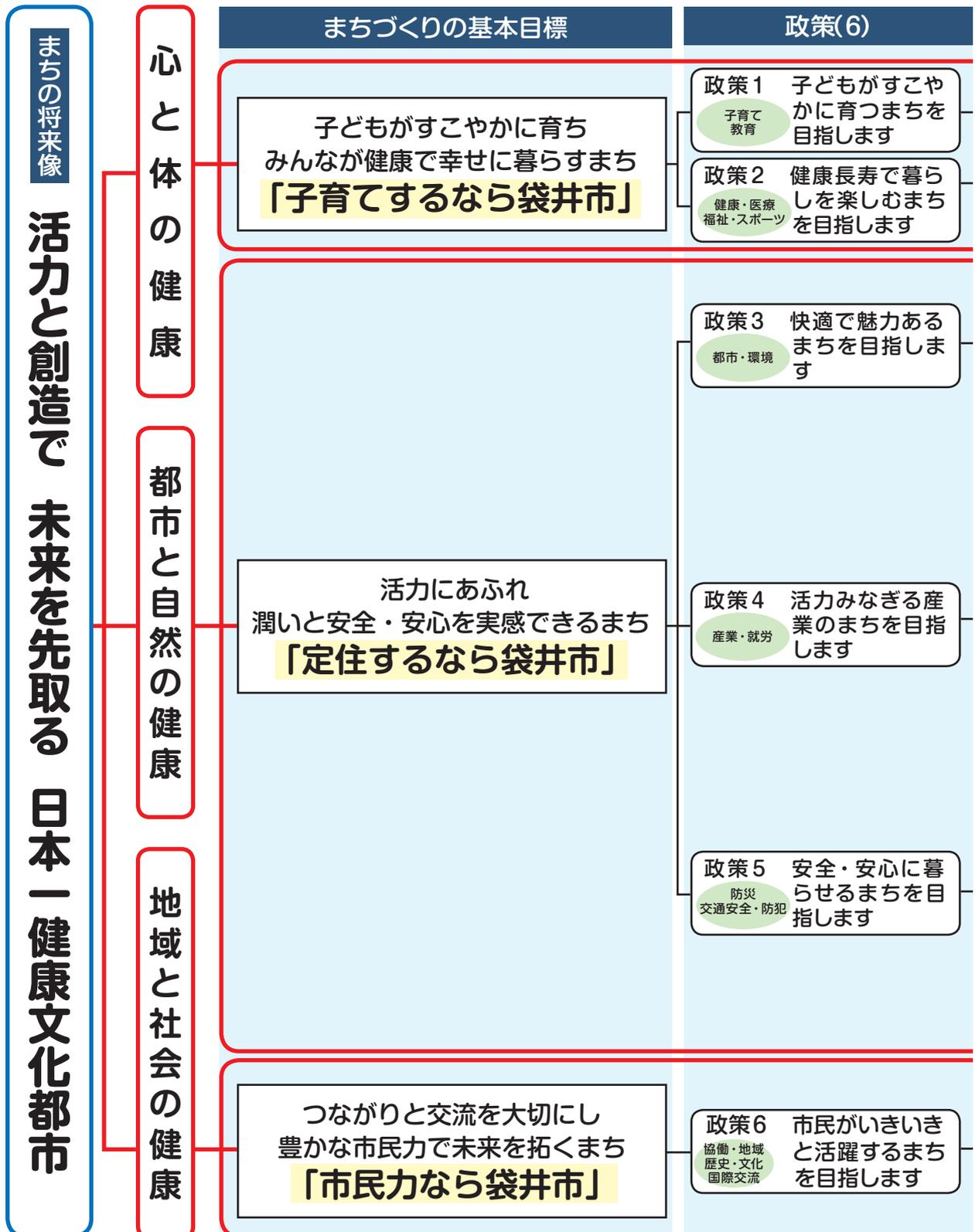
政策6
をと活躍するまいき
目指します

第2編
基本計画

付属資料

第3章 施策別計画

第1節 施策体系



取組(27)

取組の基本方針(121)

取組1 市民総参加で子育て環境の充実

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 子どもを産み育てる環境の整備推進 | 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供 |
| 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備 | 4 子育てと仕事の両立の支援 |
| 5 子育て世帯の不安の解消 | 6 子どもの安全の確保 |

取組2 未来に輝く若者の育成

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 ゆたかな心を育む教育の推進 | 2 確かな学力を育む教育の推進 |
| 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進 | 4 子ども一人ひとりを大切にしたい支援の充実 |
| 5 地域とともにある学校づくりの推進 | 6 質の高い教育環境の整備 |

取組3 教養ゆたかな人づくり

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 徳育の推進 | 2 生涯学習活動の充実 |
| 3 社会全体が連携した青少年健全育成の推進 | 4 図書館機能の充実と読書活動の推進 |

取組1 生涯あわせに暮らす健康づくりの推進

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 地域における健康づくりの推進 | 2 各年代における健康づくりの推進 |
| 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防 | 4 栄養・運動など生活習慣の改善 |
| 5 心の健康づくりの推進 | |

取組2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 健康と生きがいづくりの推進 | 2 地域包括ケアの充実 |
| 3 住みやすいまちづくりの推進 | 4 支え合う仕組みの構築 |
| 5 介護保険事業の円滑な実施 | |

取組3 安心できる地域医療の充実

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 切れ目のない地域医療体制の確保 | 2 救急医療体制の確保 |
| 3 医療と介護の連携強化 | |

取組4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 自立した生活の支援 | 2 社会福祉施設の整備支援 |
| 3 障がい者への理解と地域の交流の支援 | |

取組5 親しみやすい市民スポーツの推進

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 子どものスポーツ機会の充実と体力向上 | 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 |
| 3 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の整備 | 4 アスリートを育てる競技スポーツの推進 |

取組1 暮らしたくなる都市拠点の創出

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成 | 2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生 |
| 3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進 | 4 総合的な住宅施策の推進 |
| 5 まちづくりへの市民参加の推進 | |

取組2 誰もが移動しやすいまちづくり

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 利用しやすい公共交通網の構築 | 2 安全で円滑な道路整備の推進 |
| 3 協働によるまちづくりの推進 | 4 道路の老朽化対策の実施 |

取組3 花と緑と水のまちづくり

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1 身近な公園・広場の創出 | 2 花を通した市民の健康づくり・交流の促進 |
| 3 歩いてみたくなる水辺空間の創出 | 4 公共緑地の適切な管理と宅地内緑化の推進 |

取組4 恵みある河川・海岸づくり

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 環境に配慮した河川・排水路の整備推進 | 2 河川愛護の推進 |
| 3 美しい海岸の創出 | 4 海岸侵食対策の推進 |
| 5 防潮堤整備と利活用の推進 | |

取組5 豊かな環境の醸成と継承

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 資源循環型社会の推進 | 2 環境保全意識の高揚 |
| 3 地球環境の保全 | 4 郷土の豊かな水辺環境の保全 |
| 5 生活環境の保全・改善 | 6 快適な環境の創造 |

取組6 生活を快適にするICT環境の構築

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1 ICTを活かした先進性の高いまちづくりの推進 | 2 新たな価値の創出と地域活性化につながるICTの活用 |
| 3 ICTを活用できる人材の育成 | 4 ICTインフラの整備 |

取組1 産業の新たな展開の推進

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 新たな展開への支援 | 2 活力ある工業の振興 |
| 3 企業誘致の推進 | 4 人材育成と経営力向上の支援 |

取組2 戦略的な観光の推進

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 袋井ブランドの創出 | 2 マーケティングの推進 |
| 3 担い手の充実と育成 | 4 おもてなしの充実 |
| 5 戦略的な商品販売の支援 | |

取組3 経営力の高い農業の振興

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 次代の担い手育成の推進 | 2 農地の適正利用と基盤整備 |
| 3 農産物の高付加価値化と販路拡大 | 4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進 |
| 5 農地の多面的機能の維持 | 6 農資源のさらなる有効活用 |

取組4 魅力的な商業の振興

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 事業者等の経営体質の強化 | 2 魅力ある個店づくりの推進 |
| 3 商店街活性化に向けた取組の推進 | 4 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進 |

取組5 雇用環境の充実

- | | |
|------------|-----------|
| 1 雇用の安定と促進 | 2 就労支援の推進 |
| 3 勤労者福祉の充実 | |

取組1 地震災害に強いまちづくりの推進

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 一般住宅の地震対策 | 2 地域防災力の強化 |
| 3 津波被害軽減の推進 | 4 原子力災害への対策 |
| 5 防災拠点施設の強化 | 6 医療救護体制の強化 |

取組2 治水・治山対策の推進

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 総合的な治水対策の推進 | 2 土砂災害への対策 |
| 3 急傾斜地崩壊対策事業の促進 | |

取組3 交通安全・防犯対策の推進

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1 子どもを交通事故から守る取組の推進 | 2 高齢者の事故防止の推進 |
| 3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上 | 4 地域における防犯活動の支援 |
| 5 空き家・空き地対策の推進 | |

取組4 消防・救急救助体制の充実

- | | |
|-------------|------------|
| 1 消防力の強化 | 2 火災予防の推進 |
| 3 救急救命体制の強化 | 4 消防団活動の支援 |

取組5 安全な水の安定供給

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 水道水の安定供給の確保 | 2 水道事業の健全経営の確保 |
|---------------|----------------|

取組1 市民と行政の協働によるまちづくり

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 自治会(連合会)活動の維持・促進 | 2 市民活動の促進 |
| 3 交流・連携の機会の創出 | 4 パートナーシップによるまちづくり |
| 5 地域コミュニティの充実・支援 | 6 活動拠点の整備・支援 |

取組2 多様な文化の創造

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 文化・芸術の推進 | 2 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰 |
| 3 多文化共生の推進 | 4 国際化に向けた人材育成と環境の整備 |

取組3 共生社会の確立

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 男女共同参画社会の実現 | 2 女性の活躍の推進 |
| 3 生活困窮家庭の生活支援 | 4 虐待の予防及び早期対応 |
| 5 人権意識の向上と人権擁護 | |

第1章 序

第2章 第1編 基本構想

第3章 第1節 計画の主要目標

第4章 第2節 行政経営方針

第5章 第3節 施策体系

第6章 政策1 子どもがすくましく育ちます

第7章 政策2 健康長寿で暮らしを楽しみます

第8章 政策3 すまじく快適な暮らしを目指します

第9章 政策4 産業活力をまねる指産

第10章 政策5 安全・安心な暮らしを目指します

第11章 政策6 市民がいきいきと活躍します

付属資料

政策1

子どもがすこやかに育つまちを 目指します

- 取組1 市民総参加で子育て環境の充実
- 取組2 未来に輝く若者の育成
- 取組3 教養ゆたかな人づくり



子どもがすこやかに育つまちを目指します

現状と課題

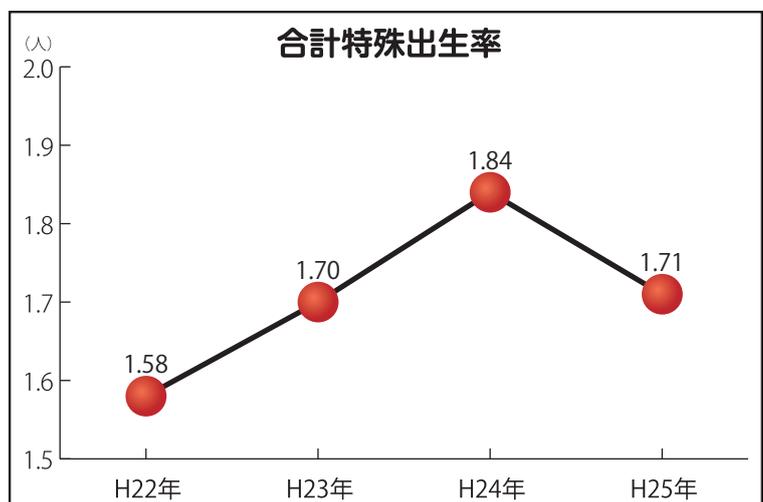
我が国の人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少局面に入り、このまま推移すると、平成72年には約8,700万人に減少すると見込まれています。国は、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、平成72年に約1億人の人口を維持するため、地方に人口ビジョンと総合戦略の作成を求めています。

本市の人口をみると、近年は、ほぼ横ばいで推移していますが、将来的には人口減少となることが見込まれています。今後も人口を維持していくためには、定住人口の増加や若年層、特に子育て世帯が住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら連携・協力し、妊娠、出産、子育てまでの各段階に応じた多様な子育て支援を行うとともに、地域の産業・経済・文化などの担い手である若者を育成するため、子育て・教育環境を充実させていく必要があります。

また、核家族化の進行やインターネットの普及などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域における共助の意識や社会的モラルの低下が懸念されています。

このため、すべての市民が互いに支え合い、安心して住み続けることができるよう、市民一人ひとりが規範意識を高めていくとともに、常に自分を磨き、高い知識や能力を身につけ、その成果を社会に還元していくことが求められています。



取組

取組1 市民総参加で子育て環境の充実

- 1 子どもを産み育てる環境の整備推進
- 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供
- 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備
- 4 子育てと仕事の両立の支援
- 5 子育て世帯の不安の解消
- 6 子どもの安全の確保

取組2 未来に輝く若者の育成

- 1 ゆたかな心を育む教育の推進
- 2 確かな学力を育む教育の推進
- 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進
- 4 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実
- 5 地域とともにある学校づくりの推進
- 6 質の高い教育環境の整備

取組3 教養ゆたかな人づくり

- 1 徳育の推進
- 2 生涯学習活動の充実
- 3 社会全体が連携した青少年健全育成の推進
- 4 図書館機能の充実と読書活動の推進

指標

指標名	現状値 H26年度	目標値 H32年度
合計特殊出生率	1.72人 (H27仮定値)	1.84人
保育所待機児童数	30人 (H27)	0人
全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合(小6・中3)	50.0%	100.0%

取組1 市民総参加で子育て環境の充実

目的

家庭、地域、企業、行政が連携・協力し、市民総参加で子ども・子育てを応援します。

現状と課題

近年、子育てをめぐる環境は、少子化の進行をはじめ、価値観の多様化、家庭や地域における無関心・不干涉等による子育て世帯の孤立化や家庭の役割の定義付けが困難になるなど、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な変化が生じています。

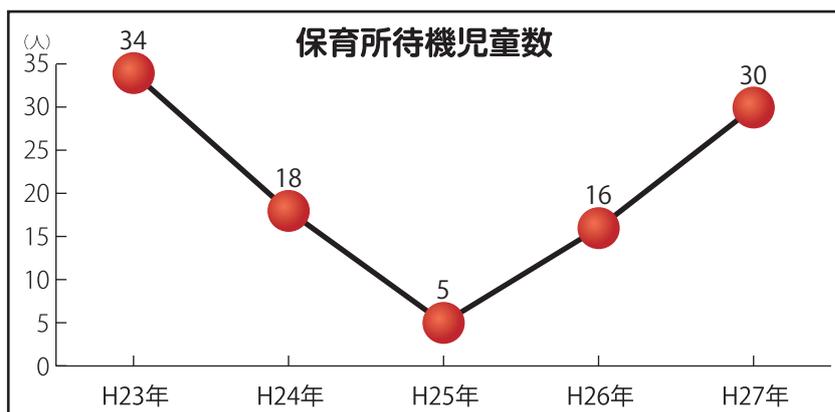


また、ひとり親家庭においては、負担感の高まりといった経済的不安が大きな課題となっています。

本市においては、平成25年度における人口千人あたりの出生数が10.85人で、静岡県平均の8.11人を大きく上回り、15歳未満の年少人口の全人口に占める割合もここ数年は15%程度で推移していますが、長期的には少子化が進行する状況です。

このような中、本市の次代を担う子どもの成長を見守り、愛情のある子育てを通じて、親子がともに成長し合える地域社会をつくることが求められています。

このため、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら連携・協力し、市民総参加で子どもや子育て家庭を支え、応援する仕組みを構築していく必要があります。



■ 基本方針

(1) 子どもを産み育てる環境の整備推進

妊娠から出産、乳幼児期に至るまでの公的なサービスを紹介するとともに、地域の様々な世代の人たちが子育てを応援できる環境を整備します。

主な事業 子育て支援拠点施設事業、子育て広場事業、保育コンシェルジュ事業 など

(2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供

子どもの発達に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供するとともに、子どもが安心して成長できるように保育所(園)・幼稚園・小学校の連携を強化します。

主な事業 公立幼稚園・保育所の認定こども園化事業、保・幼・小連携強化事業 など

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

育ちの森をはじめとした子どもの育ちを支える施設、機能の充実を図り、子ども一人ひとりの状況に応じた適切で切れ目のない支援を充実します。また、地域の大人が子どもに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに取り組む環境を整備します。

主な事業 育ちの森トータルサポート事業、早期療育事業、放課後児童クラブ事業 など

(4) 子育てと仕事の両立の支援

多様な生活スタイルに対応できる子育て環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事のバランスのとれた働き方を支援する取組を推進します。

主な事業 男女共同参画社会づくり宣言事業所の普及促進事業 など

(5) 子育て世帯の不安の解消

子育て家庭やひとり親家庭の子育てに対する不安を解消するため、相談事業や経済的支援事業の推進と啓発を図ります。

主な事業 家庭児童相談事業、子ども医療費助成事業、乳幼児健診・相談事業 など

(6) 子どもの安全の確保

児童虐待や家庭内暴力等を予防するとともに、早期対応を図り、安全・安心な生活を確保します。

主な事業 虐待予防事業、家庭児童相談事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●親としての自覚や子どもの育成に責任を持ちます。 ●子どもとのコミュニケーションを大切にし、子育てする喜びを実感します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみで子どもに関心を持ち、子どもを見守り、子育てを応援します。 ●子育てに対する理解を深め、子育てしやすい環境を築きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや親が安心して暮らすことができる環境の充実を図ります。 ●地域や社会が子育てを応援しやすい環境を築きます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市教育大綱 ●袋井市子ども・子育て支援事業計画 ●袋井市地域福祉推進計画 ●袋井市障害者計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市健康づくり計画 ●袋井市男女共同参画推進プラン ●袋井市人権啓発推進計画
-------------	--	--

取組2 未来に輝く若者の育成

目的

国際社会や地域社会で活躍する、心ゆたかでたくましい若者を育てます。

現状と課題

社会環境が多様化する中で、地域の産業・経済・文化を担い、グローバル社会に適応した若者を育成していくことが求められる一方で、小・中学校児童・生徒の不登校の出現率や、軽度発達障害の子どもたちの割合が増えつつあることが懸念されています。

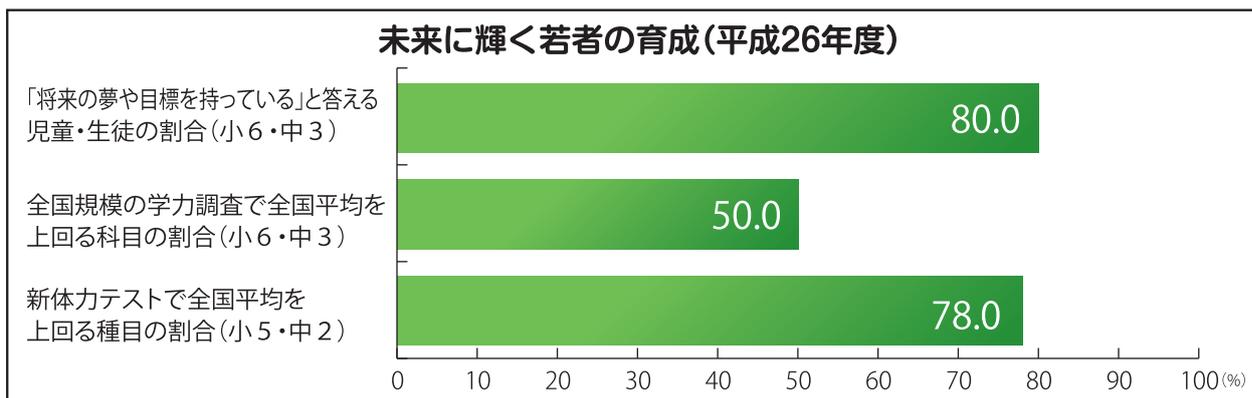


本市では、「心ゆたかな人づくり」を教育理念に掲げ、徳「ゆたかな心」・知「確かな学力」・体「健やかな体」の調和のとれた人格の育成を念頭に教育活動を進めていますが、小・中学校児童・生徒の不登校、軽度発達障害の子どもたちの割合は全国平均より若干高い状況にあります。

こうしたことから、今後は、一人ひとりの「わかった」「できた」を大切に授業や、「自分は頼りにされている」という実感を学校生活の中でもたせる活動などを充実させていくとともに、各小・中学校において教育課題を共有することで、学力向上やいじめ・不登校の未然防止、グローバル化への対応等を図っていくことが必要です。

また、教育環境を高めるため、保護者や地域住民の学校運営への参画・協力による学校づくりを進めていくことも必要です。

さらに、教育施設については、多くの施設で改修や更新が必要な状況にあり、計画的に対策を講じていくことが求められています。



■ 基本方針

(1) ゆたかな心を育む教育の推進

徳育で培ってきた「人のために何かができる」という考え方を大切にし、学校や地域の中で、自律した行動により様々な人たちと協働できるグローバルな人づくりを推進します。

主な事業 徳育推進事業、国際理解教育推進事業、中学生未来会議 など

(2) 確かな学力を育む教育の推進

授業改善検証システムをより機能させ、ICT機器等も活用して確かな学力を身につけた子どもを育成するとともに、小中一貫教育を活かして小・中学校の英語教育の充実を図ります。

主な事業 学力向上推進事業、ICT活用推進事業、英語教育推進事業 など

(3) 健やかでたくましい体を育む教育の推進

元気でいきいきとした子どもを育成するため、体力づくりや食育等、健やかな体を育む教育を推進します。

主な事業 体力向上推進事業、食育推進事業 など

(4) 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実

いじめ・不登校対策に積極的に取り組むとともに、「育ちの森」(子ども支援室、教育支援センター、外国人児童生徒初期支援教室等)と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。

主な事業 いじめ・不登校対策事業、特別支援教育推進事業、外国人児童生徒支援事業 など

(5) 地域とともにある学校づくりの推進

保護者や地域住民の学校運営への参画・協力を図り、地域づくりの一環として地域とともにある学校づくりを推進します。

主な事業 コミュニティ・スクール推進事業、中学校職場体験事業 など

(6) 質の高い教育環境の整備

安全性、機能性等に配慮した教育施設の長寿命化改修を推進します。また、地産地消の推進と安全・安心な給食の提供により学校給食の充実を図ります。

主な事業 教育施設大規模改修事業、おいしい給食推進事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
●学校教育に関心をもち、学校運営を支援するよう努めます。	●地域住民が特色ある学校づくりに主体的に参画します。 ●地域ぐるみで児童・生徒の学びを支援します。	●児童・生徒の視点に立ち、徳・知・体の調和のとれた教育を推進します。 ●学校と保護者や地域とともに教育環境の充実を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市教育大綱 ●袋井市子ども・子育て支援事業計画 ●袋井市子ども読書活動推進計画 ●袋井市健康づくり計画 ●袋井市教育施設整備方針 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市教育情報化推進計画 ●袋井市生涯学習推進大綱 ●袋井市教育施設整備10ヵ年計画 ●(仮称)袋井市公共施設マネジメント計画
-------------	---	---

取組3 教養ゆたかな人づくり

目的

人や社会に貢献する人づくりを推進するとともに、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。

現状と課題

今日、核家族化の進行やインターネットの普及などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域における共助の意識や社会的モラルの低下が懸念される時代となっています。

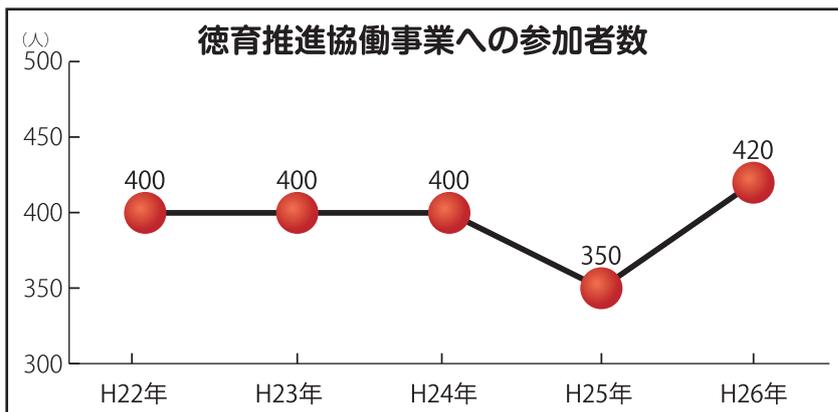
このため、本市においても人と人との穏やかなつながり、思いやり、助け合う気運を醸成するとともに、子どもから大人まで市民全体の規範意識を高める必要があります。

また、市民一人ひとりが常に自分を磨き、高い知識や能力を身につけ、その成果を社会に還元していくことが求められています。学習や体験活動が個人の社会参加のきっかけとなり、仲間づくりから地域づくり、まちづくりへと飛躍していくことも期待されています。

すべての人が学ぶためには、多様な学習ニーズに応える環境が整備されていることが必要です。このため、社会教育事業やコミュニティ事業の拠点である公民館をはじめ、月見の里学遊館、メロープラザなどの教育文化施設において学習の場を提供するなど、多彩で魅力的な生涯学習活動を展開することが一層求められています。

さらに、次代を担う青少年が、自ら進んで社会参加できるよう、家庭、学校、地域、関係団体等が連携し、社会全体で青少年の健全育成を推進する環境づくりが求められています。

図書館については、市民にとってより利便性の高い施設となるよう、設備や機器の整備をはじめ、書籍や資料などを充実する必要があります。また、施設の老朽化に備え、新たな図書館整備について、将来の検討課題となっています。



基本方針

(1) 徳育の推進

徳育推進活動を通して、子どもをはじめとした市民の郷土を愛する心を育み、「人のため、社会のために何かができる」人材を育成します。

主な事業 家庭・地域団体・企業との徳育推進協働事業 など

(2) 生涯学習活動の充実

市民が主体的に生涯学習活動に取り組めるよう、各種活動を支援するとともに、学習成果を地域で活かす仕組みづくりを推進します。

主な事業 公民館（コミュニティセンター）や大学等を活かした学習推進事業 など

(3) 社会全体が連携した青少年健全育成の推進

青少年が健やかに成長するために、家庭、学校、地域、関係団体等が連携し、社会全体で青少年の健全育成を推進します。

主な事業 青少年健全育成事業、少年補導センター事業 など

(4) 図書館機能の充実と読書活動の推進

利用者が必要とする情報等を円滑に提供できる体制を構築するとともに、図書館機能の充実に向けて、必要な設備や機器などを整備し、快適で利便性の高い図書館を運営します。また、各世代の市民が読書に親しみ、読書習慣を身につける活動を推進します。

主な事業 図書館運営事業、読書活動推進事業、新たな図書館整備検討 など

協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが健康で、ゆたかな心を持つように徳を育みます。 ●自己研鑽の意識を持ち、主体的に生涯学習活動に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の大人が規範意識を高め、子どもたちの手本になるよう心がけます。 ●市民の学習成果を地域活動に積極的に取り入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●徳育推進活動を周知し、一徳運動の参加者を増やします。 ●多様な学習機会を提供し、市民の生涯学習活動を支援します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市教育大綱 ●袋井市生涯学習推進大綱 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市子ども読書活動推進計画
-------------	--	---

第1章
第2章
第3章
第4章
序
第1編 基本構想
第1章
第2章
第3章
第1章 主要計画の目標
第2章 行政経営方針
第3章 第1節 施策体系
第2節 政策1 子もがすこやかに育つまちを
政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを
政策3 すまじく快適で魅力あるまちを
政策4 産業活力みなぎるまちを
政策5 安全・安心に暮らしを
政策6 市民がいきいきと活躍するまちを

政策 2

健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

- 取組 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進
- 取組 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進
- 取組 3 安心できる地域医療の充実
- 取組 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進
- 取組 5 親しみやすい市民スポーツの推進



健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

現状と課題

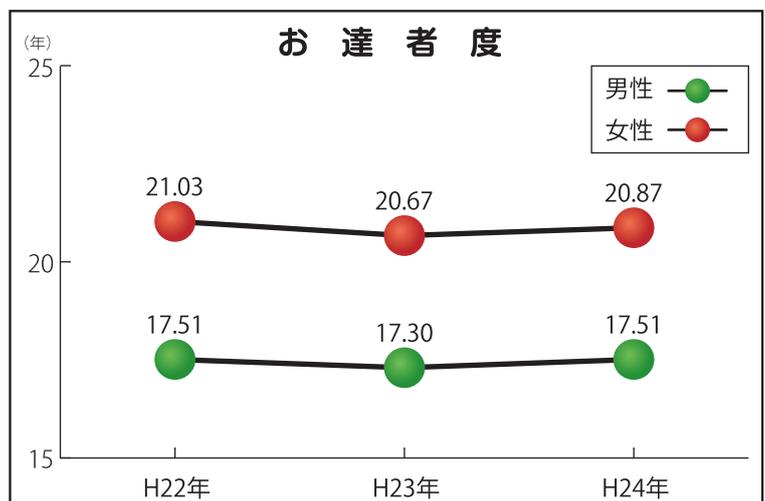
全国的に少子高齢化が進行し、平成26年の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,296万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も25.9%となっています。超高齢社会（※）を迎え、平成37年までに団塊世代が後期高齢者となることもあり、特に後期高齢者の増加による年金や医療費等の社会保障費の増大などが懸念されています。

本市では「日本一健康文化都市」を掲げ、市民が健康で、生きがいをもって暮らせるまちづくりを推進しています。平成26年6月に実施した市民意識調査では、幸せな生活を送るためには、「心身ともに健康であること」との回答が79.8%と最も高い結果となっています。

今後も、心身ともに健康で、幸せな生活を送るためには、日常的な身体活動などの生活習慣や適正な食習慣の定着、幼少期から高齢期までの各年代にあわせた健康づくりやスポーツ活動などの推進とともに、中東遠総合医療センター、聖隷袋井市民病院や総合健康センターを拠点として、保健・予防、医療、介護、福祉の切れ目のないサービスを提供していくことが求められています。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して生活ができるように、公的サービスの充実を図るとともに、家庭や地域、団体や企業、行政など多様な主体が相互に連携を図り、社会全体で支え合っていく必要があります。

※超高齢社会…65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の21%を超えた社会のこと。



取組

取組1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進

- 1 地域における健康づくりの推進
- 2 各年代における健康づくりの推進
- 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- 4 栄養・運動など生活習慣の改善
- 5 心の健康づくりの推進

取組2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進

- 1 健康と生きがいづくりの推進
- 2 地域包括ケアの充実
- 3 住みやすいまちづくりの推進
- 4 支え合う仕組みの構築
- 5 介護保険事業の円滑な実施

取組3 安心できる地域医療の充実

- 1 切れ目のない地域医療体制の確保
- 2 救急医療体制の確保
- 3 医療と介護の連携強化

取組4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進

- 1 自立した生活の支援
- 2 社会福祉施設の整備支援
- 3 障がい者への理解と地域の交流の支援

取組5 親しみやすい市民スポーツの推進

- 1 子どものスポーツ機会の充実と体力向上
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の整備
- 4 アスリートを育てる競技スポーツの推進

指標

指標名	現状値 H26年度	目標値 H32年度
お達者度（男性・女性）	男性 17.51 年（H24） 女性 20.87 年（H24）	男性 17.74 年 女性 21.20 年
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合	9.2 %（H25）	7.5 %（H31）
総合健康センターでの総合相談件数	2,500 件／年 （H27想定値）	3,000 件／年

取組1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進

目的

生涯にわたり健康で幸せに暮らせるように、それぞれの生活や年代にあわせた健康づくりを推進します。

現状と課題

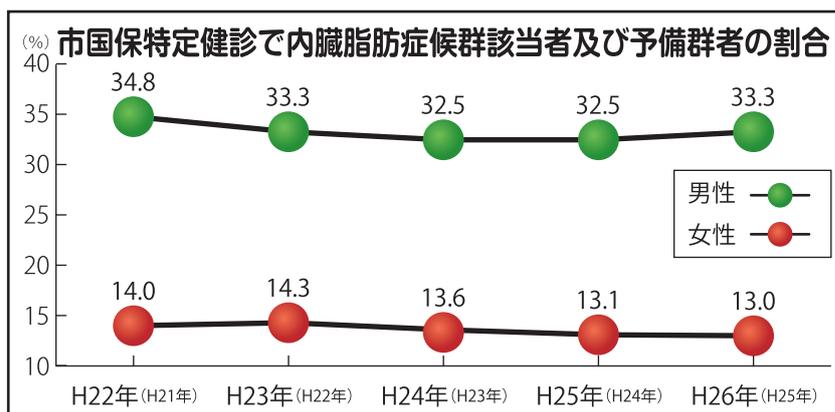
本市では、全国に先駆けて実施した健康マイレージ制度をはじめ、野菜いっぱい運動や適正な検診の受診勧奨など様々な事業を積極的に推進してきました。平成25年度に国民健康保険の特定健診受診率が52.3%と県平均35.2%を大きく上回ったことなどは、こうした取組の結果と捉えることができる一方



で、本市は県平均と比較して、糖尿病の有病者数が依然として多い状況にあります。

また、本市の最近5年間の死亡原因を見ると、各年とも上位は、がんなどの悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肺炎で、これらが死亡総数の約6割を占め、さらに、介護が必要となった主な原因の約5割を脳血管疾患、認知症、関節疾患が占めるなど、いずれも生活習慣病や身体活動量との関連があります。

今後、高齢者が増加する中、糖尿病をはじめとした生活習慣病や認知症及び運動機能の低下などの予防が大きな課題であり、平成27年5月に開設した総合健康センターを拠点として、身体活動などをはじめとした適正な生活習慣や食習慣の定着、妊娠期・幼少期から高齢期までの各年代にあわせた対策、さらには多様な活動主体との連携など、広がりをもった健康づくりへの取組が必要とされています。



■ 基本方針

(1) 地域における健康づくりの推進

市民の自発的な健康づくりを支援するため、自治会や住民団体など、多様な活動主体による事業を実施するとともに連携を強化します。

主な事業 地域健康寺子屋事業、出前健康教室事業、介護予防教室事業 など

(2) 各年代における健康づくりの推進

それぞれの生活や年代など、ライフステージに合わせたきめ細やかな健康づくり事業を推進します。

主な事業 母子保健事業、ロコモティブシンドローム（※）予防事業、認知症予防事業 など

(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

主要な死亡原因であるがんや心疾患、脳血管疾患、COPD(慢性閉塞性肺疾患)等への対策を実施します。

主な事業 各種健康診査・検診事業、生活習慣病予防事業、重症化予防事業 など

(4) 栄養・運動など生活習慣の改善

食生活と栄養、身体活動、休養、飲酒、喫煙などの生活習慣や、これらを取り巻く生活環境の改善につながる行動変容を促すための事業を実施します。

主な事業 食育推進事業、健康ポイント事業、運動・栄養教室事業、禁煙・分煙対策事業 など

(5) 心の健康づくりの推進

ストレスに対処する知識などを身につけ、日常生活の中で対応できるようにするとともに、心の問題を抱えた人へのセーフティネットの構築に努めます。

主な事業 自殺・虐待予防事業、訪問・相談事業 など

※ロコモティブシンドローム…筋肉や骨、関節などの運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のこと。

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● 病気の発症原因を知り、健康への理解を深めます。 ● 日常的な身体活動や食事の栄養バランスなどの生活習慣・食習慣に気をつけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康教室への参加の呼びかけなど、地域住民の健康づくりの推進に努めます。 ● 働く世代への検診勧奨など、健康づくりへの意識向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合健康センターを拠点に、地区担当制等による健康づくりの体制を整えます。 ● 関係団体（者）と連携し、家庭、地域、企業等の健康づくりを支援します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市健康づくり計画 ● 袋井市国民健康保険保健事業実施計画 ● 袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市長寿しあわせ計画 ● 袋井市地域福祉計画 ● 袋井市子ども・子育て支援事業計画
-------------	---	--

取組2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進

目的

すべての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせる長寿社会を目指します。

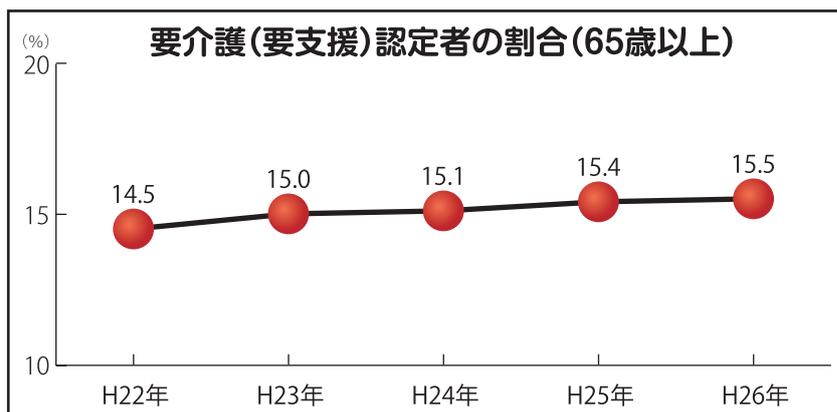
現状と課題

近年、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの変化によって、住民相互のつながりが希薄化しており、地域において高齢者を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。

また、介護保険制度では、高齢者数の増加やサービス利用者の大幅な伸びにより費用の増大が続いており、国では、高齢者虐待防止や要介護者に対する医療的ケア、地域における高齢者の見守り体制の構築等によって、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

本市では、高齢化率は国や県より低いものの、要介護認定率はほぼ県平均で、今後も高齢化に伴い要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれています。

このため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、福祉や介護保険などの公的サービスの充実を図るとともに、高齢者自身や家族、地域住民やボランティアをはじめ、地域と行政が協働して、包括的かつ継続的な取組を展開する必要があります。



■ 基本方針

(1) 健康と生きがいづくりの推進

豊かな人生と健康長寿の実現のために、若い時期から切れ目のない健康づくりと介護予防に
取り組み、高齢者がいきいきと活躍する社会づくりを推進します。

主な事業 シニアが活躍する社会クラブ活動支援事業、介護支援ボランティア事業、介護予防事業 など

(2) 地域包括ケアの充実

医療・介護連携強化、認知症施策や介護予防の効果的な取組を推進し、地域包括ケアシステ
ムを構築します。

主な事業 地域包括支援センター運営事業、在宅支援サービス事業 など

(3) 住みやすいまちづくりの推進

高齢者の日常生活に適した住まいが確保できるよう、適切な情報を提供するとともに、防犯
や安全対策に取り組みます。

主な事業 相談窓口事業、住宅改修支援事業、交通安全・防犯対策事業 など

(4) 支え合う仕組みの構築

地域での見守りや災害時、救急時の支援を推進します。

主な事業 見守りネットワーク体制推進事業、災害時・救急時支援事業 など

(5) 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、ニーズに応じたサービス提供体制を整えると
ともに、サービスの質の向上を図ります。

主な事業 介護施設整備事業、介護給付適正化事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
●健康づくりや介護予防のための講座等へ参加し、認知症や介護支援等について理解を深めます。	●地域住民同士の支え合いができる体制づくりに努めます。 ●事業者は介護サービスの質の確保、向上に努めます。	●地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、介護、福祉の連携を図ります。 ●地域のリーダーの育成や多様な主体の支援体制の充実・強化を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市長寿しあわせ計画 (第7次袋井市高齢者保健福祉計画、第6期袋井市介護保険事業計画) ●袋井市健康づくり計画 ●袋井市地域福祉推進計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市障害者計画 ●袋井市人権啓発推進計画
-------------	--	---

取組3 安心できる地域医療の充実

目的

保健・予防から医療、介護、福祉へと切れ目のない連携体制の構築を目指します。

現状と課題

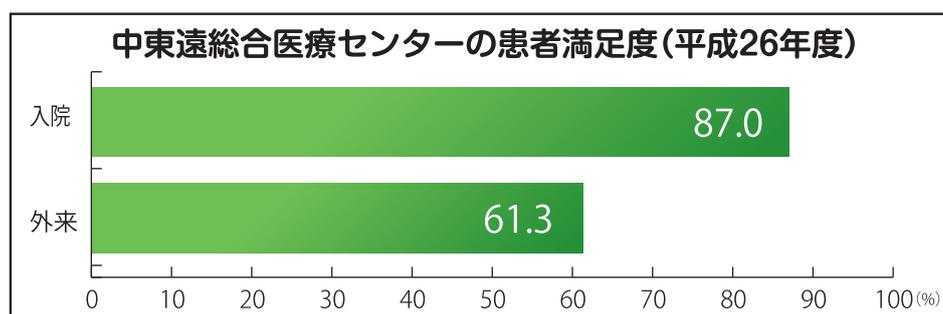
中東遠地域の医師数が、県平均や全国平均を大きく下回る状況が続く中、本市では市民が安心して医療を受けられるよう、中東遠総合医療センター、聖隷袋井市民病院を開院するとともに、休日急患診療室を開院しました。



今後は、これらの施設間の連携強化を進め、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制を確保していく必要があります。

また、医療機関や介護施設から在宅介護への転換を図るため、保健・医療・介護・福祉サービスが連携した地域包括ケアシステムの構築や、救急医療体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

そのため、総合健康センターと医師会、歯科医師会、薬剤師会や医療機関、在宅看護・介護事業者などの連携を進め、保健・予防、医療、介護、福祉の各分野の充実を図るとともに、地域包括ケアの取組を推進し、切れ目のないサービスを提供していくことが求められています。



第1章
第2章
第3章
第4章
第1編
第1章
第2章
第3章
第1節
第2節
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
政策6

■ 基本方針

(1) 切れ目のない地域医療体制の確保

中東遠総合医療センターや聖隷袋井市民病院、市内開業医と定期的な情報交換を行い、連携を強化して切れ目のない地域医療体制を確保します。

主な事業 地域医療事業

(2) 救急医療体制の確保

一次救急医療体制の完全センター方式に向けた検討を行うとともに、中東遠総合医療センターと連携を図り、中東遠圏域内の安全・安心で持続可能な救急医療体制を確保します。また、救急医療の適正受診に関する啓発活動を実施します。

主な事業 一次救急医療事業、地域医療啓発事業

(3) 医療と介護の連携強化

総合健康センターを拠点として、地域の医療機関や開業医、訪問看護・介護事業者などとの連携を深め、地域包括ケアシステムを構築します。

主な事業 総合健康センター事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● 「かかりつけ医」を持ち、自己の健康管理に努めます。 ● 症状に応じ適切な医療機関を受診します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関や介護・福祉事業所、行政とともに地域包括ケアシステムを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関と市民とがコミュニケーションを図れる機会を創出します。 ● 総合健康センターを拠点に、保健・予防、医療、介護、福祉の連携を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 中東遠総合医療センター中期経営計画 ● 袋井市健康づくり計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市長寿しあわせ計画
-------------	---	---

取組4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進

目的

障がいのある人が、住み慣れた地域で、生きがいを持って生活できる環境を整備します。

現状と課題

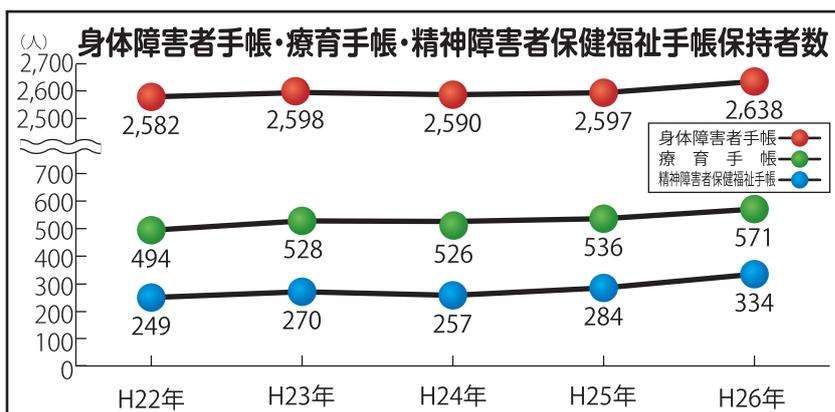
障がいのある人の権利を実現するため、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、社会への参加を促進する国際的な障害者権利条約が、平成26年2月に国内でも承認されました。

障がいのある人への支援は、障がいの種別や年齢に関係なく、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられること

が望ましく、また、自分の能力を最大限発揮し、生きがいを持って生活できる環境が整備されることが求められています。

本市における平成26年度末の身体障害者手帳の保持者は、2,638人（3.03%）、療育手帳保持者は571人（0.66%）、精神障害者保健福祉手帳保持者は334人（0.38%）です。今後さらに、多様なニーズに応じたサービスを展開していくとともに、核家族化や高齢化の進行等により、家族からの支援も難しくなると見込まれることから、障がいのある人が身近なところで相談できる体制を整備する必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、地域全体で支えるとともに、就労などの支援においても、地域や企業等の理解や協力を得ながら推進していく必要があります。



■ 基本方針

(1) 自立した生活の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身近に相談できる環境の整備及び住まいや就労の場の確保など、必要な支援を行います。

主な事業 介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業 など

(2) 社会福祉施設の整備支援

住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、社会福祉法人やNPO法人などとの連携を図り、共同生活援助（グループホーム）などのサービス拠点となる施設整備を支援します。

主な事業 社会福祉施設設備整備費補助事業 など

(3) 障がい者への理解と地域の交流の支援

地域において安心して安全に生活できるよう、支援体制を整えるとともに、障がいのある人への正しい理解を深め、地域で行われる様々な行事や取組に参加できるよう支援します。

主な事業 要配慮者支援事業、緊急通報システム設置事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人や家族が社会参加を目指す意識を持つよう努めます。 ●地域の民生委員等に相談しやすい環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体で障がい者を見守る意識を持ち、支え合う環境を整えます。 ●障がいのある人の地域活動への積極的な参加を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人や家族及び地域におけるノーマライゼーション（※）を啓発します。 ●地域や社会福祉法人、企業等との連携を強化し、地域移行を推進します。

関連計画	●袋井市障害者計画	●袋井市障害福祉計画
-------------	-----------	------------

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んぜられ、平等に生活できる社会が普通（ノーマル）の社会である、とする考え方。また、それに基づく社会福祉政策や運動のこと。

取組5 親しみやすい市民スポーツの推進

目的

市民が明るく健康でいきいきとした生活を送れるように、気軽に親しめるスポーツ文化の推進に取り組みます。

現状と課題

本市では、平成30年（2018年）に、エコパアリーナで全国高等学校総合体育大会弓道競技大会が開催され、翌年には、エコパスタジアムがラグビーワールドカップ2019静岡県開催の会場となるなど、スポーツビッグイベントが続き、さらに、平成32年（2020年）には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、市民がスポーツに親しむ機会が増えることが期待されます。

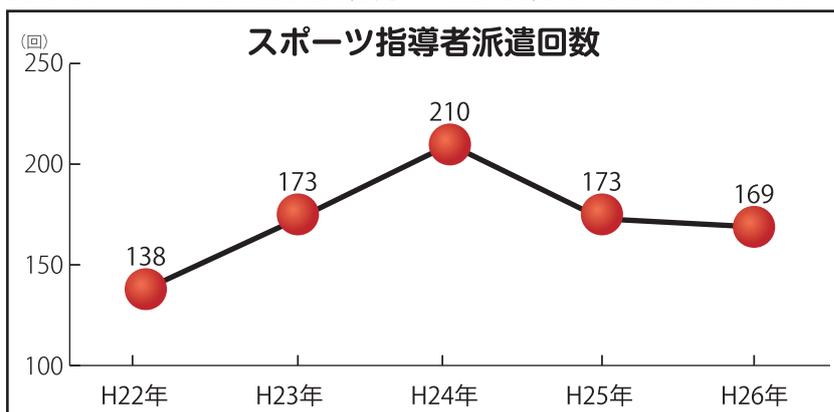


こうした大会を契機に、市民のスポーツへの関心をさらに高めるため、開催機運の高揚事業をはじめ、スポーツイベントに係る様々な活動への市民参画により、スポーツのまちづくりを推進していくことが大切です。

また、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために、ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりが求められています。このため、新総合体育館については、民間活力を活用した施設整備や運営を進めるとともに、愛野公園の運動施設など老朽化が著しいスポーツ施設についても、新たな施設整備のあり方を検討する必要があります。

さらには、子どもたちがスポーツに親しむ機会を増やし、学校の体育活動や地域スポーツを通じて、体力の向上と体を動かす大切さ、仲間とのふれあいの中で、楽しさや喜びを実感できることが重要です。

本市においては、ニュースポーツの普及や競技力向上のための支援、また、指導者養成など、一人でも多くの方がスポーツにふれあう環境づくりを行っています。スポーツが生活の中に溶け込み、市民が健康で豊かな毎日を送ることができる環境の整備やスポーツで人生を豊かに過ごすスポーツ文化の推進に取り組んでいく必要があります。



■ 基本方針

(1) 子どものスポーツ機会の充実と体力向上

すべての子どもが、スポーツを楽しみ、取り組むことができるスポーツ環境の整備を図るとともに、体力向上を目指します。

主な事業 各種スポーツ教室開催事業、指導者派遣事業

(2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツ推進委員会を中心に、子どもから高齢者、障がい者まで、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図ります。

主な事業 ニュースポーツ普及事業、スポーツイベント開催事業、地域スポーツクラブ育成事業

(3) 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の整備

市民ニーズにあったスポーツ施設の充実を図るとともに、身近な地域で運動ができるスポーツ環境づくりを推進します。

主な事業 総合体育館整備事業、スポーツ施設維持管理事業

(4) アスリートを育てる競技スポーツの推進

スポーツ協会や各種競技団体等と連携し、スポーツ選手の競技力向上、指導者の育成、競技大会の支援に取り組みます。

主な事業 競技スポーツ支援事業、スポーツ指導者育成事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツ活動に取り組みます。 ●子どもの頃から体を動かす楽しさや日常的な運動習慣を身につけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で身近に運動できるスポーツ環境づくりを推進します。 ●選手と指導者を育成し、競技力向上を図るよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを行える環境を整備します。 ●スポーツが日常的に行われるようスポーツ文化の推進を図ります。

関連計画	●第3次袋井市スポーツ推進計画	●袋井市教育大綱
-------------	-----------------	----------

政策3

快適で魅力あるまちを 目指します

- 取組1 暮らしたくなる都市拠点の創出
- 取組2 誰もが移動しやすいまちづくり
- 取組3 花と緑と水のまちづくり
- 取組4 恵みある河川・海岸づくり
- 取組5 豊かな環境の醸成と継承
- 取組6 生活を快適にするICT環境の構築

快適で魅力あるまちを 目指します

現状と課題

我が国では、少子高齢化の進展に伴い、公共施設や道路、橋梁などの社会インフラの老朽化及びその更新費用の負担が大きな問題となっており、集約型の持続可能なまちづくりが求められています。

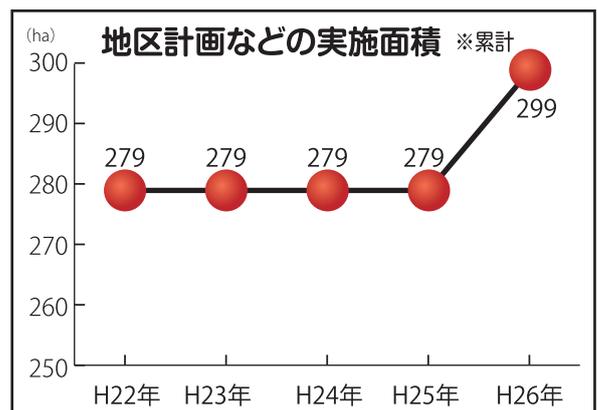
本市では、都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）において、豊かな自然と調和を図りながら、JR袋井駅周辺を中心核と上山梨地区、愛野駅周辺地区、浅羽支所周辺地区を副次核として、公民館などが立地する地域の拠点等との連携を図り、道路や宅地などの整備を計画的に推進してきました。

今後も、誰もが快適で暮らしやすいまちを築いていくため、日常生活や産業・経済活動の中心となる都市拠点等の形成や、円滑に移動できる交通ネットワークを構築するとともに、市民と行政の協働により、道路や公園などの整備や維持管理を推進していく必要があります。

また、地球温暖化など環境問題が深刻化する中、資源循環型のまちづくりを推進していくことが求められています。

遠州灘をはじめ太田川や原野谷川、小笠山などの豊かな自然を大切にし、次世代へ継承していくためには、市民や企業などが、ごみの減量化や再資源化、生活排水等の適切な処理とともに、河川・海岸を愛護する活動などを継続的に推進していくことが必要です。

さらには、ICT（情報通信技術）の急速な発展は、生活の利便性や産業の生産性の向上など、人々の生活に様々な変化を生んでおり、産業や教育、防災などの多様な分野にICTの積極的な活用を図ることが求められています。



取組

取組1 暮らしたくなる都市拠点の創出

- 1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成
- 2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生
- 3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進
- 4 総合的な住宅施策の推進
- 5 まちづくりへの市民参加の推進

取組2 誰もが移動しやすいまちづくり

- 1 利用しやすい公共交通網の構築
- 2 安全で円滑な道路整備の推進
- 3 協働によるまちづくりの推進
- 4 道路の老朽化対策の実施

取組3 花と緑と水のまちづくり

- 1 身近な公園・広場の創出
- 2 花を通した市民の健康づくり・交流の促進
- 3 歩いてみたくなる水辺空間の創出
- 4 公共緑地の適切な管理と宅地内緑化の推進

取組4 恵みある河川・海岸づくり

- 1 環境に配慮した河川・排水路の整備推進
- 2 河川愛護の推進
- 3 美しい海岸の創出
- 4 海岸侵食対策の推進
- 5 防潮堤整備と利活用の推進

取組5 豊かな環境の醸成と継承

- 1 資源循環型社会の推進
- 2 環境保全意識の高揚
- 3 地球環境の保全
- 4 郷土の豊かな水辺環境の保全
- 5 生活環境の保全・改善
- 6 快適な環境の創造

取組6 生活を快適にするICT環境の構築

- 1 ICTを活かした先進性の高いまちづくりの推進
- 2 新たな価値の創出と地域活性化につながるICTの活用
- 3 ICTを活用できる人材の育成
- 4 ICTインフラの整備

指標

指標名	現状値 H26年度	目標値 H32年度
地区計画などの実施面積	299 ha	360 ha
1人1日あたりの可燃ごみの排出量	518 g/日	510 g/日
公共施設のWi-Fiスポット設置割合	42.5 %	100.0 %

第1章	序
第2章	第1編 基本構想
第3章	第1章 計画の主要指標
第4章	第2章 行政経営方針
第1章	第3章 施策体系
第2章	第1節 政策1 子育てがしやすいまちづくり
第3章	第2節 政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちづくり
第4章	第3節 政策3 すまじく快適なまちづくり
第5章	第4節 政策4 産業活力を高めるまちづくり
第6章	第5節 政策5 安全・安心な暮らしを創出するまちづくり
第7章	第6節 政策6 市民が活躍するまちづくり

付属資料

取組1 暮らしたくなる都市拠点の創出

目的

誰もが安心して快適に暮らせる、いつまでも暮らしたくなるまちづくりを推進します。

現状と課題

本市のまちづくりは、JR袋井駅周辺をはじめ上山梨地区や愛野地区周辺等の土地区画整理事業や、都市計画法に基づく地区計画制度等により豊かな自然と調和を図りながら、良好な居住環境の形成を図ってきました。

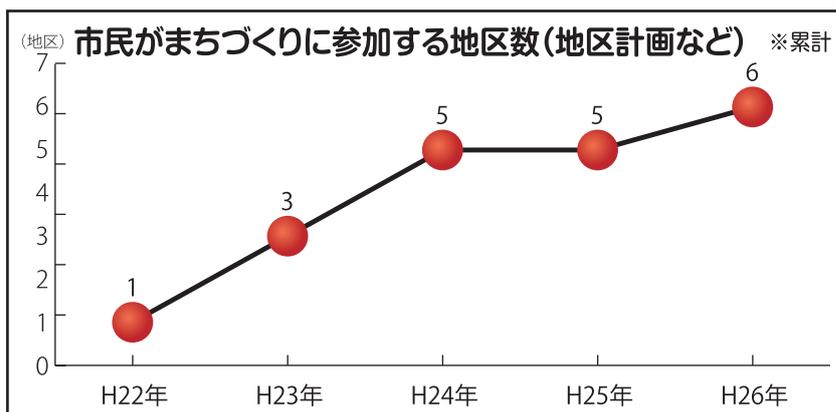


今後、少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中で、既存市街地の空洞化や公共施設の老朽化などにより生活機能の低下が懸念されます。

このため、多様な生活機能がコンパクトに集積した都市拠点等を形成するとともに、郊外を結ぶ交通ネットワークを整備することにより、誰もが便利で安心して豊かに暮らすことができる居住環境を構築することが求められています。

また、密集市街地においては、狭い道路が多く倒壊の危険性がある建物もあることから、災害に強いまちづくりが必要とされています。

まちづくりを円滑に進め、魅力的なまちを形成していくためには、恵まれた自然環境やのどかな田園風景、歴史・文化的資源など地域の特性を活かすとともに、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参加していくことが求められています。



■ 基本方針

(1) コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成

子どもや若者、子育て世代から高齢者まで誰もが安心して快適に暮らすことができるように、生活機能の集積と交通ネットワークの形成を図ります。

主な事業 袋井駅南地区まちづくり推進事業、歩いて楽しいまちづくり事業 など

(2) 安全で魅力ある市街地の形成及び再生

防災上危険な密集市街地において、土地区画整理事業や地区計画などにより、災害に強く魅力あるまちづくりを推進します。

主な事業 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業、袋井市防災都市づくり計画推進事業 など

(3) 地域資源の保全と良質な景観形成の推進

美しい自然や農の風景、歴史・文化的な景観を保全するため、地域とともに愛着と誇りの持てる景観づくりを推進します。

主な事業 ふくろいの風景づくり推進事業 など

(4) 総合的な住宅施策の推進

子どもや子育て世帯、高齢者や障がい者など誰もが暮らしやすい居住環境づくりや計画的な住宅供給の推進などを図る総合的な住宅施策に取り組みます。

主な事業 袋井市住生活基本計画策定事業、袋井市公営住宅等長寿命化事業 など

(5) まちづくりへの市民参加の推進

各計画の策定段階から住民意見を取り入れるとともに、住民が主体的に取り組むことができるまちづくりを推進します。

主な事業 住民発意による地区計画制度の導入、まちづくり認定制度の創設 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●自分が暮らす地域に関心を持ち、まちづくり活動に参加するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民と行政のパイプ役となり、円滑なまちづくりの推進に努めます。 ●まちづくりに住民が参加しやすい環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民がまちづくりに参加できる機会を多く創出します。 ●関係機関と連携し、住民の主体的なまちづくりを支援します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画袋井市計画 ●袋井市都市計画マスタープラン ●袋井市景観計画 ●袋井市緑の基本計画 ●袋井駅周辺バリアフリー基本構想 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井駅南地区まちづくり構想 ●袋井市防災都市づくり計画 ●袋井市公営住宅等長寿命化計画 ●（仮称）袋井市住生活基本計画 ●（仮称）袋井市公共施設マネジメント計画
------	---	---

取組2 誰もが移動しやすいまちづくり

目的

日常生活の移動を円滑にするため道路整備を行い、利用しやすい公共交通と拠点ネットワークを構築します。

現状と課題

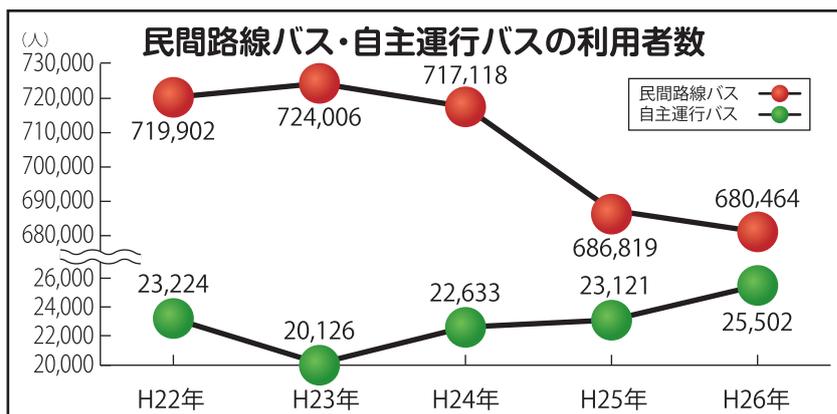
市内の公共交通は、東海旅客鉄道をはじめ、民間バス事業者による13の基幹路線と6路線の自主運行バス、そして、2地区の地域協働運行バスで交通網を形成しています。



一方、自家用車の普及等により公共交通に頼らない生活が広がり、民間路線バスや自主運行バスの利用者数が伸び悩み、1人あたりのバス運行経費が増加していることが課題となっています。また、学生や高齢者などの交通弱者の移動手段を確保する必要があることから、様々な交通手段を組み合わせ、利用しやすい公共交通網を構築することが求められています。

道路については、市内4つの拠点を連結する幹線道路や生活道路の計画的な整備、歩行者や自転車の安全な通行の確保、既存道路の老朽化対策を適切に講じていく必要があります。

このため、今後は、地元との合意形成を十分に図った上で、公共交通と連携した道路網の構築や、安心して安全な道路整備を行うとともに、適切な維持管理と老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。



基本方針

(1) 利用しやすい公共交通網の構築

地域の状況に合わせてバスの運行方法を再構築するとともに、交通弱者の移動手段を確保するため、デマンドタクシー（※）等の交通手段の組み合わせによる効果的な公共交通網を構築します。

主な事業	自主運行バス事業、地域協働運行バス事業、生活バス路線維持補助事業、地域公共交通網形成計画策定事業 など
------	---

(2) 安全で円滑な道路整備の推進

安全で円滑な道路網を構築するため、歩行者や自転車、自動車など誰もが安心して快適に移動できる道路を整備します。

主な事業	幹線道路整備事業、街路整備事業、国県道建設促進事業、自転車を活かしたまちづくり事業 など
------	--

(3) 協働によるみちづくりの推進

地域住民との協働により道路整備計画をつくりながら、合意形成を十分に図った上で道路整備を推進します。

主な事業	協働によるみちづくり事業 など
------	-----------------

(4) 道路の老朽化対策の実施

道路の安全性を確保するため、老朽化対策を計画的に実施します。

主な事業	橋梁長寿命化修繕事業 など
------	---------------

※デマンドタクシー…予約型の乗り合いタクシーのこと。

協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通を利用するよう努めます。 ●道路を大切に使い、保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の公共交通のあり方を検討します。 ●地域が主体的に道路整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の利便性を高め、安全で円滑な交通網を構築します。 ●交通の安全性を確保するため、計画的に道路を整備します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画袋井市計画 ●袋井市都市計画マスタープラン ●袋井市道路整備10箇年計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市橋梁長寿命化修繕計画 ●（仮称）袋井市公共施設マネジメント計画
-------------	---	--

取組3 花と緑と水のまちづくり

目的

地域の資源を活かした憩いの場の創出や、花と緑にあふれるまちづくりを推進します。

現状と課題

公園や広場は、人々の生活に潤いと安らぎを与え、地域住民の交流の場や防災機能の役割を担うなど地域の大切な財産です。

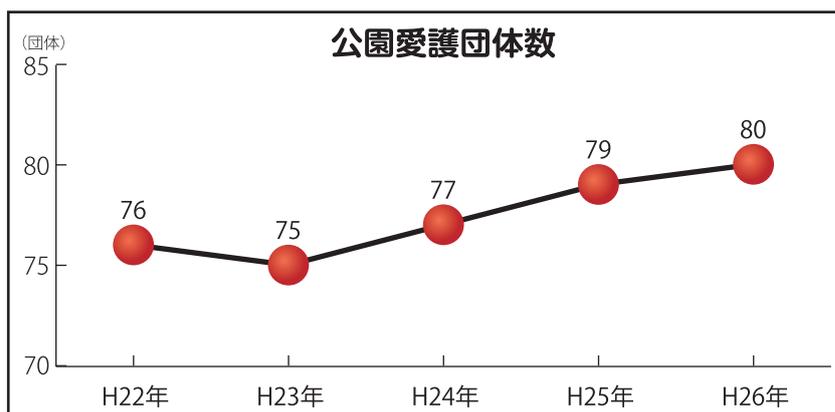
本市では、土地区画整理事業や土地改良事業、民間開発などによるものを含め181箇所の公園や緑道が整備されており、地域の協力を得ながら維持管理を行っています。



公園や広場は地域により偏りがあるため、今後は、川や里山などの自然資源や未利用地を活用するなど、地域の特色を活かしながら、整備や維持管理を行っていく必要があります。

また、花と緑のまちづくりについては、平成26年に「花きの振興に関する法律」が施行され、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用や、花や緑に親しみ育てる取組などを推進することが求められています。

地域の公共用地や公共施設の緑化活動を推進するとともに、宅地内や企業用地の緑化推進を図り、市民や地域、企業等と行政が協力して取り組んでいくことが必要です。



■ 基本方針

(1) 身近な公園・広場の創出

未利用地等の活用により、地域の実情に合った公園・広場空間を創出するとともに、地域の公園等をみんなで大切に使い、維持管理していくため、公園愛護活動を推進します。

主な事業 身近な広場空間創出事業、公園愛護活動事業、みつかわ夢の丘公園整備事業 など

(2) 花を通した市民の健康づくり・交流の促進

花植えや講座を通し、外に出て体を動かすことで、花と緑の持つ癒しの効果を活用し、市民の健康づくりと交流を促進します。

主な事業 地域花壇緑化推進事業、花育（※）推進事業 など

(3) 歩いてみたくなる水辺空間の創出

河川やため池など既存の水辺空間にある公園や遊歩道の適切な維持管理と利用を促進します。

主な事業 水辺空間利用促進事業 など

(4) 公共緑地の適切な管理と宅地内緑化の推進

街路樹や公園樹木の設置・管理に関するルールをつくとともに、宅地内緑化を推進します。

主な事業 街路樹ルール策定事業、生け垣づくり補助事業、オープンガーデン推進事業 など

※花育…花や緑に親しみ育てる機会を通して感謝や優しい気持ちを育むことで、人とのつながりをつくり広げること。

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●公園愛護活動に進んで参加するよう努めます。 ●花壇の設置や植樹などにより宅地内緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に公園愛護活動への参加を呼びかけます。 ●地域における花壇の設置、緑化の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域とともに公園の適切な維持管理を行います。 ●花を通して市民が交流できる機会を提供します。

関連計画	●国土利用計画袋井市計画	●袋井市景観計画
	●袋井市都市計画マスタープラン	●袋井市緑の基本計画

取組4 恵みある河川・海岸づくり

目的

人の生活に欠かせない水や多様な生物が生きる河川や海岸を大切にし、河川愛護や海岸保全の活動を推進します。

現状と課題

本市は、太田川や原野谷川など多くの河川が流れ、浅羽海岸に面しているなど水辺が多く、自然環境に恵まれた地域です。

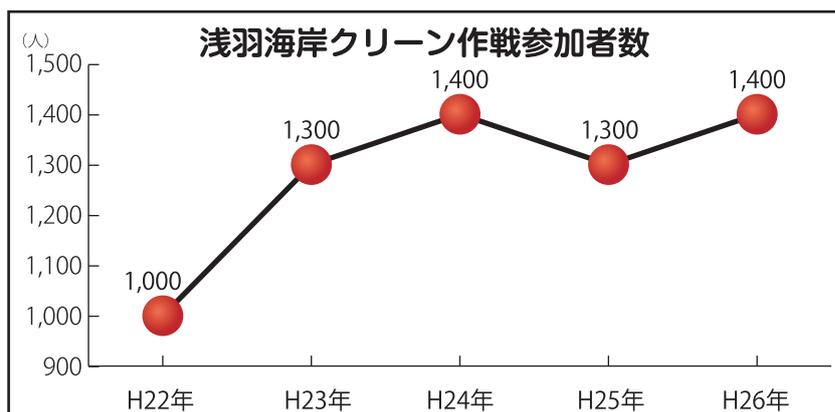
しかし、河川については、治水対策や維持管理を優先したコンクリート構造の護岸整備が進められてきたことな



どにより、河川が本来有する生物の生息や繁殖環境、景観の保全・創出などの多様な機能が失われてきました。近年は、環境に配慮した生活用品の普及や生活排水技術の向上のほか、地域住民が主体的に河川愛護活動に取り組んできたこともあり、自然と共生した多様性ある河川に戻りつつあります。

一方、浅羽海岸については、海岸侵食や防災林の松枯れなどの課題を解消するため、海岸清掃やサンドバイパス事業、グリーンウエーブ活動を推進することで環境保全に努めるとともに、東日本大震災の教訓から南海トラフの巨大地震等に備え、津波対策を講ずる必要が生じたため、命山や防潮堤の整備などの防災対策に取り組んでいます。

将来にわたり、河川や海岸を市民の貴重な財産として引き継いでいくためには、一人ひとりが関心と責任を持ち、保全活動に取り組んでいくことが求められています。



■ 基本方針

(1) 環境に配慮した河川・排水路の整備推進

治水機能を維持し、河川が本来有する多様性を確保するため、生態系に配慮した整備と保全・再生に努めます。

主な事業 河川整備事業、河川・排水路維持管理事業

(2) 河川愛護の推進

河川は、市民共有の財産であり、地域で関心を持って愛護活動を行うことにより、快適な生活環境の創出を図ります。

主な事業 河川・海岸愛護事業

(3) 美しい海岸の創出

自然環境が悪化している海岸地域を保全するため、市民、地域と行政が連携して保全対策に取り組めます。

主な事業 浅羽海岸クリーン作戦事業、グリーンウエーブ保全管理活動事業 など

(4) 海岸侵食対策の推進

海岸侵食対策の促進を図るため、国や県に対し積極的に要望するとともに海岸侵食対策に関する連携を強化します。

主な事業 福田漁港・浅羽海岸サンドバイパス推進事業

(5) 防潮堤整備と利活用の推進

南海トラフの巨大地震等の津波から沿岸部の安全を確保するため、防潮堤整備の推進を図ります。また、平時には憩いの場として利用できる環境を整備します。

主な事業 袋井幸浦の丘プロジェクト（袋井市静岡モデル防潮堤整備事業）

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
●河川愛護活動や浅羽海岸の清掃、グリーンウエーブ保全管理活動の参加に努めます。	●地元自治会等を中心に河川愛護活動や浅羽海岸保全活動に取り組めます。	●河川愛護活動への支援や浅羽海岸保全活動の全市的な市民参加を促進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画袋井市計画 ●袋井市都市計画マスタープラン ●袋井市景観計画 ●袋井市緑の基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市河川等整備計画 ●袋井市環境基本計画 ●袋井市地域防災計画 ●袋井市津波防災地域づくり推進計画 ●袋井市静岡モデル防潮堤整備事業活用基本計画
------	---	--

取組5 豊かな環境の醸成と継承

目的

市民・地域や企業等との協働により、環境にやさしい持続可能な社会の構築と多様性ある自然環境を保全します。

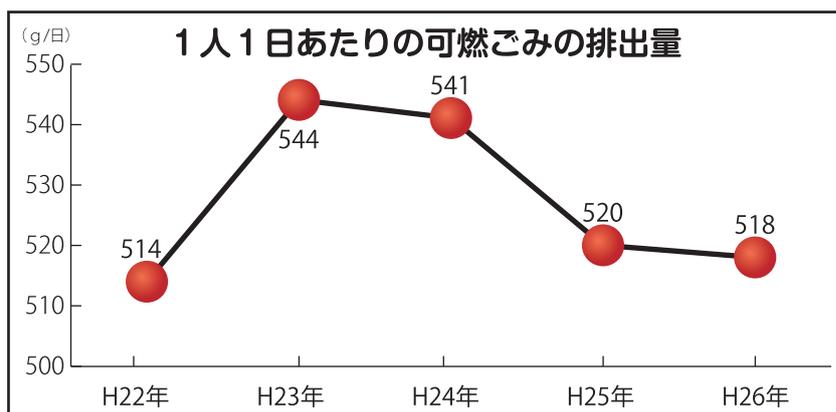
現状と課題

近年、省エネルギーなど環境に配慮した生活スタイルや事業活動が定着する一方、世界各国において、地球温暖化に起因する豪雨や干ばつなど深刻な影響が現れています。

こうした中、本市は、「袋井市環境基本計画」に基づき、ごみの減量化や再資源化を推進するなど、人と自然にやさしい環境を創り、守り、育て、市民との協働により、豊かな環境を次世代に引き継いでいく取組を進めています。

また、生活排水については、人口減少等を見据えて、地域の特性に応じた効果的な汚水処理の選択とともに、公共下水道の効率的な維持管理、未接続対策などを行っていく必要があります。

さらに、快適な生活環境を将来にわたり引き継ぐため、家庭や地域、NPOなどと連携して、市民一人ひとりの環境保全の大切さへの理解を深めるとともに、自主的に環境改善に取り組む「人づくり」も求められています。



■ 基本方針

(1) 資源循環型社会の推進

ごみの発生抑制、資源の再利用・再資源化を幅広く進めるとともに、廃棄物の効率的な処理により、資源の有効利用を進めます。

主な事業 ごみの減量化・再利用・再資源化推進事業、小型家電リサイクル事業

(2) 環境保全意識の高揚

市民、企業、行政が連携・協働して環境保全活動に取り組むとともに、次代を担う世代への環境教育を推進します。

主な事業 環境教育啓発推進事業、水生生物観察事業

(3) 地球環境の保全

新エネルギー導入や緑化の推進、LEDなど省エネルギー機器の積極的な導入により、地球温暖化防止に向けた活動を推進し、環境意識の向上を図ります。

主な事業 地球環境保全事業

(4) 郷土の豊かな水辺環境の保全

豊かな水辺環境の保全を図るため、公共下水道事業や生活排水の水質の向上を目指した啓発などを推進します。

主な事業 公共下水道事業、合併処理浄化槽設置事業、環境保全活動支援事業

(5) 生活環境の保全・改善

健康で快適な生活環境を守るため、地域や企業と協力して悪臭、騒音、排水の水質保全などの公害防止対策を進めるとともに、社会全体のモラル向上に努めます。

主な事業 悪臭等公害防止対策事業

(6) 快適な環境の創造

不法投棄防止対策やペットの適正な飼い方の周知に努めます。

主な事業 不法投棄ごみ回収パトロール事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量や節電など、環境に配慮した生活に努めます。 ●水環境の大切さを理解し、環境に負荷が少ない生活を送るよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源回収や環境美化の推進、環境の負荷低減に努めます。 ●水環境学習や適正な排水処理を行い、水環境の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育などにより環境保全意識を高めます。 ●水環境学習を実施し、水環境の向上に努めます。

関連計画

●袋井市環境基本計画
●袋井市バイオマスタウン構想

●袋井市一般廃棄物処理基本計画
●袋井市公共下水道全体計画

取組6 生活を快適にするICT環境の構築

目的

市民生活や産業活動におけるICTの利用環境の充実を図るとともに、ICTにより市民サービスの向上を図ります。

現状と課題

ICT（情報通信技術）は、日々技術革新が進み、近年では大容量の通信が可能な高速ブロードバンド（※）網が整備され、持ち運びが容易なスマートデバイス（※）が普及するなど、人々のライフスタイルに様々な変化を生んでいるとともに、多様な分野の課題に対し、きめ細かく対応できるツールとして活用することが期待されています。



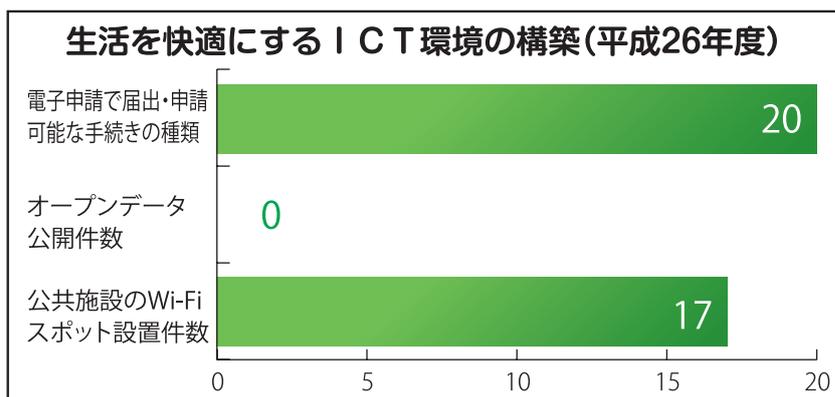
本市では、平成26年3月に「袋井市ICT推進計画」を策定し、ICTを活用した市民サービスの向上や事務の効率化に取り組む一方で、平成24年度には、総務省のICT街づくり推進事業の採択を受け、農産物の物流及び支援物資の供給システムや災害用備蓄品管理システムを開発するなど、全国の先駆的なモデルとなる取組を進めており、今後のさらなる普及展開が求められています。

また、学校教育においてもデジタル教科書や教材の活用などICTを取り入れるとともに、ICTを活用できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

ICTは今後ますます発展し、様々な分野で画期的な技術やサービスが展開されることが期待されています。社会変化に柔軟に対応し、市民サービスの利便性と市民の結びつきを高めるため、積極的にICT環境の整備に取り組んでいく必要があります。

※ブロードバンド…電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境のこと。

※スマートデバイス…情報処理端末（デバイス）のうち、単なる計算処理だけではなく、あらゆる用途に使用可能な多機能端末のこと。スマートフォンやタブレット端末等の総称として使われている。



■ 基本方針

(1) ICTを活かした先進性の高いまちづくりの推進

防災や産業、子育ての分野など、ICTを駆使した先進的で利便性の高い取組を推進します。

主な事業 ICT街づくり推進事業、子育て応援アプリの開発・普及プロジェクト など

(2) 新たな価値の創出と地域活性化につながるICTの活用

オープンデータ化の推進に取り組み、地域の課題を解決する新しいアイデアの創出と市民との協働による地域の活性化を図ります。

主な事業 オープンデータ化事業 など

(3) ICTを活用できる人材の育成

情報モラルや情報セキュリティに関する知識を身につけ、ICTを活用できる人材の育成に取り組みます。

主な事業 学校教育ICT推進事業 など

(4) ICTインフラの整備

観光振興や災害対策などのまちづくりに活用でき、多くの市民がICTサービスを活用するために必要な通信環境を整備します。

主な事業 Wi-Fiスポット整備事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用したまちづくりへの積極的な参加に努めます。 ● ICTを活用して、自らが様々な情報を発信するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT環境の整備やオープンデータを活用したサービスの提供に努めます。 ● ICTを活用して企業情報等を積極的に発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用して市民サービスの向上を図ります。 ● 行政が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

関連計画	●袋井市ICT推進計画
-------------	-------------

政策 4

活力みなぎる産業のまちを 目指します

- 取組 1 産業の新たな展開の推進
- 取組 2 戦略的な観光の推進
- 取組 3 経営力の高い農業の振興
- 取組 4 魅力的な商業の振興
- 取組 5 雇用環境の充実



活力みなぎる産業のまちを 目指します

現状と課題

我が国の経済は、平成20年のリーマン・ショックにより大きな影響を受けましたが、アベノミクスと呼ばれる国の経済政策などにより、平成27年4月に日経平均株価が2万円を超えるなど、大企業を中心に景気が改善しつつあります。一方では、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加や、平成29年4月に予定される消費税の再引き上げなどによる経済への影響が懸念されています。

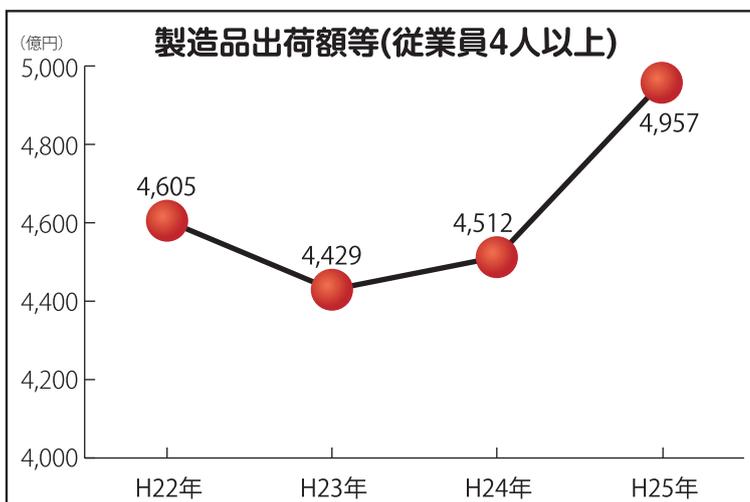
本市には、輸送用機械器具製造業の下請け企業が比較的多く立地することから、安定した雇用を創出し、地域経済に貢献する企業の誘致と、製造品等の販路開拓や新製品の開発など新たな展開を支援することが求められています。

また、遠州三山、ふくろい遠州の花火など、自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、まちの魅力を高め、情報発信力の強化等により、戦略的に観光振興を推進していくことが求められています。

農業については、温室メロンやお茶など、全国に誇る農作物が生産されていますが、耕作放棄地の増加や生産者の高齢化等により農業産出額が減少しており、担い手の育成や農地の利用集積、農産物のブランド力の強化等により、経営力を高めることが必要となっています。

商業については、事業所数の減少、後継者不足、近隣市への郊外型大型店の出店等による買い物客の減少が課題となっており、魅力ある個店づくり、商店街のイベントや空き店舗の活用、情報発信の強化等により、市内全体の商業の魅力を向上させていくことが必要となっています。

雇用については、企業と学生のマッチング機会の提供や、市内企業への就職を促進するための情報発信などとともに、労働力人口の減少を見据えた中で、女性、高齢者の再就職や若年無業者の就労支援等に取り組んでいくことが必要となっています。



取組

取組1 産業の新たな展開の推進

- 1 新たな展開への支援
- 2 活力ある工業の振興
- 3 企業誘致の推進
- 4 人材育成と経営力向上の支援

取組2 戦略的な観光の推進

- 1 袋井ブランドの創出
- 2 マーケティングの推進
- 3 担い手の充実と育成
- 4 おもてなしの充実
- 5 戦略的な商品販売の支援

取組3 経営力の高い農業の振興

- 1 次代の担い手育成の推進
- 2 農地の適正利用と基盤整備
- 3 農産物の高付加価値化と販路拡大
- 4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進
- 5 農地の多面的機能の維持
- 6 農資源のさらなる有効活用

取組4 魅力的な商業の振興

- 1 商業者等の経営体質の強化
- 2 魅力ある個店づくりの推進
- 3 商店街活性化に向けた取組の推進
- 4 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進

取組5 雇用環境の充実

- 1 雇用の安定と促進
- 2 就労支援の推進
- 3 勤労者福祉の充実

指標

指標名	現状値 H26年度	目標値 H32年度
製造品出荷額等（従業員4人以上）	4,957 億円／年（H25）	5,500 億円／年
観光交流客数	4,232 千人／年	4,750 千人／年
主要農産物産出額	77.6 億円／年	75.3 億円／年

取組1 産業の新たな展開の推進

目的

企業の新たな展開を支援するとともに、地域経済を支える企業の誘致を推進します。

現状と課題

人口減少に伴う国内需要の低迷や、新興国など旺盛な海外需要を背景に、輸送用機械器具製造業を中心に企業の生産拠点の海外移転が進んでいます。

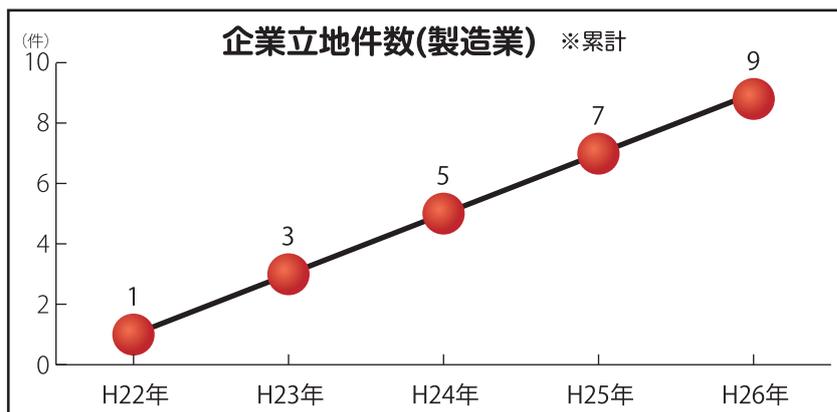


また、東日本大震災以降、南海トラフの巨大地震や津波等の災害、浜岡原子力発電所への不安などもあり、近年、静岡県の企業立地は厳しい状況が続いています。

こうした中、アベノミクスによる大胆な金融緩和政策等により円安が進むとともに、昨今の原油安なども加わり、緩やかではありますが、一部の企業で国内への生産回帰の動きが出てきています。しかし、市内に多く立地している中小企業にはその効果が波及していない状況です。

そのため、企業の持続的な成長を促す市内企業の新技術・新製品の開発支援や販路開拓支援、地域経済に活力をもたらす企業誘致の推進、地域産業に貢献する人材の育成を図るべく静岡理工科大学や商工団体等との連携が求められています。

また、本市の交通アクセスの優位性など立地特性を活かした物流業や食料品製造業などの支援を図るとともに、今後の成長が見込まれる健康、医療、教育、新エネルギー、ICT産業などの次世代産業の誘致や創出、育成を図ることが求められています。



■ 基本方針

(1) 新たな展開への支援

企業と大学、産業支援機関等との交流を推進し、事業連携や共同研究等を支援します。また、産学官金が一体となって、健康や医療、ICT産業などの次世代産業の誘致・創出や、広域的な連携も含めた企業の販路開拓、新製品の開発など新たな展開を支援します。

主な事業 産学官連携推進事業、中小企業販路開拓支援事業

(2) 活力ある工業の振興

市内企業の支援を行うとともに、創業や第二創業（※）など、新たな「ものづくり」に挑戦する企業を応援し、活力ある工業のさらなる振興に努めます。

主な事業 中小企業販路開拓支援事業、創業支援事業

(3) 企業誘致の推進

交通アクセス等を活かした企業用地を創出するとともに、民間遊休地の情報提供や企業立地促進助成制度の充実などに努め、企業の誘致及び立地支援を積極的に推進します。

主な事業 企業立地促進助成事業、工業用地開発事業（小笠山山麓・豊沢地区等）、内陸のフロンティアを拓く取組推進事業

(4) 人材育成と経営力向上の支援

産学官が連携して市内企業の持続的な経営に必要な人材育成を支援するとともに、県や商工団体、金融機関等と連携して中小企業の経営基盤安定のための支援を行います。

主な事業 産学官連携推進事業、経営安定化資金利子補給事業

※第二創業…既に何らかの事業を行っている事業者が、業態の転換や新事業・新分野に進出すること。

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●就業者として、資質の向上や技術力の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな研究や開発、人材育成などに努め、経営力の向上を図ります。 ●企業が持つ技術力などをPRする情報発信力を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●産学官金の連携強化などにより、市内企業の育成、支援に努めます。 ●地域経済を支える企業の誘致と経営を担う人材育成の支援に努めます。

関連計画	●袋井市工業振興計画	●袋井市都市計画マスタープラン
-------------	------------	-----------------

取組2 戦略的な観光の推進

目的

まちの魅力アップと情報発信に努め、観光交流客を増やします。

現状と課題

我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、地域経済活性化のため、観光に力を入れる地方都市が増えています。また近年は、中国をはじめ訪日客が増えており、国は主要政策として外国人観光客の誘致（インバウンド観光）に取り組んでいます。



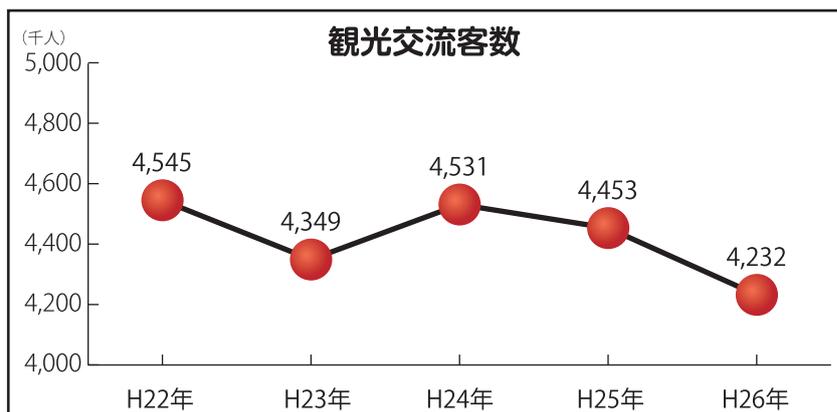
静岡県においても、富士山の世界文化遺産登録などを契機に、富士山静岡空港の利便性を活かし、国内外からの観光交流客の拡大を図っています。

本市では、豊かな自然や歴史・文化など固有の資源を活かした観光振興を進めており、観光交流客の約8割が遠州三山、ふくろい遠州の花火、小笠山総合運動公園エコパへ訪れています。

本市を訪れる観光客の多くは「安く、近く、短期間、少人数で」といった傾向が強く、今後は、少しでも長く市内にとどまってもらうことにより、経済波及効果を高めていく仕掛けが必要です。

そのため、観光協会など関係団体等との連携を強化し、ブランド力や情報発信力を高めるなど、戦略的な観光振興が求められています。

また、小笠山総合運動公園エコパが試合会場の一つとなるラグビーワールドカップ2019に向け、インバウンド観光を進めていく必要があります。



■ 基本方針

(1) 袋井ブランドの創出

地域資源を掘り起こし、磨き上げ、組み合わせることで、交流客のニーズを満たす多彩な観光商品を創造し、魅力アップを図ります。

主な事業 袋井観光ブランド推進事業、遠州三山等魅力創設事業

(2) マーケティングの推進

情報収集力と発信力を強化し、市の認知度を高め、誘客促進を図るとともに、インバウンド観光にも積極的に取り組みます。

主な事業 観光案内所運営事業、広域連携観光推進事業、インバウンド観光推進事業

(3) 担い手の充実と育成

市民一人ひとりが地域の魅力を理解し“観光大使”として、来訪者をおもてなしすることができるよう、個人レベルでの情報発信を強化するなど担い手の充実と育成を図ります。

主な事業 健康文化観光担い手育成事業

(4) おもてなしの充実

観光交流客を獲得するため、ユニバーサルデザイン化の促進やおもてなしの心の醸成などにより環境を整えます。

主な事業 観光施設整備事業、観光ボランティアガイド事業

(5) 戦略的な商品販売の支援

観光の効果を地域経済へとつなげるため、農商工連携の強化や効果的な商品販売の仕組みづくり、特産品開発など、販売促進に向けた取組を支援します。

主な事業 特産品開発支援事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●市民自らが地域の魅力を理解し、観光大使となって情報発信するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の観光資源の掘り起こしや維持管理を積極的に行うよう努めます。 ●産業観光や各種イベント等での連携強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●観光イベント等への各種団体の参画を呼びかけます。 ●観光商品の開発に取り組む事業者等を支援します。

関連計画 ●袋井市観光基本計画

取組3 経営力の高い農業の振興

目的

消費者に選ばれる安全で質の高い農産物を供給し、安定的かつ効率的な農業経営を確立します。

現状と課題

新興国の人口増加や経済発展などにより、農産物の国際的な需要は今後さらに高まる事が予想される一方、我が国の食料自給率は低迷し続け、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加に伴う、農業をはじめとした国内産業への影響が懸念されています。

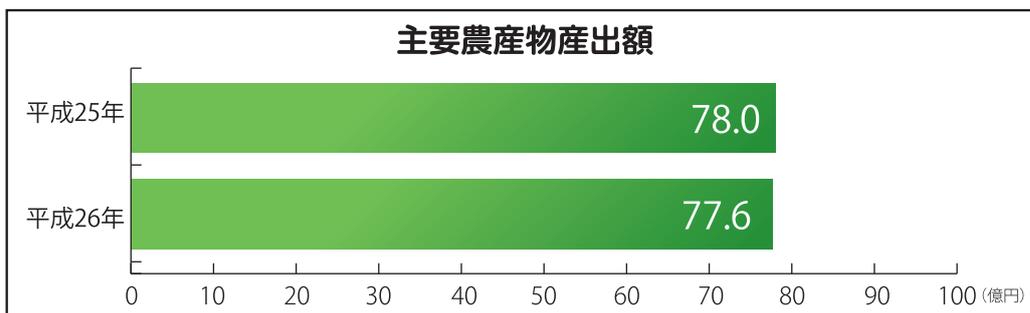


また、消費者が農産物等に求めるニーズは、低価格や安全性だけでなく、健康志向が高まるなど多様化しています。

本市では、温暖な気候等を活かし、3大基幹作物である「温室メロン、茶、米」を中心とする多彩な農産物を産出してきましたが、農産物の価格低迷と燃料の高騰などの生産コストの増加により農業の収益性が悪化し、農家数の減少や耕作放棄地の増加などが課題となっています。

安定的な農業生産を持続するためには、担い手の育成に加え、農地の利用集積のさらなる推進などにより経営効率を高めるとともに、消費者から信頼され、選ばれる産地となるよう、農産物のブランド力強化などにより付加価値を高めていく必要があります。

また、農地は多様な生物の生息や水源かん養、景観形成など多面的な機能があることから、地域と一体となって有効に活用していく必要があります。



■ 基本方針

(1) 次代の担い手育成の推進

儲かる農業の推進のため、ビジネス経営体の創出を支援するとともに、意欲と能力のある新たな担い手の育成と確保に努めます。

主な事業 担い手育成支援対策事業

(2) 農地の適正利用と基盤整備

意欲と能力のある担い手への利用集積を推進するとともに、耕作放棄地の発生防止と再生利用を進めます。また、農業生産基盤の維持・更新を図ります。

主な事業 人・農地プラン推進事業、農業生産基盤整備事業

(3) 農産物の高付加価値化と販路拡大

従来市場流通に加え多様な販売ルートの開拓や、日本の食材への関心が高まる海外市場への売込を推進します。

主な事業 6次産業化推進事業、海外輸出支援事業

(4) 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進

安全・安心を確保する生産体制を確立するとともに、環境保全型農業を推進します。また、学校給食等への地場産品の導入を促進します。

主な事業 安全・安心な農産物づくり事業

(5) 農地の多面的機能の維持

農地の適正管理を行うとともに、農地の持つ優れた多面的機能を守るため、地域と一体になって農地の有効活用に取り組みます。

主な事業 多面的機能支払交付金事業

(6) 農資源のさらなる有効活用

健康や福祉、教育、地域コミュニティなど様々な分野において農資源を活用し、農を活かしたまちづくりを推進します。

主な事業 市民農園整備・活用事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● 農地、農道、水路周辺の草刈りなどに協力します。 ● 市内産農産物の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地の解消に向けた支援を行うよう努めます。 ● 農資源を利用した地域おこしを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者や農業法人など担い手の育成を推進します。 ● 農地の集積や有効活用を促進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市農業振興ビジョン ● 袋井市農業振興地域整備計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ● 袋井市鳥獣被害防止計画
-------------	--	--

取組4 魅力的な商業の振興

目的

商店の個性ある魅力づくりや経営体質の向上を支援し、にぎわいあふれるまちづくりを推進します。

現状と課題

本市の商業施設は、袋井駅周辺地区、上山梨地区、愛野駅周辺地区、浅羽地区やインター通り沿線などに集積しています。市内の卸・小売業の売上高は平成23年で約2,355億円であり、平成21年から平成24年の間で事業所数は913事業所から811事業所へ、従業者数は7,624人から7,176人へとそれぞれ減少しています。

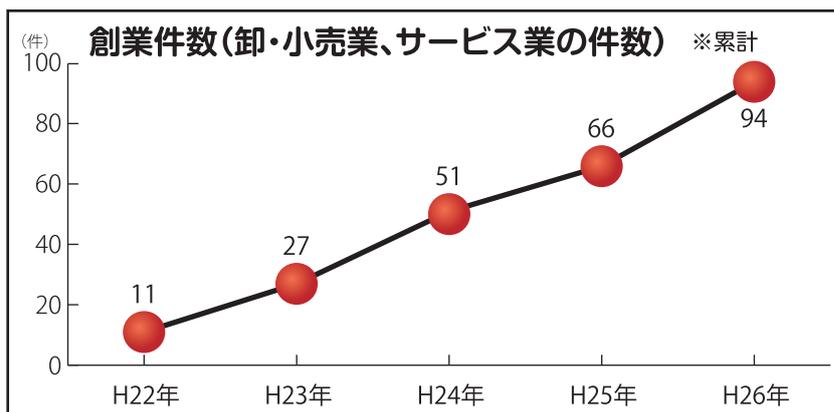


また、商店街などでは、店主の高齢化や後継者不足による空き店舗の増加に加え、主要幹線道路沿いや近隣市への郊外型大型店の出店等による買い物客の減少が課題となっています。

こうしたことから、まちのにぎわいを創出するため、商店街が開催するイベントや空き店舗を活用して開業した事業者などへ支援するとともに、個店の魅力を高め、その情報を発信していく必要があります。

一方、消費の拡大には、消費者トラブルを防止し、消費者の安全・安心を確保することが不可欠です。消費生活相談の件数は年々増加し、相談内容も複雑化、高度化しているのが現状です。

このため、相談体制の強化や出前講座などによる啓発活動を推進していく必要があります。



■ 基本方針

(1) 事業者等の経営体質の強化

中小企業向け融資制度の活用を促進するとともに、袋井商工会議所と浅羽町商工会が行う経営相談や指導を充実し、事業者等の経営体質を強化します。

主な事業 融資制度事業、商工団体支援事業

(2) 魅力ある個店づくりの推進

個店セミナーなどにより、個店の魅力を高めるとともに、広く情報発信します。

主な事業 個店魅力アップ事業

(3) 商店街活性化に向けた取組の推進

商店街の活性化とまちのにぎわいを創出するため、イベント開催の支援や空き店舗対策を実施します。

主な事業 空き店舗対策事業、イベント支援事業、創業支援事業

(4) 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進

消費者の不安を解消するため相談事業を推進します。また、消費者トラブル防止のため、啓発事業に取り組みます。

主な事業 消費生活相談事業、啓発事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●市内商店を利用するよう努めます。 ●適切な判断ができる自立した消費者を目指し、自己啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個店は、魅力に磨きをかけ情報発信に努めます。 ●地域の商店を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、事業者への支援を行います。 ●消費生活センターを中心に、相談や啓発事業を行います。

関連計画	●袋井市都市計画マスタープラン
-------------	-----------------

取組5 雇用環境の充実

目的

地域経済と市民生活の基盤を確立するため、誰もが安心して働ける雇用環境を充実させます。

現状と課題

静岡県内の景気は、円安など企業の良好な経営環境の持続や株高などによる消費者マインドの持ち直しを背景に、企業の生産が増加するなど緩やかに回復し、ハローワーク磐田管内の有効求人倍率も徐々に改善が見られます。ただし、依然として、国や県の有効求人倍率を下回る状況が続いています。

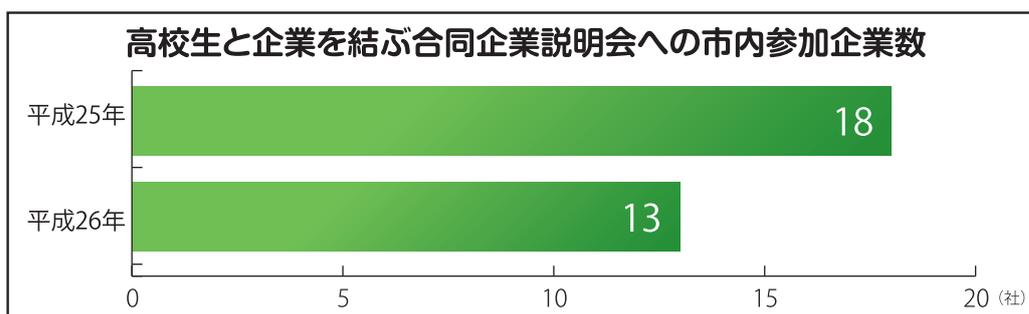


県内の障がい者雇用については、平成26年6月の民間企業の実雇用率が1.80%で、全国平均1.82%や法定雇用率2.00%を下回り、事業主の障がい者雇用に対する理解促進を図る必要があります。

また、近年、企業と学生の雇用のミスマッチや新規就業者の離職、若年無業者（※）の問題、非正規雇用労働者の割合の増加など、就労支援は重要な課題となっています。

さらに今後は、少子化により生産年齢人口の減少が急速に進み、企業の人手不足が深刻化していくことが予想されます。そのため、国や県をはじめ、商工団体や企業とも連携を強化し、雇用の安定を図るとともに、女性や高齢者の再就職支援、若年無業者への就労支援などを行うことが求められています。あわせて、働きやすい環境を整備するため、勤労者への福利厚生などを充実することも必要となっています。

※若年無業者…
15～34歳の非
労働力人口の
うち、家事も
通学もしてい
ない者のこと。



■ 基本方針

(1) 雇用の安定と促進

生産年齢人口の減少に対応するため、市内企業への就職を促進するための事業を実施するとともに、雇用の受け皿となる企業の育成や誘致を推進します。

主な事業 高校生と企業を結ぶ合同企業説明会開催事業、U・Iターン就職促進事業

(2) 就労支援の推進

インターンシップの普及や女性、高齢者の再就職、若年無業者や障がい者の就労支援など、相談事業・支援体制を充実させます。

主な事業 インターンシップ普及事業、内職・職業相談事業

(3) 勤労者福祉の充実

勤労者への融資制度による支援、遠州ライフサポートセンター・袋井市労働者福祉センター(サンライフ袋井)への運営支援など勤労者福祉の充実を図ります。

主な事業 勤労者住宅建設資金・教育資金利子補給金制度

■ 協働の考え方や役割

市 民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ● 高校生と企業を結ぶ合同企業説明会への参加やインターンシップを活用します。 ● 勤労者向け融資制度や福利厚生事業を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性や高齢者が働きやすい環境整備や正規雇用化等に努めます。 ● 誰もが働きやすい職場環境の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用に関する各種制度などの啓発・周知を図ります。 ● 雇用の受け皿となる企業の育成や誘致を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市工業振興計画 ● 袋井市障害者計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋井市男女共同参画推進プラン
-------------	---	--

序
第1章
第2章
第3章
第4章

第1編 基本構想
第1章
第2章
第3章

第2編 基本計画
第1章 計画の目標
第2章 行政経営方針
第3章 第1節 施策体系
第2節 政策1 子育てがしやすいまちを
政策2 健康長寿で暮らしを
政策3 すまじく魅力あるまちを
政策4 産業活力を高めるまちを
政策5 安全・安心なまちを
政策6 市民がいきいきするまちを

政策 5

安全・安心に暮らせるまちを目指します

- 取組 1 地震災害に強いまちづくりの推進
- 取組 2 治水・治山対策の推進
- 取組 3 交通安全・防犯対策の推進
- 取組 4 消防・救急救助体制の充実
- 取組 5 安全な水の安定供給



安全・安心に暮らせるまちを目指します

現状と課題

平成23年に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらし、国は、南海トラフ巨大地震等の被害想定を見直すとともに、福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所に関する安全対策の見直しなどを進めています。

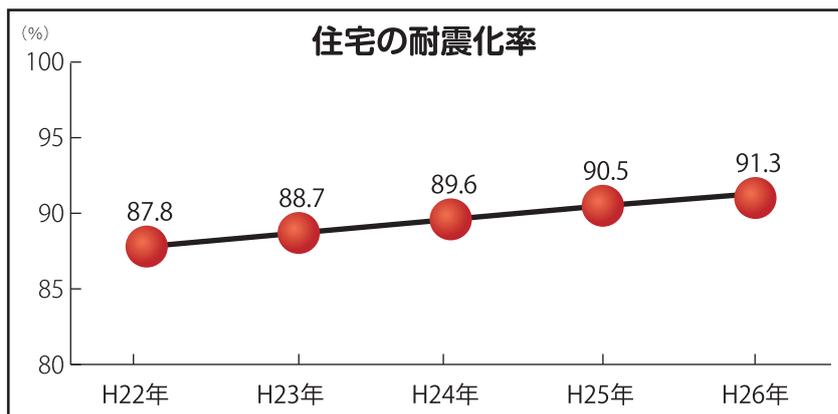
本市は、公共建築物や木造住宅の耐震化、家庭内家具等転倒防止、液状化対策、津波避難施設の整備など様々な取組を先進的に推進してきました。今後も、市民の命や財産を守るため、木造住宅の耐震化、住民・自主防災組織・消防団・企業等との連携強化、防潮堤整備や原子力防災訓練の実施などとともに、消防・救急救助体制の充実などにより、防災・減災対策を推進していく必要があります。

また、近年、全国各地で、短時間に局地的な大雨に見舞われるゲリラ豪雨や気候変動等による集中豪雨が多発し、大規模な浸水被害や土砂災害が頻発しています。

本市は、高低差の少ない平坦な地形になっており、台風や大雨による浸水被害が多く発生しているため、河川や排水路、雨水流出抑制施設の整備等を推進するとともに、防災情報を正確かつ迅速に市民へ届ける体制を整備していく必要があります。

一方、交通安全・防犯対策については、高齢者や子どもが被害者となる交通事故や凶悪犯罪、振り込め詐欺などが多く発生しているため、安全・安心な地域社会の構築に向けて、市民意識の啓発を図るとともに、地域、企業、警察や学校等と連携した活動を推進し、身近な地域における交通事故や犯罪などを減少させていく必要があります。

また、市民生活や社会経済活動には、水の安定供給が不可欠であるため、水道施設の日常点検や安全の確保に加え、水道施設の計画的な整備や更新を行うとともに、耐震化を進めていく必要があります。



取組

取組1 地震災害に強いまちづくりの推進

- 1 一般住宅の地震対策
- 2 地域防災力の強化
- 3 津波被害軽減の推進
- 4 原子力災害への対策
- 5 防災拠点施設の強化
- 6 医療救護体制の強化

取組2 治水・治山対策の推進

- 1 総合的な治水対策の推進
- 2 土砂災害への対策
- 3 急傾斜地崩壊対策事業の促進

取組3 交通安全・防犯対策の推進

- 1 子どもを交通事故から守る取組の推進
- 2 高齢者の事故防止の推進
- 3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上
- 4 地域における防犯活動の支援
- 5 空き家・空き地対策の推進

取組4 消防・救急救助体制の充実

- 1 消防力の強化
- 2 火災予防の推進
- 3 救急救命体制の強化
- 4 消防団活動の支援

取組5 安全な水の安定供給

- 1 水道水の安定供給の確保
- 2 水道事業の健全経営の確保

指標

指標名	現状値 H26年度	目標値 H32年度
住宅の耐震化率	91.3 %	95.0 %
浸水被害想定家屋数	295 戸	261 戸
人身事故件数	775 件/年	730 件/年

取組1 地震災害に強いまちづくりの推進

目的

大規模地震による「人命被害ゼロ」を目指し、市民や地域、企業、行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

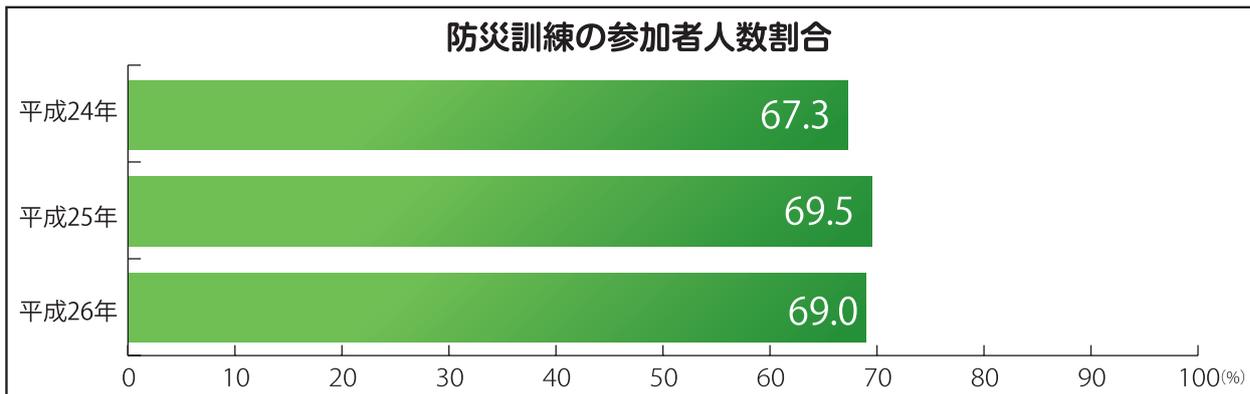
本市では、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災を受け、公共建築物や住宅の耐震化、家庭内家具等転倒防止、津波避難施設の整備、液状化マップの作成など様々な取組を積極的に推進してきました。



平成25年6月発表の静岡県第4次地震被害想定では、レベル2（大規模地震）の地震・津波が発生した場合、本市の震度分布は6強～7となり、建物被害は全壊・焼失棟数が約15,000棟、人的被害は死者数が約600人、重傷者数が約2,700人など大きな被害が想定されています。

今後は、「袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、昭和56年の新耐震基準以前に建築された木造住宅の耐震化の推進や災害時の救出・救助、避難を迅速に行うため、住民・自主防災組織・企業等による連携を強化するとともに、袋井幸浦の丘プロジェクト（袋井市静岡モデル防潮堤整備事業）や原子力防災訓練などを計画的に実施し、防災・減災対策を推進していく必要があります。

防災訓練の参加者人数割合



■ 基本方針

(1) 一般住宅の地震対策

住宅の倒壊や家具の転倒による死傷者を防ぐため、住宅の耐震化や家庭内家具等転倒防止を推進するとともに、液状化被害想定のお知らせを図ります。

主な事業 木造住宅耐震補強事業、家庭内家具等転倒防止事業 など

(2) 地域防災力の強化

災害に備え、自主防災隊の活性化による地域防災力の強化に努めます。また、同報無線のデジタル化やメローねっとの普及など、多様な手法を用いた情報伝達の強化を図ります。

主な事業 地域防災訓練実施事業、自主防災隊育成事業、メローねっと普及事業 など

(3) 津波被害軽減の推進

津波避難施設や防潮堤の整備を推進するとともに、津波避難訓練などを実施し、市民の津波災害に対するさらなる意識の高揚を図ります。

主な事業 津波避難施設整備事業、袋井幸浦の丘プロジェクト（袋井市静岡モデル防潮堤整備事業）、津波避難訓練実施事業 など

(4) 原子力災害への対策

原子力災害時の広域避難計画を策定し住民への周知を図るとともに、原子力災害防災訓練を実施します。

主な事業 原子力災害時広域避難計画策定事業、原子力災害防災訓練実施事業 など

(5) 防災拠点施設の強化

（仮称）袋井市防災センターや大規模備蓄倉庫を整備することにより、防災拠点施設の機能を強化するとともに、災害対策本部や支部等の資機材、備蓄品等の充実を図ります。

主な事業 防災拠点強化推進事業、防災倉庫整備事業、備蓄食糧整備事業 など

(6) 医療救護体制の強化

医師等の医療従事者及び地域住民と合同で医療救護研修会を実施し、地域の各種団体が参画した医療救護体制の強化を図ります。

主な事業 救護所従事者研修会兼地域医療救護研修会実施事業、救護所資機材等整備事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●自らの命は自ら守ることを心がけ、主体的に防災対策に取り組みます。 ●災害時の正しい避難行動を身につけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災隊が中心となって、地域防災力の向上に努めます。 ●企業は従業員等の安全を守るとともに、地域との連携に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関係機関と連携し、公的支援を行います。 ●市民や地域、企業との連携を図り、地域防災力の強化に取り組みます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市地域防災計画 ●袋井市津波避難計画 ●袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013 ●袋井市静岡モデル防潮堤整備事業利活用基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市耐震改修促進計画 ●袋井市公営住宅等長寿化計画 ●袋井市医療救護計画
------	--	--

取組2 治水・治山対策の推進

目的

市民が安全・安心に暮らせるように、総合的な治水対策に取り組むとともに、土砂災害に対する市民意識の高揚を図ります。

現状と課題

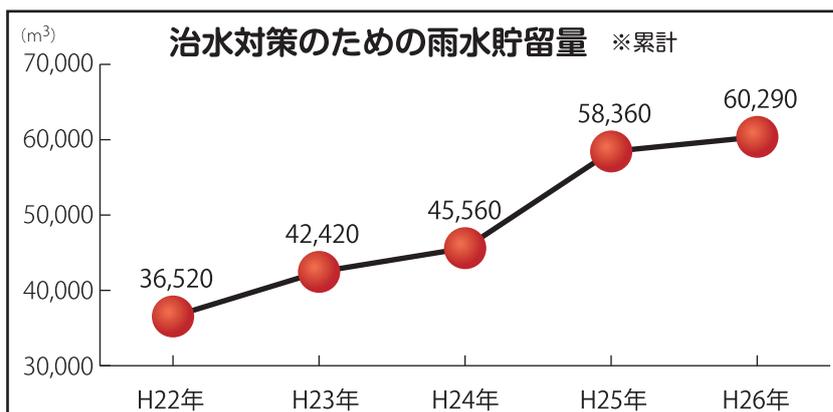
近年、全国各地で、予測が難しく突発的で局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨や気候変動等による集中豪雨が多発し、大規模な浸水被害や土砂災害が頻発しています。こうした状況を踏まえ気象庁は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、これまでの大雨警報などに加え、「特別警報」を発表するなど、住民に対する情報提供の強化が図られています。



本市は、高低差の少ない平坦な地形であり、大雨の際には、浸水被害対策として、湛水防除の排水機場などにより雨水排除に努めていますが、台風やゲリラ豪雨などによる家屋の浸水被害が各地で多く発生しています。このように従来施設では十分な雨水排除ができない状況であることから、新たな雨水排除施設の整備が課題となっています。

今後、大雨による土砂災害、河川の増水や氾濫から人命と財産を守るため、河川や排水路等の計画的な整備や雨水流出抑制施設の整備を推進するとともに、防災情報を正確かつ迅速に市民へ届ける体制を整備していく必要があります。

また、土砂災害危険箇所342箇所のうち、土砂災害から人命を守る緊急性の高い37箇所については、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し危険性を周知するなど、総合的に推進していく必要があります。



■ 基本方針

(1) 総合的な治水対策の推進

河川整備等は、多くの費用と年月を要するため、各流域において河川改修事業と流域治水対策を合わせて行う総合的な治水対策を実施します。

主な事業 松橋川改修事業、油山川改修事業、雨水貯留施設整備事業 など

(2) 土砂災害への対策

土砂災害から人命と財産を守るため、土砂災害防止法に基づく、「警戒区域」の指定に県と連携して取り組み、土砂災害ハザードマップを作成するなど、さらなる周知を図ります。

主な事業 土砂災害ハザードマップ作成事業、土砂災害防災訓練実施事業 など

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の促進

土砂災害防止施設の整備を計画的に実施し、急傾斜地（がけ地）の崩壊による災害を防ぐ対策を促進します。

主な事業 急傾斜地崩壊対策事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●豪雨災害や土砂災害の危険性を理解し、災害時の避難地や避難路などを確認し、正しい避難行動を身につけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と行政が連携し、住民への防災情報の周知に努めます。 ●重大災害が予想される時や災害時に、地域ぐるみで協力し、安全な避難行動に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県と連携し、河川改修や治水対策施設の整備、土砂災害対策を推進します。 ●市民が適正かつ迅速に行動できるよう早期に情報提供を行います。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市地域防災計画 ●袋井市河川等整備計画 ●袋井市中部豪雨災害対策アクションプラン 	<ul style="list-style-type: none"> ●太田川・小笠沢川流域における100mm/h安心プラン ●（仮称）袋井市中部総合的治水対策 ●袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013
------	---	---

取組3 交通安全・防犯対策の推進

目的

地域、学校、警察などの関係団体と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

現状と課題

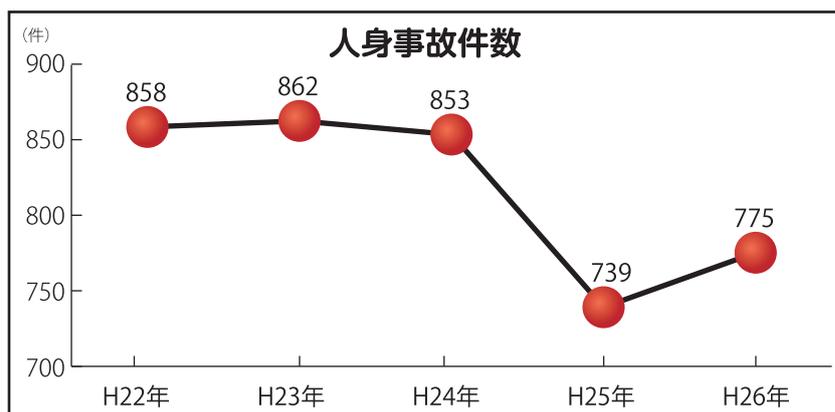
平成23年度に袋井警察署が開署し、地域・警察・行政が一体となって交通安全運動や防犯活動を実施してきたことにより、交通事故件数・犯罪認知件数ともに、袋井警察署の開署前より減少しています。

本市の交通事故件数については、年間800件前後発生しており、その中でも交通事故割合の高い追突事故を防止するための対策や、自転車を利用する場合の交通ルールの遵守やマナー向上の対策を進めていく必要があります。

本市の防犯対策については、地域での防犯活動により犯罪件数は減少傾向にあるものの、未だに窃盗犯罪や不審者の増加など、身近な犯罪が発生しています。また、振り込め詐欺などの知能犯罪が巧妙化していることから、さらなる地域・警察・行政の連携強化が必要です。

近年、増加傾向が見られる危険な空き家等については、景観や衛生環境を悪化させるだけでなく、放火や不法侵入など犯罪の温床につながることを懸念されるため、行政・地域が一体となった対策が必要となっています。

防犯活動は成果が見えづらく停滞する傾向もあるため、防犯活動に携わる人たちに、活動に対する成果を見える化するなど、やりがいの創出を図っていく必要があります。



■ 基本方針

(1) 子どもを交通事故から守る取組の推進

子どもが安全に通学できるよう通学路の安全対策や通学時の街頭指導のほか、交通安全教室なども実施します。

主な事業 街頭指導、交通安全教室事業、交通安全対策整備事業、スクールガードボランティア事業 など

(2) 高齢者の事故防止の推進

高齢者ドライバーによる交通事故や高齢者の死傷事故を減らすため、交通安全の啓発活動を地域や交通安全会などの関係団体と連携して実施します。

主な事業 交通安全啓発事業、高齢者交通安全教室事業

(3) 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上

路面標示やカーブミラーの設置、区画線の整備など、交通事故防止対策を行います。また、自転車をはじめ、自動車や歩行者のマナーの向上やルールを遵守させるため、交通安全教室や啓発活動などを警察や交通安全指導員と連携して実施します。

主な事業 交通安全対策整備事業、交通安全啓発事業

(4) 地域における防犯活動の支援

地域で活動する防犯組織との情報の共有化を図るとともに、活動に対する支援を行います。また、地域と協力し、犯罪が起きにくい環境づくりを行います。

主な事業 防犯パトロール、防犯灯補助事業、防犯対策推進事業 など

(5) 空き家・空き地対策の推進

行政や地域等が協力して、空き家、空き地等の適正な管理を促進するとともに、倒壊の危険性や住環境に悪影響等を及ぼす空き家、空き地等の抑制・解消に取り組みます。

主な事業 防犯対策推進事業、空家等対策計画策定事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教室や防犯教室に参加し、交通事故や犯罪から自分自身の身を守り、未然に防ぐ対策を身につけます。 ●空き家、空き地等が増加しないように適正な管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●街頭指導への参加や子どもの見守り、各種教室などを地域ぐるみで実施するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故や犯罪の状況を市民に周知し、交通安全運動や防犯対策の取組を推進します。 ●「空家等対策計画」を策定するなど空き家、空き地対策に取り組みます。

関連計画	●第10次袋井市交通安全計画	●（仮称）袋井市空家等対策計画
-------------	----------------	-----------------

取組4 消防・救急救助体制の充実

目的

市民一人ひとりの防火・防災意識が高く、迅速な災害対応が図れる安心して暮らせるまちづくりを推進します。

現状と課題

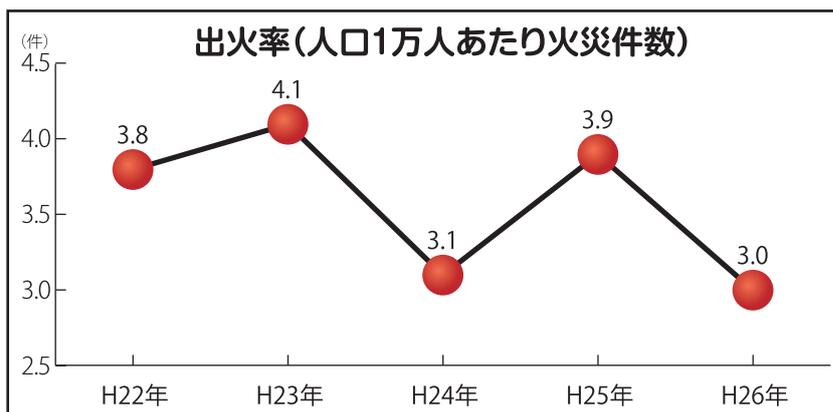
都市化の進展や住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。多種多様な災害対応が求められる中、本市は、国が策定した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、平成24年4月に中東遠地域の5市1町で通信指令業務を一本化し、迅速な対応に努めています。今後は、より一層効率的な組織体制を構築するため、消防本部の広域化に向けた検討が必要になっています。



また、消防力を高めるため老朽化が著しい袋井消防署庁舎の建替を行うとともに、大規模災害に備えるための防災センターの整備に取り組む必要があります。

大規模災害発生時には消防車両等の到着が大変困難な状況となるため、自主防災隊や地域住民に対して、初期消火や応急手当などの自助力向上のための知識や技術の習得を図る必要があります。また、引き続き、防火意識の向上や住宅用火災警報器の設置の普及促進などにより、住宅火災の被害軽減に取り組んでいく必要があります。

消防団については、全国的に、団員確保が困難となっている中、本市では、女性消防隊の設置や自治会などの勧誘活動を行っていますが、安定した団員を確保するため、消防団活動への負担軽減や処遇の改善等が求められています。



■ 基本方針

(1) 消防力の強化

消防本部の広域化の推進や大規模災害に対応できる体制を整備するとともに、新消防庁舎等の整備や消防署と地域の消防団との連携強化を図ります。

主な事業 消防本部広域化推進事業、新消防庁舎整備事業、消防水利整備事業

(2) 火災予防の推進

防火意識の高揚を図るため、火災予防の広報・啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置促進を図ります。

主な事業 防火意識向上対策事業、住宅用火災警報器設置促進事業

(3) 救急救命体制の強化

普通救命講習及び小児や外傷の応急手当を含めた上級救命講習の受講促進を図り、市民や事業所への応急手当等の普及啓発を実施します。

主な事業 普通救命講習受講促進事業、応急手当普及促進事業

(4) 消防団活動の支援

消防団活動に必要となる資機材を計画的に配備するとともに、消防団員を確保するため、消防団活動の軽減や処遇改善等に取り組みます。

主な事業 消防団装備等整備事業、消防団員確保対策事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●全市民が自主防災隊員という意識を持つよう努めます。 ●講習会等に積極的に参加し、知識や技術などを習得するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●初期消火や応急手当の指導を行い、地域防災力の強化を図るよう努めます。 ●企業の安全管理者を中心に火災予防対策に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●消火、防火及び応急手当などに関する知識や技術習得のための講習会などを開催します。 ●大規模災害に対応できる消防組織の強化を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市地域防災計画 ●袋井市医療救護計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013
-------------	--	---

取組5 安全な水の安定供給

目的

水道施設の計画的な更新と適正な管理を行い、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。

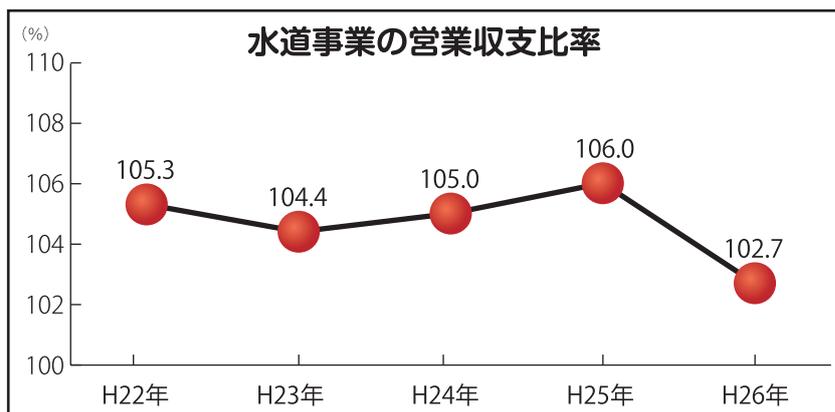
現状と課題

市民の快適な生活や社会経済活動には、安全で安心して飲める水の安定供給が不可欠であり、水道は欠くことのできないライフラインとなっています。これを維持するためには、水道施設の日常点検や安全の確保に加え、計画的な整備や更新を行う必要があります。



今後、予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時においても、安全な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、渇水や断水などの応急給水時における給水拠点マップの作成や自己水源の保全が必要となっています。

一方で、人口減少や、節水意識の高まりなどにより、水の需要は減少傾向にあり、この傾向は今後も続くものと予想されます。こうした中、水道水の安全性を一層PRすることや、市民や企業が安心して使い続けられる水道であるよう、水道事業の民間委託や広域連携なども視野に入れ、将来にわたり健全な経営に取り組むことが求められています。



■ 基本方針

(1) 水道水の安定供給の確保

地震などの災害に強い水道施設を計画的に整備・更新するとともに、水質検査計画に基づく水質検査を厳格に行います。

主な事業 基幹施設耐震化事業、老朽管更新（耐震化）事業 など

(2) 水道事業の健全経営の確保

安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業の健全経営に努めます。

主な事業 民間委託・広域連携推進事業

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
●自己の水道設備の状況を把握し、適切な管理に努めます。	●水源かん養地域の保全の必要性や自然環境の大切さを認識します。	●安定的に水道水を供給するため、施設整備や水質管理を実施します。

関連計画

●袋井市水道事業基本計画

●袋井市水道事業老朽管更新（耐震化）第2次計画



政策6

市民がいきいきと活躍するまちを目指します

- 取組1 市民と行政の協働によるまちづくり
- 取組2 多様な文化の創造
- 取組3 共生社会の確立



市民がいきいきと活躍するまちを目指します

現状と課題

全国的に、高齢化や核家族化が進む中で、住民相互の連帯感や協調性が希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難になってきています。

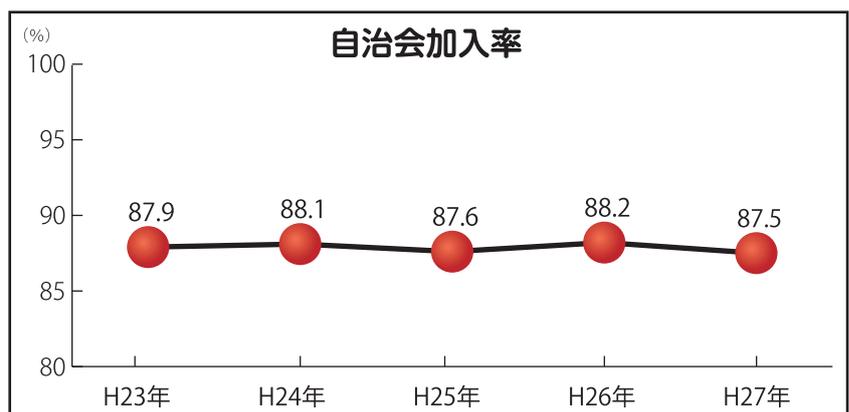
本市は、自治会への加入率が比較的高く、また、市内のNPO法人や市民活動団体の数も増加していますが、活動の中心となる自治会役員やリーダーの高齢化、後継者不足といった問題が生じています。

このため、住民の地域活動への参加を促進し、住民相互のつながりと交流を深め、継続して活動できる人づくりや組織づくりを推進するとともに、市民や地域、市民活動団体や企業などと行政がより良い協力関係を築き、役割を分担しながら、まちづくりを推進していくことが必要となっています。

一方、ライフスタイルの多様化やグローバル化の進展、ワーク・ライフ・バランスを大切にする意識の高まりなどにより、市民が文化・芸術活動を楽しむ機会が増加するとともに、国内外において、外国人と交流し、国際文化に触れる機会が増えています。

このことから、文化・芸術に身近なところで気軽に親しむ機会を創出するとともに、外国の文化、生活習慣の違いを理解し、持てる能力を互いに発揮できる環境づくりや、国際的な視野を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成していくことが求められています。

また、市民一人ひとりが性別や生活習慣などの違いに関わらず、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、女性や子ども、高齢者などすべての人が地域、家庭、職場で活躍できる社会を実現することが求められています。



取組

取組1 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1 自治会（連合会）活動の維持・促進
- 2 市民活動の促進
- 3 交流・連携の機会の創出
- 4 パートナーシップによるまちづくり
- 5 地域コミュニティの充実・支援
- 6 活動拠点の整備・支援

取組2 多様な文化の創造

- 1 文化・芸術の推進
- 2 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰
- 3 多文化共生の推進
- 4 国際化に向けた人材育成と環境の整備

取組3 共生社会の確立

- 1 男女共同参画社会の実現
- 2 女性の活躍の推進
- 3 生活困窮家庭の生活支援
- 4 虐待の予防及び早期対応
- 5 人権意識の向上と人権擁護

指 標

指標名	現状値 H26年度	目標値 H32年度
自治会加入率	87.5 % (H27)	90.0 %
協働まちづくりセンターの登録団体数	46 団体	70 団体
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数	30 事業所	50 事業所

取組1 市民と行政の協働によるまちづくり

目的

市民や地域が地域づくりに主体的に取り組む体制をつくり、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

現状と課題

地域のコミュニティ機能の中心である自治会（連合会）組織は、少子高齢化や核家族化などにより連帯感や協調性が希薄化し、自治会（連合会）活動の継続が困難になってくるとともに、役員の担い手不足といった問題が生じています。

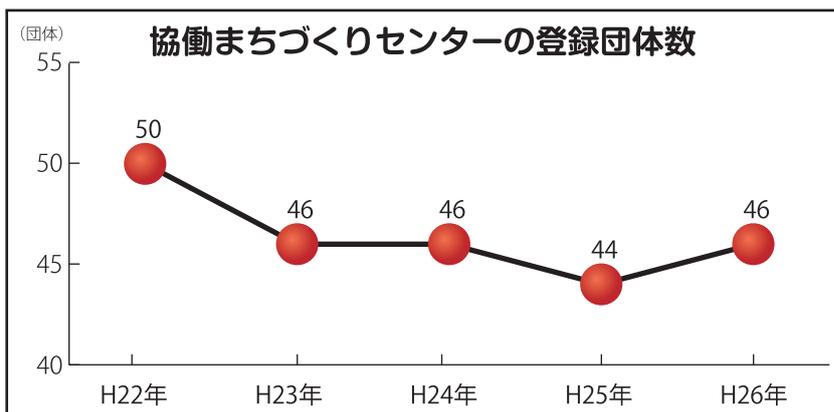
このため、自治会（連合会）などの地域組織において、住民の地域活動への



参加を促進することで、住民相互のつながりと交流を深め、互いに協力し合える「共助」の力を発揮していくことが求められています。

市民活動においては、市内のNPO法人や市民活動団体数は増加していますが、活動の中心となるリーダーの高齢化や後継者不足により、活動の縮小や解散せざるを得ない団体もあることから、継続して活動できるよう、人づくりと組織づくりに取り組む必要があります。

今後も、地域の課題に取り組んでいくため、市民や地域、市民活動団体や企業等と行政がより良い協力関係を築き、相互の役割を分担しながら、協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。



■ 基本方針

(1) 自治会（連合会）活動の維持・促進

自治会（連合会）活動や活動拠点の整備を支援するとともに、子どもや若者などの地域活動の参加を促し、次代の担い手として育成を図るなど、自治会（連合会）活動の活性化を図ります。

主な事業 自治会（連合会）活動支援事業、コミュニティ施設整備支援事業

(2) 市民活動の促進

NPOや市民活動団体等が行う市民活動を促進し、豊富な知識や経験を持つ団塊世代等の市民が広く参加できる機会を創出します。

主な事業 市民活動普及事業、協働まちづくり推進事業 など

(3) 交流・連携の機会の創出

NPOや市民活動団体、企業、地域等が互いに交流する機会を創出し、ネットワークの形成やそれぞれの特性を活かした団体間連携による活動を支援します。

主な事業 市民活動普及事業、協働まちづくりセンター管理事業

(4) パートナーシップによるまちづくり

市民や地域と行政が連携して地域の課題を考え取り組むなど、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

主な事業 パートナーシップによるまちづくり事業、東海道どまん中事業

(5) 地域コミュニティの充実・支援

地域の人材や資源を活用するとともに、福祉、教育等のコミュニティビジネスに関する情報提供や仕組みづくりに取り組み、地域コミュニティの充実・支援を行います。

主な事業 パートナーシップによるまちづくり事業

(6) 活動拠点の整備・支援

市民活動の拠点として協働まちづくりセンター「ふらっと」の運営を支援するとともに、地域づくりの拠点となる公民館のコミュニティセンター化を進めます。

主な事業 市民活動普及事業、協働まちづくりセンター管理事業、公民館コミュニティセンター化事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から顔の見える関係を築くとともに、地域活動に積極的に参加し、地域の人たちと交流・協力するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題を考え、地域の人材や資源を活かした地域づくりに取り組みます。 ●地域の次世代の担い手として、子どもや若者など人材育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や各種団体等へ活動に対する支援を行います。 ●地域や各種団体等の相互連携の支援や活動拠点の充実を図ります。

関連計画 ●袋井市協働まちづくりに関する指針

取組2 多様な文化の創造

目的

市民や団体等の主体的な文化・芸術活動を支援するとともに、国際感覚を持つ人材の育成を推進します。

現状と課題

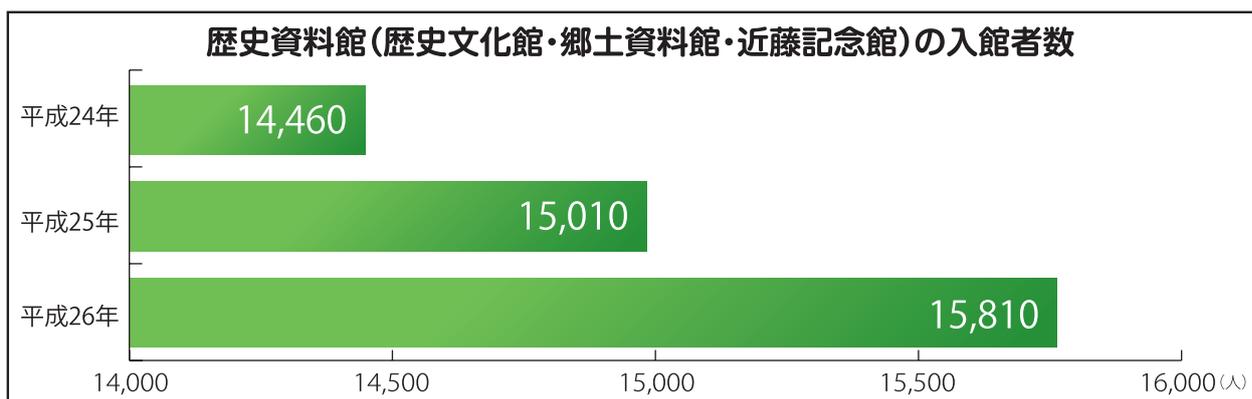
ライフスタイルの多様化やグローバル化の進展、ワーク・ライフ・バランスの充実を求める気運の高まりなどにより、市民が質の高い文化や芸術に触れたり、自ら文化・芸術活動を楽しんだりする機会が増加しています。



また、企業が積極的に海外展開するなど、国際化が一層進展する中、外国人と交流を図る機会や国際文化に触れる機会が増えています。

本市においても、市民に元気や人生の彩りを提供するため、身近なところで、文化・芸術に気軽に親しむことができる機会の創出や、文化・芸術活動を行う個人、団体等の活動環境の充実とともに、郷土への誇りを育むため、文化財の保護・顕彰や市民への展示会・講演会の開催等が求められています。

また、本市に居住する外国人の割合も高いことから、言語や文化、生活習慣の違いを理解し、地域で支え合い、持てる能力を互いに発揮できる多文化共生のまちづくりを推進するとともに、国際的な視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成や国際化に対応した環境の整備が求められています。



■ 基本方針

(1) 文化・芸術の推進

市民参加による文化活動の支援や芸術を身近に感じる機会を提供するとともに、文化・芸術で輝く市民の活躍を支援します。

主な事業 彫刻のあるまちづくり事業、地域文化活動奨励事業 など

(2) 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰

郷土への誇りを育むために、文化財の保護・顕彰や古文書など歴史資料の整理と活用を推進するとともに、袋井市出身の偉人を顕彰し、広く市民に周知します。

主な事業 文化財の保護・顕彰事業、偉人の顕彰事業、歴史資料等展示事業 など

(3) 多文化共生の推進

互いの文化の理解を深め、交流の機会を増やす取組を進めるとともに、地域社会において外国人住民との顔の見える関係を築きます。

主な事業 多文化共生推進事業、日本語支援教室開催事業、初期支援教室開催事業 など

(4) 国際化に向けた人材育成と環境の整備

国際社会で活躍できるグローバルな視点を持った市民の育成や国際化に対応した環境整備を推進するため、姉妹都市をはじめとする国際交流や国際理解教育等を推進します。

主な事業 国際交流協会連携事業、姉妹都市交流事業、国際理解教育推進事業 など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●文化、芸術に関心を持ち、活動に参加するよう努めます。 ●言葉や文化、生活習慣の違いを認め合い、異なる文化の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の文化的資源を大切にし、次世代に継承します。 ●外国人住民と交流する機会を提供し、顔の見える関係を築きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化、芸術の鑑賞機会の提供や団体等の活動を支援します。 ●姉妹都市等との交流や、言語や生活習慣等の違いを理解する国際理解教育等を推進します。

関連計画	●袋井市教育大綱	●袋井市「彫刻のあるまちづくり」基本計画
-------------	----------	----------------------

取組3 共生社会の確立

目的

多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

現状と課題

心豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するためには、性別に関わらず仕事や家庭生活、地域活動のバランスをとり、責任を分担しながら支え合うことが重要です。

本市においても、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めていますが、「男は仕事、女は家庭」



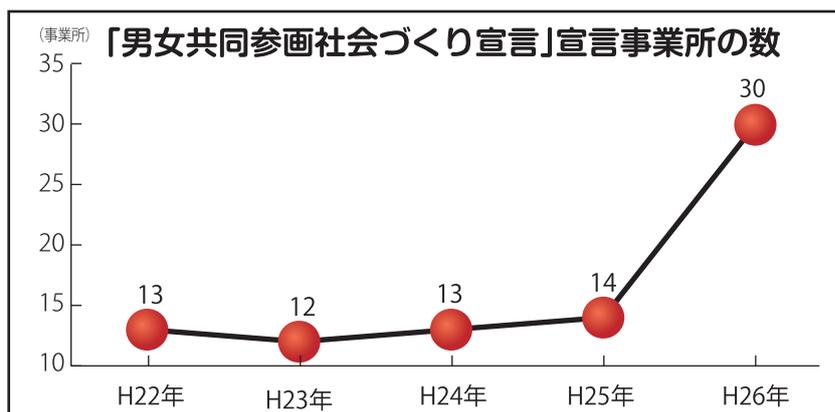
といった固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っている面もあることから、地域、家庭、職場、教育の場においてさらなる男女共同参画の推進が必要です。

また、平成26年6月の市民意識調査では市政に女性の意見が反映されていると思う人の割合は24.9%にとどまっており、女性一人ひとりの意見や価値観を尊重し、活躍できる環境を整えることが求められています。

一方、核家族化やひとり親家庭の増加に加え、厳しい雇用情勢が続く中、子どもや配偶者への暴力、生活に困窮する家庭の増加が大きな社会問題となっています。

本市における生活保護世帯や児童虐待の相談件数も年々増加傾向にあり、生活困窮家庭への生活支援、自立支援は重要な課題となっています。

このため、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などの誰もが人間らしく幸せに暮らすことができる社会を実現するため、市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、支え合っていくことが求められています。



■ 基本方針

(1) 男女共同参画社会の実現

地域や社会の制度・慣行の見直しを推進するとともに、市民一人ひとりの意識の醸成や地域、家庭、職場、教育の場における男女共同参画の意識高揚を図ります。

主な事業 役員等への女性の積極的登用、男女共同参画社会づくり宣言事業所普及促進事業 など

(2) 女性の活躍の推進

女性一人ひとりの多様な価値観を尊重し、地域、家庭、職場、教育の場などで活躍できる環境づくりを推進します。

主な事業 市政への女性参画推進事業、ワーク・ライフ・バランス推進事業 など

(3) 生活困窮家庭の生活支援

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度を一体的に運用し、経済的な理由で生活が困窮している家庭に、自立に向けた生活・就労・教育支援に取り組みます。

主な事業 生活保護事業、生活困窮者自立支援事業 など

(4) 虐待の予防及び早期対応

関係機関のネットワークを強化し、児童虐待や家庭内暴力等を予防するとともに、早期対応、再発防止を図り、安全・安心な生活を確保します。

主な事業 虐待予防事業、家庭児童相談事業 など

(5) 人権意識の向上と人権擁護

人権教育などにより人権意識の啓発を行うとともに、相談体制の充実により様々な人権侵害への救済等に取り組みます。

主な事業 学校教育の充実、人権に関する知識習得の推進、各種相談体制の充実など

■ 協働の考え方や役割

市民	地域・社会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会の必要性を理解し、一人ひとりの多様な価値観を尊重し実践します。 ●誰もが安心して暮らせるため、人への思いやり、生命を大切にすることを育みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの慣習や慣行を見直し、自治会や自主防災など地域活動への女性の参加を推進します。 ●地域ぐるみで、子どもや高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者などを見守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や地域、学校、職場などへ男女共同参画や人権尊重の必要性を啓発し情報提供します。 ●生活困窮者の自立や児童虐待予防など総合的な支援を行います。

関連計画

- 袋井市男女共同参画推進プラン
- 袋井市地域福祉推進計画

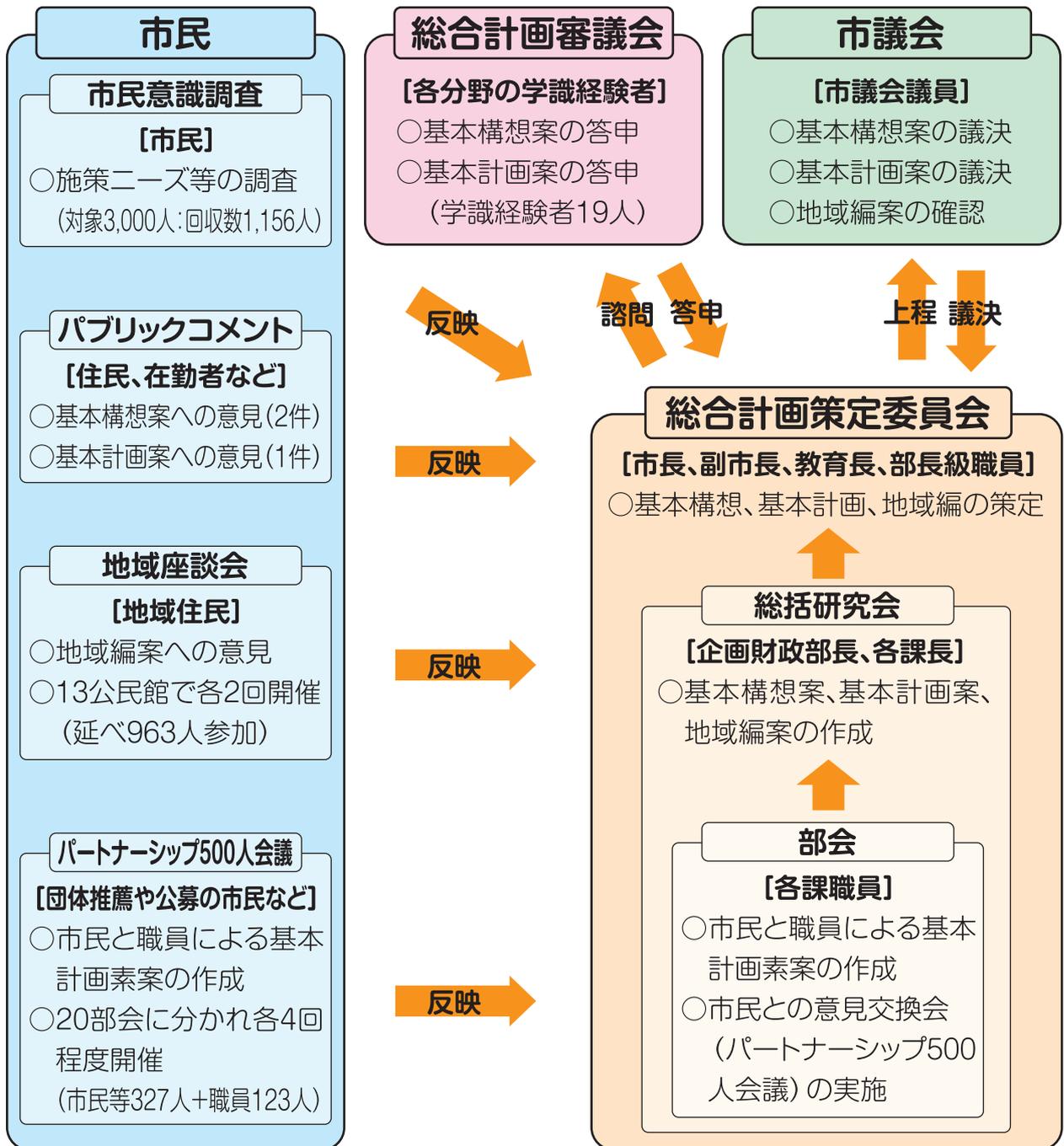
- 袋井市子ども・子育て支援事業計画
- 袋井市人権啓発推進計画

付属資料



1. 策定体制

(1) 策定体制図



(2)総合計画審議会委員名簿

(会長、副会長、各委員五十音順、敬称略)

No.	区分	氏名	専門分野
1	会長	西野 勝明	行政全般
2	副会長	村田 繁樹	行政全般
3	委員	青木 修	教育
4	委員	浅野 千恵子	高齢者福祉
5	委員	衛藤 徹雄	環境
6	委員	太田 忠行	農業
7	委員	大谷 純應	観光
8	委員	小野 七生	医療
9	委員	川上 栄子	健康づくり
10	委員	小林 勝巳	地域コミュニティ
11	委員	鈴木 良信	社会貢献活動
12	委員	土屋 尚子	産業
13	委員	富田 寿人	スポーツ
14	委員	野澤 浩樹	ICT (情報通信技術)
15	委員	原田 清司	都市計画
16	委員	水谷 欣志	産業
17	委員	諸井 理恵	文化芸術
18	委員	山田 万祐子	農業
19	委員	吉野 亜湖	国際交流

第1章
第2章
第3章
第4章

第1編
第1章
第2章
第3章

第1章
主要
指標
の

第2章
方
行政
経営
針

第3章
第1節
施
策
体
系

第2節
政策1
か
子
に
も
が
す
こ
や
を
目
指
し
ま
す

政策2
し
を
目
指
し
ま
す

政策3
す
ま
ち
を
目
指
し
ま
す

政策4
し
ま
す

政策5
指
し
ま
す

政策6
を
目
指
し
ま
す

付属資料

2. 策定経過

(1) 策定経過

基礎資料作成など	
新総合計画策定方針	平成 26 年 2 月作成
新総合計画策定職員研修会	平成 26 年 5 月 20 日開催
市民意識調査	平成 26 年 6 月調査／平成 26 年 9 月報告
将来人口推計調査	平成 26 年 7 月報告（暫定版） 平成 27 年 9 月報告（目標人口設定）
市民参画	
市民が創る新たな袋井未来 ビジョン講演会	平成 26 年 11 月 14 日開催 第 1 部：地域の環境変化と袋井市の地域マネジメント講演 第 2 部：基本構想（案）説明
パートナーシップ 500 人 会議	平成 26 年 7 月 28 日～平成 27 年 3 月 12 日開催 （20 部会で各 4 回程度開催／合計 78 回） 第 1 回：現状分析、社会潮流 第 2 回：課題整理、施策検討 第 3 回：指標検討、基本計画素案作成 第 4 回：基本計画素案まとめ
地域座談会	平成 27 年 1 月 27 日～平成 27 年 6 月 30 日開催 （13 公民館で各 2 回開催／合計 26 回） 第 1 回：地域の現状と課題 第 2 回：地域のスローガンと取組
パブリックコメント	基本構想：平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 1 月 7 日 基本計画：平成 27 年 6 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日
総合計画審議会	
第 1 回総合計画審議会	平成 26 年 5 月 28 日開催 第 1 次総合計画説明、今後の展望など
第 2 回総合計画審議会	平成 26 年 7 月 9 日開催 社会潮流、将来人口推計、SWOT 分析など
第 3 回総合計画審議会	平成 26 年 10 月 1 日開催 市民意識調査結果、基本構想（素案）協議など
第 4 回総合計画審議会 基本構想（案）諮問	平成 26 年 11 月 7 日開催 基本構想（案）諮問・協議
第 5 回総合計画審議会 基本構想（案）答申	平成 27 年 1 月 23 日開催 基本構想（案）、基本計画（骨子）協議など
第 6 回総合計画審議会	平成 27 年 3 月 18 日開催 第 1 次総合計画振り返り、基本計画（素案）協議など
第 7 回総合計画審議会 基本計画（案）諮問	平成 27 年 4 月 23 日開催 基本計画（案）諮問・協議
第 8 回総合計画審議会	平成 27 年 5 月 28 日開催 基本計画（案）協議
第 9 回総合計画審議会	平成 27 年 7 月 17 日開催 基本計画（案）協議
基本計画（案）答申	平成 27 年 8 月 5 日開催

市議会	
総務委員会	平成 26 年 1 月 28 日開催 新総合計画策定方針（案）報告
全員協議会	平成 26 年 2 月 6 日開催 新総合計画策定方針（案）報告
市議会定例会	平成 26 年 9 月開催 袋井市議会の議決すべき事件に関する条例の制定 （基本構想及び基本計画策定等の議決）
総務委員会	平成 26 年 10 月 23 日開催 基本構想（素案）報告
市議会定例会	平成 26 年 11 月開催 基本構想（案）報告（総務委員会）
総務委員会・民生文教委員会 ・建設経済委員会	平成 27 年 1 月 23・26・27 日開催 基本構想（案）報告
市議会定例会	平成 27 年 2 月開催 基本構想（案）議決 基本計画（骨子）報告（総務委員会）
市議会定例会	平成 27 年 6 月開催 基本計画（案）報告 （総務委員会・民生文教委員会・建設経済委員会）
総務委員会・民生文教委員会 ・建設経済委員会	平成 27 年 7 月 22・23・24 日開催 基本計画（案）協議
市議会定例会	平成 27 年 9 月開催 基本計画（案）議決 地域編（案）報告（総務委員会・全員協議会）
市議会定例会	平成 27 年 11 月開催 地域編（案）報告（総務委員会・全員協議会）
総合計画策定委員会	
第 1 回総合計画策定委員会	平成 26 年 5 月 13 日開催 パートナーシップ 500 人会議の進め方、今後の展望など
第 2 回総合計画策定委員会	平成 26 年 9 月 1 日開催 市民意識調査結果、SWOT分析、基本構想（素案）協議など
第 3 回総合計画策定委員会	平成 26 年 10 月 23 日開催 基本構想（案）協議
第 4 回総合計画策定委員会	平成 27 年 4 月 9 日開催 基本計画（案）協議
第 5 回総合計画策定委員会	平成 27 年 6 月 12 日開催 財政計画（案）協議
第 6 回総合計画策定委員会	平成 27 年 7 月 1 日開催 財政計画（案）、基本計画（案）協議
第 7 回総合計画策定委員会	平成 27 年 8 月 10 日開催 基本計画（案）、地域編（案）、3か年推進計画（案）協議

第 1 章	序
第 2 章	
第 3 章	
第 4 章	
第 1 編	基本構想
第 1 章	計画の 主要目標
第 2 章	行政経営 方針
第 3 章	第 1 節 施策体系
第 2 節	政策 1 子育てがすこやかに育つまちを 目指します
政策 2	健康長寿で暮らしを 楽しむまちを 目指します
政策 3	すまじく快適なまちを 目指します
政策 4	産業活力みなぎるまちを 目指します
政策 5	安全・安心に暮らしを 目指します
政策 6	市民が活躍するまちを 目指します
第 2 編	基本計画

(2)スケジュール

項目	平成26年度				平成27年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
基本構想								
基本計画								
地域編								
市民意識調査	○ アンケート調査	○ 調査結果報告						
パートナーシップ500人会議	☐☐ メンバー選出	☐☐ 基本計画素案意見交換						
地域座談会			☐☐ 地域編素案意見交換					
パブリックコメント			○ 基本構想案		○ 基本計画案			
総合計画審議会	☐☐ 委員委嘱		基本構想案 案諮問	基本構想案 案答申	基本計画案 案諮問	基本計画案 案答申		
市議会	☐☐			基本構想案 案議決		基本計画案 案議決	地域編案 案報告	
総合計画策定委員会	☐☐			基本構想案 策定		基本計画案 策定	地域編案 策定	

3. 政策・取組別指標一覧

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
政策1 子どもがすこやかに育つまちを目指します			
合計特殊出生率	県の人口動態統計(出生数)をもとに市(住基)で算出。現状、市の率が国を超えている優位性を勘案し、国目標(H42:1.8、H52:2.07)より10年早いH42年度に人口置換水準2.07とすることを目標に設定。※H21~25年度の平均値をH27現状値として仮定し、将来人口推計を算定。	1.72人 (H27仮定値)	1.84人
保育所待機児童数 (取組1指標)	国の基準に基づいて担当課で調査。待機児童を0人にすることを目標とした。※H28年度は3~5歳の預かり保育拡充で6人減、H29年度は認可保育所新設(1園)、認可化移行(1園)及び小規模保育施設新設(3園)により解消を見込む。	30人 (H27)	0人
全国規模の学力調査で 全国平均を上回る科目 の割合(小6・中3) (取組2指標)	国が実施する学力調査(国語A・B、算数・数学A・B)における本市の平均正答率のうち、全国平均を上回った科目数の割合。H32年度に学力調査を実施するすべての科目において、全国平均を上回るよう目標を設定した。	50.0%	100.0%
取組1 市民総参加で子育て環境の充実			
保育所待機児童数	国の基準に基づいて担当課で調査。待機児童を0人にすることを目標とした。※H28年度は3~5歳の預かり保育拡充で6人減、H29年度は認可保育所新設(1園)、認可化移行(1園)及び小規模保育施設新設(3園)により解消を見込む。	30人 (H27)	0人
放課後児童クラブの定員	袋井市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う市民ニーズ調査結果から、今後の利用見込を推計して施設定員を設定した。※H30年度頃を利用見込者数のピークと見込む。	805人	1,145人
地域住民による子育て 広場の実施箇所数	市民とのパートナーシップ事業の好事例として目標値に設定。各中学校区に1箇所程度の設置を目標値として設定。	1箇所	4箇所
母親クラブ等子育て支援 団体の数	パートナーシップ500人会議の中で委員提案により目標値として新設。2年に1箇所程度の増加を目指す。	8団体	10団体
保育コンシェルジュの人数	市役所窓口配置するほか、子育て相談を行う関係公共施設に1人ずつの配置を目指す。※公共施設:カンガルーのぼっけ、総合健康センター等を検討。	1人	3人
「男女共同参画社会づくり 宣言」宣言事業所数	毎年度2~3事業所の増加を目標に設定。※県に宣言事業所として認証される。事業所の活動に対して県から補助が受けられる場合がある。	30事業所	50事業所

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
取組2 未来に輝く若者の育成			
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童・生徒の割合(小6・中3)	全国学力・学習状況調査(小6・中3)で算出。H26年度から調査開始。H26現状値80%をもち、児童生徒の学力の向上と連動させることと、徳育を進める中で、自己有用感を高めることで「将来の夢や目標に向けて努力できる自分」をイメージさせることで目標達成を目指す。H32目標値を90%とし、一つ上の段階にステップアップしていく目標とした。	80.0%	90.0%
全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合(小6・中3)	国が実施する学力調査(国語A・B、算数・数学A・B)における本市の平均正答率のうち、全国平均を上回った科目数の割合。H32年度に学力調査を実施するすべての科目において、全国平均を上回るよう目標を設定した。	50.0%	100.0%
新体力テストで全国平均を上回る種目の割合(小5・中2)	新体力テストにおける市内小5全児童(男女各8種目)と中2全生徒(男女各8種目)の平均値のうち、全国平均を上回った種目の割合。H26年度の現状値をもちに、今後、各学校が目標を明確にした体力向上の取組を進めていくことを加味してH32年度の目標値を90%と設定した。	78.0%	90.0%
教育施設大規模改修等の実施(施設数)	大規模改修等をした教育施設(H24年度以降)の累積件数。H24年度:高南小、H28年度:(仮称)笠原認定こども園、H30年度:袋井西公民館を予定。	1箇所	3箇所
学校給食における市内産野菜の使用率(重量ベース)	H26年度は前年対比約3.7%の伸びであったことから、H30年度までの各年度の3.5%の伸びを目標とすることとした。H27年度は、加工食品(ゆでたけのこ・ローストオニオン)を手掛けることから6%の伸びを見込む。	24.1%	40.0%
取組3 教養ゆたかな人づくり			
徳育推進協働事業への参加者数	H27年度に300人規模の徳育推進協働事業を実施、H28年度以降も毎年度50人規模の協働事業を増やす目標とした。	420人/年	1,000人/年
公民館の利用者数	市内13公民館(中央公民館含む。豊沢ふれあい会館除く)を利用した延べ人数(選挙の投票に係る利用者は除く)。毎年度5,000人ずつ利用者数を増やす目標とした。	351,042人/年	380,000人/年
月見の里学遊館(水玉プール除く)とメロープラザの利用者数	月見の里学遊館(水玉プール除く)とメロープラザを利用した延べ人数(選挙の投票に係る利用者は除く)。毎年度5,000人ずつ利用者数を増やす目標とした。	169,643人/年	200,000人/年
図書館の資料貸出点数	袋井図書館(月見の里分室を含む)と浅羽図書館における資料の貸出点数。人口を87,000人と設定し、一人あたり年間貸出冊数を現在の6.11冊から、年0.1冊ずつ引き上げ、最終年度には6.8冊まで引き上げることを目標として設定した。	531,652点/年	592,000点/年
図書館の個人貸出利用者数	袋井図書館(月見の里分室を含む)と浅羽図書館における個人貸出利用者(延べ)数。人口を87,000人と設定し、一人あたり年間来館利用回数を現在の1.43回から最終年度には1.72回まで引き上げることを目標として設定した。	124,920人/年	150,000人/年

第1章	序	第1章	主要計画の目標
第2章	第1編 基本構想	第2章	行政経営方針
第3章	第2編 基本計画	第3章	施策体系
第4章		第1節	子育てがしやすいまちづくり
		第2節	健康長寿で暮らしやすいまちづくり
		第3節	快適で魅力あるまちづくり
		第4節	産業活力がみなぎる指産
		第5節	安全・安心なまちづくり
		第6節	市民が活躍するまちづくり

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します			
お達者度(男性・女性) (取組3指標)	お達者度とは65歳からの平均自立期間のこと。介護認定や死亡情報等により県が算出し公表。H24年度実績値が県内35市町中、男17.51は15位、女20.87は20位。H32年度に10位内(H24年度の10位の数値:男17.74/女21.20)を目標に設定。	男性17.51年 (H24) 女性20.87年 (H24)	男性17.74年 女性21.20年
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合(ヘモグロビンA1cの値が6.5%以上の人) (取組1指標)	特定健診受診者のうち、ヘモグロビンA1cの値が6.5%以上の人割合。H32年度にH25年度の県平均7.5%を下回ることを目標に設定。	9.2% (H25)	7.5% (H31)
総合健康センターでの総合相談件数 (取組3指標)	総合相談窓口の先進地である富士宮市の数値が3,938件で人口比から試算して、H27年度の想定値を2,500件とした。年間100件の増加を目標値として設定した。	2,500件/年 (H27想定値)	3,000件/年
取組1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進			
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合(ヘモグロビンA1cの値が6.5%以上の人)	特定健診受診者のうち、ヘモグロビンA1cの値が6.5%以上の人割合。H32年度にH25年度の県平均7.5%を下回ることを目標に設定。	9.2% (H25)	7.5% (H31)
市国保特定健診で内臓脂肪症候群該当者及び予備群者の割合	市国保特定健診受診者(男性)のうち、内臓脂肪症候群と内臓脂肪症候群予備群に該当する人の割合。市国保保健事業実施計画第1期計画(データヘルス計画)のH29年度の目標の達成が難しいため、H32年度の目標値として設定した。(H29年度目標=国のH27年度目標:H20年度比25%減)	男性33.3% (H25)	男性25.1% (H31)
	市国保特定健診受診者(女性)のうち、内臓脂肪症候群と内臓脂肪症候群予備群に該当する人の割合。市国保保健事業実施計画第1期計画(データヘルス計画)のH29年度の目標の達成が難しいため、H32年度の目標値として設定した。(H29年度目標=国のH27年度目標:H20年度比25%減)	女性13.0% (H25)	女性11.3% (H31)
総合健康センターの延べ利用者数	H28年度は聖隷袋井市民病院と休日急患診療室で8万人、保健センター2万人、介護福祉分野1万人、合計11万人と想定。H32年度の利用者数をH28年度対比1割増とすることを目標とした。※現状値の数値は、開設年度の想定	75,000人/年 (H27想定値)	120,000人/年
取組2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進			
要介護(要支援)認定者の割合(65歳以上)	第1号被保険者のうち、要介護(要支援)認定者数の割合。人口推移や要介護(要支援)認定者数の実績により目標値を設定した。	15.5%	17.8%
介護予防教室・講座参加者数	H29年度までは長寿しあわせ計画のとおり(実績の伸び率(2.6%)から目標値を設定)。H29年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」の移行に伴い、公会堂等における介護予防事業の展開を見据え、伸び率を4%とし目標値を設定した。	14,039人	18,000人
介護支援ボランティア登録人数	H29年度までは長寿しあわせ計画に基づく数値。H30年度以降は、新しい総合事業開始による影響からボランティア団体の活動が活発化すると見込まれるため、個人の登録数は鈍化することを見込み目標値を設定した。	256人	330人
認知症サポーターの人数	H29年度までは長寿しあわせ計画に基づく数値。市人口(高齢者)や区域などから1,300人程度いることが適正と見込み、目標値を設定した。	776人	1,300人
要介護(要支援)認定者のうち在宅サービス及び地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護)利用者の割合	要介護(要支援)認定者のうち、在宅サービス又は地域密着型サービス(うち小規模多機能型居宅介護)の利用者の割合。認定者数の伸び率から目標値を設定した。	57.2%	57.8%

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
取組3 安心できる地域医療の充実			
お達者度(男性)	お達者度とは65歳からの平均自立期間のこと。介護認定や死亡情報等により県が算出し公表。H24年度実績値が県内35市町中、男17.51は15位、女20.87は20位。H32年度に10位内(H24の10位の数値:男17.74/女21.20)を目標に設定。	17.51年 (H24)	17.74年
お達者度(女性)	お達者度とは65歳からの平均自立期間のこと。介護認定や死亡情報等により県が算出し公表。H24年度実績値が県内35市町中、男17.51は15位、女20.87は20位。H32年度に10位内(H24の10位の数値:男17.74/女21.20)を目標に設定。	20.87年 (H24)	21.20年
中東遠総合医療センターの患者満足度(入院)	H26年度の実績を踏まえ、一つ上の段階にステップアップする目標としてH32年度の満足度を90%とした(袋井市において設定)。	87.0%	90.0%
中東遠総合医療センターの患者満足度(外来)	H26年度の実績を踏まえ、さらに患者の視点に立った改善を続ける目標としてH32年度の満足度を80%とした(袋井市において設定)。	61.3%	80.0%
総合健康センターでの総合相談件数	総合相談窓口の先進地である富士宮市の数値が3,938件で人口比から試算して、H27年度の想定値を2,500件とした。年間100件の増加を目標値として設定した。	2,500件/年 (H27想定値)	3,000件/年
取組4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進			
共同生活援助(グループホーム)の定員数	障害者総合支援施設であるグループホームの市内における定員数。第4期障害福祉計画(H27~29年度)の数値に基づき、国が進める地域移行により、グループホームの需要が高まることを見込んで、H30年度以降は2施設(1施設あたり定員5人)程度の整備を目標として設定した。	66人	101人
避難行動要支援者の個別計画作成の同意率	災害時に支援が必要な障がい者のうち、支援活動に必要な個人情報の提供について同意を得た割合(障がい者のみを指標に設定)。H32年度までに同意率80%を目指し、毎年度2%程度の増加を目標として設定した。	70.8% (H27)	80.0%
障がい者の法定雇用率(2.0%)を達成している一般企業の割合	静岡労働局が公表している常用雇用労働者数が50人以上の事業所のうち、法定雇用率2.0%を上回っている事業所の割合で、H32年度に、H26年度の県平均(47.6%)を上回ることを目指し、目標値を設定した。(法定雇用率達成事業所数) / (常用雇用労働者数50人以上の事業所数)	27.1%	50.0%
取組5 親しみやすい市民スポーツの推進			
スポーツ指導者派遣回数	市内においてスポーツ団体等が行う活動に指導者を派遣した回数。H26年度の派遣回数169回を基に、H32年度の目標値を200回(5件/年増)とした。	169回/年	200回/年
スポーツ指導者育成事業助成金の交付件数	H26年度の交付件数18件を基に、H32年度の目標値を25件(1件/年増)とした。	18件/年	25件/年
全国スポーツ大会の出場者数(激励金交付件数)	H26年度の交付件数61件を基に、今後、本制度の周知と併せて指導者育成や競技力の向上を図ることを踏まえ、H32年度の目標値を90件(5件/年増)とした。	61件/年	90件/年
市内の運動施設の利用者数(エコパを除く)	H26年度の利用者人数660,891人を基に、今後、市民ニーズを捉えた施設の利用促進(新総合体育館を含む)を図ることを踏まえ、H32年度の目標値を750,000人(5,000人/年増+H32総合体育館利用者見込み)とした。	660,891人/年	750,000人/年

第1章
第2章
第3章
第4章

第1編
基本構想
第1章
第2章
第3章

第1章
主要指標
第2章
行政経営
針

第3章
第1節
施策体系

第2節
政策1
か子どもがすこやかに育つまちを

政策2
健康長寿で暮らしを楽にします

政策3
すま快
適を魅力ある

政策4
し業活
力ま
みな
なざる
指産

政策5
指し
安全
を
安心
を
目暮

政策6
を
と活
躍が
す
いき
ま
い
ち
き

付属資料

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
政策3 快適で魅力あるまちを目指します			
地区計画などの実施面積 (取組1指標)	地区計画や建築協定などを定めた面積。区画整理や土地開発、用途変更などを検討する地区への地区計画の導入を図る。※H28年度:川井西(新)、H30年度:駅南(拡大)、H31年度:月見の里(拡大)	299ha	360ha
1人1日あたりの可燃ごみの排出量 (取組5指標)	総排出量g/年÷人口÷365日=g/日。H21～25年度の平均排出量528g/日をもとに、今後の削減見込を加味して目標値を設定した。	518g/日	510g/日
公共施設のWi-Fiスポット設置割合 (取組6指標)	平常時又は災害時に不特定多数が利用する公共施設への設置割合。※図書館(2施設)、月見の里学遊館、メロープラザ、公民館(13施設)へ設置済み。今後は、新観光案内所、市役所等のほか、指定避難所である小中学校へ優先的に設置する。合計40施設程度の設置を想定。	42.5%	100.0%
取組1 暮らしたくなる都市拠点の創出			
市民がまちづくりに参加する地区数(地区計画など)	地区計画等の検討に取り組むH20年度以降の地区数。街路事業や都市防災などを推進する上で地区計画等の導入に向けて取組を推進する。過去の実績から、4地区を目標に設定した。	6地区	10地区
地区計画などの実施面積	地区計画や建築協定などを定めた面積。区画整理や土地開発、用途変更などを検討する地区への地区計画の導入を図る。※H28年度:川井西(新)、H30年度:駅南(拡大)、H31年度:月見の里(拡大)	299ha	360ha
土地区画整理実施区域内の未利用区画数	土地区画整理事業を実施した区域内の宅地、駐車場といった土地利用がされていない区画数。施行中の上山梨第三地区の保留地及び換地の土地利用を見込んで設定した。※利用H27年度:18区画、H28・29年度:25区画、H30年度:8区画、H31・32年度:7区画(保留地全部、換地半分程度)	860区画	770区画
取組2 誰もが移動しやすいまちづくり			
自主運行バス等の利用者数	H26年度の利用者数の伸び率(H25年度対比15%増)をもとに目標値を設定した。市内路線:5%/年増加、新病院線:10%/年増加を見込む。地域協働運行バスは、H26年度の利用者数を維持することを目標として利用者数を算出した。	28,289人/年	39,183人/年
幹線道路の歩道整備率	歩道が整備されている幹線道路(1、2級市道)の割合。近年の実績(+0.1%/年)と今後の見込みを踏まえて設定した。	39.7%	40.3%
協働による道路整備適用率(生活道路)	整備中の生活道路のうち、設計段階から住民と協働で取り組んでいる路線の割合。近年の実績(+2.5%/年)と今後の見込みを踏まえて設定した。	73.7%	92.5%
修繕実施橋梁数	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、重要度の高い橋梁(予防保全1)について修繕を実施する。年2～3橋の修繕を見込み設定した。	14橋	29橋
取組3 花と緑と水のまちづくり			
未利用地を活用した広場面積	地域住民が利用する広場として新たに活用された未利用地の面積。民有地を含む未利用地の活用には一定のルールが必要であるため、制度設計後に3～5箇所の整備を見込み、目標値とした。※参考:市に寄付される公園は200㎡以下のものが多い。	—	1,000㎡
公園愛護団体数	公園愛護報奨金の交付対象となる団体数。高齢化に伴い、団体数の増加は難しい状況であるが、自治会のほか常時利用している利用団体が5団体程度あるため、協力を仰ぎ増やしていく。	80団体	85団体
花工場の花苗配布数	市内の花工場(9箇所)で生産し、自治会や各種団体等に配布した花苗の数。これまでの実績をもとに、新たに、花育講座や高齢者等の社会福祉施設に配布する花苗を見込み、目標を設定した。	165,601ポット/年	170,000ポット/年
花育に関わる講座・イベントの開催数	市内全域に花育を浸透させるため、現在行っている講座やイベントに加え、市内13箇所の全公民館で花を用いた講座やイベントを開催する。	7回/年	20回/年

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
取組4 恵みある河川・海岸づくり			
浅羽海岸クリーン作戦参加者数	現在は、地元自治会、周辺企業、中学生や各種ボランティアの参加により実施している。環境基本計画の目標値を基にさらなる参加者数の増加を見込み設定した。H27年度は、雨天開催により参加者減となった。	1,400人/年	1,500人/年
河川愛護活動参加者数	今後も自治会への働きかけ等を継続して参加者の増加を目指す。河川愛護活動への参加者(500人/年)の増加を計画。H19～26年度の活動参加者の平均値が概ねH32目標の27,500人程度になる。	24,571人/年	27,500人/年
河川愛護(リバーフレンドシップ)の協定締結団体数	県が管理する河川堤防での愛護活動の協定締結団体数。環境基本計画の目標値を基に参加団体数の増加を目標値とした。	46団体	55団体
取組5 豊かな環境の醸成と継承			
1人1日あたりの可燃ごみの排出量	総排出量g/年÷人口÷365日=g/日。H21～25年度の平均排出量528g/日をもとに、今後の削減見込を加味して目標値を設定した。	518g/日	510g/日
市内の電力使用量に占める再生可能エネルギー割合	市内で消費される電力のうち、市内において太陽光、風力などにより発電された電力の割合。H26年度末実績(4.1%)から現在までの推移と売電価格の下落等を加味し、目標値を設定した。	4.1%	10.0%
再生可能エネルギー機器設置件数	太陽光、太陽熱などを活用した自然環境への負担を軽減する機器の設置件数。現在までの実績と今後の見込みなどから目標値を設定した。	6,183件	10,000件
生ごみ処理機等設置費補助金交付件数	今後もH21～25年度の平均交付台数(63.8台/年)と同程度の導入を目標とし、促進を図ることを前提に2,550台と設定。	2,160台	2,550台
環境教育(ごみの教室、アースキッズ事業、エコパを活用した環境教育)の実施件数	現在までの実績と今後の見込みを踏まえて設定。H26年度実績:43件の15%増を見込む。	43件/年	50件/年
汚水処理人口普及率	汚水処理人口普及率:行政人口に対する処理区域内人口。第1次総合計画のH27年度目標値(72.6%)と生活排水処理基本計画のH28年度目標値(74.0%以上)を達成するため、1.4%を1年間の上昇率として見込み、目標値を設定した。*汚水処理:下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など。	71.3%	79.6%
取組6 生活を快適にするICT環境の構築			
電子申請で届出・申請可能な手続きの種類	近隣市の状況をもとに、今後の取組を加味し目標値を設定した。*平均13件:磐田市:18件、掛川市:20件、湖西市:11件、森町:5件	20種類	25種類
オープンデータ公開件数	新たな産業の創出及び市民生活の向上や行政の透明性の向上を図るため、行政が保有する情報のオープンデータ化を行う。保有する情報の精査を行うとともに、年間100件を目標にデータの公開を行う。*目標値:人口分野80件、産業分野60件、福祉分野55件、防災分野40件など計500件。	0件	500件
公共施設のWi-Fiスポット設置割合	平常時又は災害時に不特定多数が利用する公共施設への設置割合。*図書館(2施設)、月見の里学遊館、メロプラザ、公民館(13施設)へ設置済み。今後は、新観光案内所、市役所等のほか、指定避難所である小中学校へ優先的に設置する。合計40施設程度の設置を想定。	42.5%	100.0%

第1章	序
第2章	第1編 基本構想
第3章	第1章 主要計画の目標
第4章	第2章 行政経営方針
第1編	第3章 第1節 施策体系
第2編	第2節 政策1 子育てがすこやかに育つまちづくり
第3編	政策2 健康長寿で暮らしを豊かにするまちづくり
第4編	政策3 すまじく快適な暮らしを魅力あるまちにする
第5編	政策4 産業活力をまねる指産
第6編	政策5 安全・安心な暮らしを目指す
第7編	政策6 と市民が活躍するまちづくり

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
政策4 活力みなぎる産業のまちを目指します			
製造品出荷額等（従業員4人以上） （取組1指標）	最新のH25年工業統計調査を基準年とし、平均成長率1.5%/年を目標に設定。本市の過去最高値は、H3年調査の595,759百万円。バブル崩壊後の最高値は、リーマン・ショック前のH19年調査の544,144百万円。H32年度目標値は、過去2番目となる高値であり、バブル崩壊以降の最高値の設定である。	4,957億円/年 (H25)	5,500億円/年
観光交流客数 （取組2指標）	1年間に市内の観光施設等を訪れた人の数。県の観光交流客数調査（観光レクリエーション客数、宿泊客数）において、市内観光施設等に聞き取り調査を実施する。市の観光施策により伸ばすことができる遠州三山（初詣除く）について（現状約1,400千人）毎年5%程度の増加を目標とした。	4,232千人/年	4,750千人/年
主要農産物産出額 （取組3指標）	メロン、茶、米など主要農産物の1年あたりの出荷額。過去5年（H22～26年度）は平均約1.6%/年で減少しており、今後さらなる減少も予想されるが、新規就農、担い手育成、規模拡大による効率化、振興作物の推進等により約0.5%/年の減少に抑制するよう目標を設定した。	77.6億円/年	75.3億円/年
取組1 産業の新たな展開の推進			
企業立地件数（製造業）	H22～26年度の5年間ににおける企業立地件数（累計）は9件であり、H28～32年度の5年間の目標値（累計）も同水準の9件とした。	9件 (H22～26)	9件 (H28～32)
製造品出荷額等（従業員4人以上）	最新のH25年工業統計調査を基準年とし、平均成長率1.5%/年を目標に設定。本市の過去最高値は、H3年調査の595,759百万円。バブル崩壊後の最高値は、リーマン・ショック前のH19年調査の544,144百万円。H32年度目標値は、過去2番目となる高値であり、バブル崩壊以降の最高値の設定である。	4,957億円/年 (H25)	5,500億円/年
静岡理工科大学と市内企業の共同研究件数	H22～26年度の5年間ににおける共同研究件数（累計）は3件/年である。これまでの実績を踏まえつつ1件増の4件/年とし、5年間累計で20件とした。	15件 (H22～26)	20件 (H28～32)
経営革新計画の承認件数（製造業）	H22～26年度の5年間ににおける承認件数（累計）は15件であり、3件/年である。これまでの実績を踏まえつつ2件増の5件/年とし、5年間累計で25件とした。	15件 (H22～26)	25件 (H28～32)
取組2 戦略的な観光の推進			
観光交流客数	1年間に市内の観光施設等を訪れた人の数。県の観光交流客数調査（観光レクリエーション客数、宿泊客数）において、市内観光施設等に聞き取り調査を実施する。市の観光施策により伸ばすことができる遠州三山（初詣除く）について（現状約1,400千人）毎年5%程度の増加を目標とした。	4,232千人/年	4,750千人/年
観光案内所来場者数	1日あたり100人（平日は8割程度）の来場を見込み年間目標値を設定した。	6,171人/年	30,000人/年
ホームページ等のアクセス数（観光関係）	市ホームページの観光関係及び観光協会のホームページ、フェイスブック、ブログへのアクセス数をカウントし積算。情報発信の充実等により3万件/年（毎年5%程度）の増加を見込み目標値とした。	619,236件/年	800,000件/年

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
取組3 経営力の高い農業の振興			
主要農産物産出額（推計値）	メロン、茶、米など主要農産物の1年あたりの出荷額。過去5年（H22～26年度）は平均約1.6%/年で減少しており、今後さらなる減少も予想されるが、新規就農、担い手育成、規模拡大による効率化、振興作物の推進等により約0.5%/年の減少に抑制するよう目標を設定した。	77.6億円/年	75.3億円/年
農業法人数	市内における農業法人の数。ここ数年の実績では、年間に1件程度の法人化と企業算入があった。飛躍的に増加する要素は少ないため、年間1件の増加とした。	34法人	40法人
利用権設定面積	農地の耕作権等を設定し、農家の規模拡大を図る利用権設定面積。過去4年間の実績（年間16ha増）に基づき、今後、農地中間管理機構や利用権を活用した農地集積を推進し、年間23haの増加とした。	960ha	1,100ha
農業農村の多面的機能の発揮に向けた取組面積	本市においては農用地の67.8%をカバーする県内最大級の取組が行われているため、今後、大きな増加は期待できない。また、活動を停止する組織も想定されるため、5年後に30haの増加とした。	2,070ha	2,100ha
取組4 魅力的な商業の振興			
売上（収入）金額（卸売業・小売業）	H24年経済センサスを基準とし、人口減少が見込まれる中、現状維持を目標とした。	235,545 百万円/年(H23)	240,000 百万円/年
創業件数（卸・小売業、サービス業の件数）	商工団体が把握する過去5年間（H22～26年度）の実績が94件、平均18.8件/年であった。これまでの実績を踏まえ、毎年度の目標値を前年度比約10%増とし、計画期間累計130件を目標とした。	94件 (H22～26)	130件 (H28～32)
消費者講座の受講者数	H26年度の実績をもとに、毎年10人ずつ増やし、H32年度770人を目標とした。	709人/年	770人/年
取組5 雇用環境の充実			
高校生と企業を結ぶ合同企業説明会への市内参加企業数	H26年度の実績（市内参加企業数13社/37社）をもとに、毎年2社ずつ増やし、H32年度には全体の3分の2以上の25社を目標とした。	13社/年	25社/年
市内学校でのインターンシップの参加率	H26年度の実績をもとに、H27年度の目標を61.0%に設定し、そこから毎年1.0%ずつ（参加者数を年間約20人増）増やし、H32年度には全体の3分の2以上の66.0%を目標とした。	60.3%	66.0%
サンライフ袋井の施設利用者数	H26年度の実績をもとに、H27年度の目標を20,000人に設定し、そこから毎年100人ずつ増やし、H32年度20,500人を目標とした。	19,788人/年	20,500人/年

第1章	序
第2章	第1編 基本構想
第3章	第2編 基本計画
第4章	第3編 実施計画
第1章	主要計画の目標
第2章	行政経営方針
第3章	第1節 施策体系
第2節	政策1 かかともがすこやかに育つまちを築きます
政策2	健康長寿で暮らしを楽しまします
政策3	すまじまちを魅力あるまちにします
政策4	産業活力をまねがります
政策5	安全・安心に暮らしをします
政策6	市民が活躍するまちを築きます

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します			
住宅の耐震化率 (取組1指標)	居住世帯のある住宅の耐震化の割合。H15年度・H20年度住宅・土地統計調査等を基に市で算出。国の目標H32:95%を目標に設定。	91.3%	95.0%
浸水被害想定家屋数 (取組2指標)	浸水被害常襲地区(蟹田川・沖之川・小笠沢川流域)の浸水被害想定家屋数。現在、整備中の治水対策事業の完了予定時期をもとに設定した。※高尾放水路整備によりH29年度で34戸減少を見込む。	295戸	261戸
人身事故件数 (取組3指標)	事故件数は第1当事者(当事者の中で1番過失が重い人)の件数。過去5年間(H22~26年度)の最上下値を除く3年間の平均値829件から約100件削減した730件を目標に設定。	775件/年	730件/年
取組1 地震災害に強いまちづくりの推進			
住宅の耐震化率	居住世帯のある住宅の耐震化の割合。H15年度・H20年度住宅・土地統計調査等を基に市で算出。国の目標H32:95%を目標に設定。	91.3%	95.0%
防災訓練の参加者人数 割合(12月訓練実施時)	地域防災訓練時の安否確認者数で算出。自治会加入世帯数の90%を目標として設定。	69.0%	80.0%
防潮堤整備延長(市施工分)	袋井幸浦の丘プロジェクト(袋井市静岡モデル防潮堤整備事業)による防潮堤の施工延長。県と連携し施工する4kmのうち、H26・27年度施工分と、豊沢開発からの発生土による施工分で、H30年度までに3.52km施工できる見込みである。H31・32年度は、0.16km/年とし、H32年度目標値を3.84kmに設定した。※H33年度完成予定	0.04km	3.84km
「メローねっと」の登録率 (防災情報)	本市の総人口のうち、メローねっとの受信登録をしている人の数。全人口の半数を目標として設定した。	10.4%	50.0%
取組2 治水・治山対策の推進			
浸水被害想定家屋数	浸水被害常襲地区(蟹田川・沖之川・小笠沢川流域)の浸水被害想定家屋数。現在、整備中の治水対策事業の完了予定時期をもとに設定した。※高尾放水路整備によりH29年度で34戸減少を見込む。	295戸	261戸
治水対策のための雨水 貯留量	河川等整備計画(H23~32年度)における遊水池及び雨水貯留施設の貯留量の累計。整備予定箇所想定貯留量により設定した。※河川等整備計画に位置付けしている施設はH32年度ですべて完了。	60,290m ³	82,190m ³
土砂災害ハザードマップ 作成率	県で行っている土砂災害防止法に基づく「警戒区域」の指定された区域を対象に「土砂災害ハザードマップ」を作成した割合。今後、県がH31年度までに指定する区域の見直しに合わせて作成時期を基に目標値を設定した。	59.1%	100.0%
土砂災害防災訓練の実 施地区数	土砂災害防災訓練を実施する自治会数。土砂災害警戒区域に指定されている自治会を対象に、毎年5地区(5自治会)実施することを目標として設定した。H26年度時点の指定箇所252箇所(25自治会)。	1地区/年	5地区/年

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
取組3 交通安全・防犯対策の推進			
子ども・高齢者の交通事故件数	H26年度の15歳未満及び65歳以上の高齢者の交通事故件数は101件である。H32年度の人身事故件数の目標値を730件としたため、H26～32年度までの人身事故件数削減割合は94%（730/775件）であり、同様の割合で削減する目標を設定した。101件×94%=96件で1件/1年削減することを目標とした。	101件/年	96件/年
人身事故件数	事故件数は第1当事者（当事者の中で1番過失が重い人）の件数。過去5年間（H22～26年度）の最上下値を除く3年間の平均値829件から約100件削減した730件を目標に設定。	775件/年	730件/年
免許証返納者数	H26に袋井警察署に免許返納をした高齢者等の人数が156人であり、傾向的に返納者は増加しているため、毎年10人ずつ免許返納者の増加を目標とした。	156人/年	216人/年
不審者情報件数	1年間に市に寄せられる不審者情報の数。H25年度以降、不審者情報は増加していることから、近年で1番少ない年（H24年度）を目標に年間約5件ずつ減少していくこととした。	41件/年	12件/年
刑法犯認知件数	袋井警察署が公表している発生を認知した事件の件数。H25年度からH26年度は、件数が急激に減少したため、今後の減少は緩やかになることを想定し、年間約6件（1%）程度の減少を目標とした。	639件/年	600件/年
取組4 消防・救急救助体制の充実			
出火率（人口1万人あたり火災件数）	過去5年（H22～26年度）の平均出火率は約3.6件であったが、たき火に対する注意喚起、防火パトロールなど放火されにくい環境づくりを啓発してきたこと等により、出火率が3.0件と過去5年で最小であったH26年度実績値を今後5年間継続していくことを目標として設定。	3.0件	3.0件
単身高齢者世帯（80歳以上）への住宅防火訪問実施率	国の人口推計により、80歳以上の高齢者人口割合が年間0.28%増加することが推計される。これを上回る年間0.5%ずつ実施率を上げ、6年後には3%実施率をあげることを目標とする。	8.5%	11.5%
消防水利（消火栓・防火水槽）の設置数	市内における消防水利（消火栓・防火水槽）の数。消防水利の充足率の向上にむけ、耐震性防火水槽や消火栓の増設等を年に6～7箇所（近年実績）行う目標として設定。	1,850箇所	1,888箇所
普通救命講習受講者数	13歳から60歳の人口約5万2千人の約10%が10年間で救命講習を受講すると仮定し、H28年度から年間約550人の受講を目標とし、H32年度に10,000人を目標とする。	6,712人	10,000人
消防団員数の充足率	条例定数660人に対する実人数。条例定数を目標として設定した。＊条例定数H27年度以降：660人（H26年度まで：651人）	95.8%（H27）	100.0%
取組5 安全な水の安定供給			
水道の基幹管路耐震適合率	老朽管更新（耐震化）第2次計画に基づき計画的に耐震化を進めることで、基幹管路耐震適合率（耐震化のための管路更新）をH25年度：38.5%からH45年度：66.5%にする。	39.6%	47.2%
水道事業の営業収支比率	営業収支比率（%）＝営業収益／営業費用×100。H28年度に水道料金を改定（平均4.2%程度料金増加）することを前提に目標値を設定している。	102.7%	110.0%

第1章	序
第2章	第1編 基本構想
第3章	第1章 主要計画の
第4章	第2章 行政経営
第1編	第3章 第1節 施策体系
第2編	第2節 政策1 子どもがすくすく育つまちを
基本構想	政策2 健康長寿で暮らしを充実させる
主要計画	政策3 すまじく暮らしを
行政経営	政策4 産業活力を
第1節	政策5 安全・安心な
施策体系	政策6 と市民が活躍する
第2節	
政策1	
子どもがすくすく育つまちを	
健康長寿で暮らしを充実させる	
すまじく暮らしを	
産業活力を	
安全・安心な	
と市民が活躍する	

指標名	目標値設定根拠等	現状値 H26年度	目標値 H32年度
政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します			
自治会加入率 (取組1指標)	総世帯のうち自治会に加入している世帯の数。H27年度の数値87.5%を基準とし、毎年0.5%（5年間で2.5%）上昇させ、H32年度に90%とする目標とした。	87.5% (H27)	90.0%
協働まちづくりセンターの登録団体数 (取組1指標)	H18～26年度の平均増加数は△1.2と減少しているため、新たにH26年度とH27年度の見込値と増加数を基準とし、20団体（4団体×5年）を加えた70団体を目標に設定。※登録すると会議室や備品等の利用、団体間交流、活動発表（ふらっと祭）等ができる。	46団体	70団体
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数 (取組3指標)	毎年度2～3事業所の増加を目標に設定。※県に宣言事業所として認証される。事業所の活動に対して県から補助が受けられる場合がある。	30事業所	50事業所
取組1 市民と行政の協働によるまちづくり			
自治会加入率	総世帯のうち自治会に加入している世帯の数。H27年度の数値87.5%を基準とし、毎年0.5%（5年間で2.5%）上昇させ、H32年度に90%とする目標とした。	87.5% (H27)	90.0%
地域主体による新たなまちづくり事業（コミュニティ事業）に取り組んだ数	地域、組織、団体等が連携し、地域課題や地域の実情にあわせたまちづくり事業に取り組んだ数。1つの自治会連合会あたり1事業を目安とし、H32年度に24事業（24自治会連合会）として設定。	0事業	24事業
協働まちづくりセンターの登録団体数	H18～26年度の平均増加数は△1.2と減少しているため、新たにH26年度とH27年度の見込値と増加数を基準とし、20団体（4団体×5年）を加えた70団体を目標に設定。※登録すると会議室や備品等の利用、団体間交流、活動発表（ふらっと祭）等ができる。	46団体	70団体
NPO団体等が企業と連携し実施した事業数	H27年度から行う取組であるため、毎年度2事業程度の実施を目安として、H32年度の目標を10事業とした。	0事業	10事業
取組2 多様な文化の創造			
歴史資料館（歴史文化館・郷土資料館・近藤記念館）の入館者数	これまでの実績をもとに、前年度比1.25%（200人）増加を目標とした。	15,810人/年	17,000人/年
多文化共生を推進するための講座数	市内在住の外国人が日本で円滑に生活するための講座。H26年度の実績（7講座）をもとに、2年間で1講座の増設を目指し、H32年度に10講座とする目標とした。	7講座/年	10講座/年
取組3 共生社会の確立			
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数	毎年度2～3事業所の増加を目標に設定。※県に宣言事業所として認証される。事業所の活動に対して県から補助が受けられる場合がある。	30事業所	50事業所
市の審議会等の女性委員の割合	国や県の男女共同参画基本計画においても40%を目標としていることや本市の実績値についても30%台を横ばいで推移していることから、H32年度の目標数値を40%とする指標とした。	35.4% (H27)	40.0%
虐待予防教室の参加者数	ベビープログラムは、初めて母親になる人が子育てに必要な知識や親子の絆づくり、関わり方を学ぶ講座である。H26年度の受講者数（年2回開催（全4回コース））は56人であった。ベビープログラムのインストラクターの養成講座を行い、H32年度までに、H26年度の約2倍の実受講者数になることを目標とした。	56人/年	120人/年
家庭児童相談室への実相談者数	家庭児童相談室は、核家族化の進行等により、養育力が不足している家庭に相談を行っている。H23～26年度の4年間で実相談者数が8%増加（1年につき2%増加）している。今後同程度の増加を見込み、H32年度の実相談者数をH26年度の10%増の162人になることを目標とした。	146人/年	162人/年



第2次 袋井市総合計画

前期基本計画

企画・制作／袋井市（平成27年9月策定／平成28年3月発行）
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL 0538-44-3105 FAX 0538-43-2131
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>